

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-150）、MOX燃料加工施設（1-154）」

2. 日時：令和4年8月2日（火） 14時00分～19時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 高松 理事 燃料製造事業部副事業部長 他23名

中部電力株式会社 原子力本部 原子燃料サイクル部

サイクル戦略グループ 副長

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料技術グループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の

変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和4年7月4日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月22日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月29日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月1日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	院長規制庁清水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:06	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、資料を基にヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:16	尼崎規制庁側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室2の出席者の紹介をお願いします。
0:00:24	ハバサキ法が、
0:00:28	フジワラオオハシセトガワになります。これ、遅れてあと高梨さんが参加されます。
0:00:36	はい。あとその他WEBからコサクナカガワツガネタジリタケダシミズがいます。
0:00:47	それでは日本原燃の方からの出席者の紹介等議題の構成の説明をした上で、資料の説明を開始してください。
0:00:57	はい、日本老年ナカハマでございます。
0:01:00	本連盟側の参加者を紹介いたします。
0:01:05	赤松。
0:01:07	井口。
0:01:08	千原ヤマダ。
0:01:11	キクチ。
0:01:12	うちメーカー。
0:01:14	黒川。
0:01:15	佐藤。
0:01:17	田巻。
0:01:18	パッチ
0:01:20	オウサカ。
0:01:21	金井志田。
0:01:23	コシカ。
0:01:25	これが
0:01:26	黒野式。
0:01:27	それは、
0:01:29	当時の
0:01:30	これか。
0:01:31	堀部千野図
0:01:34	ナカムラ。
0:01:36	ブロック、
0:01:37	青山。

0:01:38	スモモザワ。
0:01:40	ナカハマ。
0:01:42	以上になります。
0:01:44	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、
0:01:48	画面経由させていただいてございますが、
0:01:51	まずその事務、審査会合資料のご確認をいただきます。
0:01:56	そのあと、共通シリーズの共通 06、
0:02:00	10、
0:02:01	05 を、
0:02:03	08、
0:02:05	定量向上剤 501、重大事故の十時 030305
0:02:13	以上の説明資料となります。
0:02:17	それでは審査会合資料の方の確認いただきたいと思いますので、ご説明開始させていただきます。
0:02:28	日本原電の高橋でございます。震災後資料についてご説明をさせていただきます。
0:02:35	前回ですね 7 月 21 日に一度ご説明をさせていただきましたけれども、そこで出たコメントを反映いたしまして、7 月 29 日に提出していた、させていただきますものがございます。
0:02:49	主に修正点についてご説明をさせていただきます。
0:02:53	2 ページ目をご覧いただければと思いますが、
0:02:57	2 ページ目ですね、まず三つの矢羽根につきましてははですね趣旨は特に大きく変わってございまして、趣旨は同じで記載の適正化を一部したものでございます。
0:03:09	外山の四つ目でございますが、四つ目につきましてははですね、前回のヒアリングでですね、記載内容の拡充が必要な事項ということで具体的な記載を、
0:03:23	書くというようなお話があったかと思っております、そこについてはですね、括弧書きでそのような記載をしたし、したという趣旨で
0:03:33	四つ目の矢羽根を追加しているということでございます。それから五つ目の矢羽根でございますが、五つ目の矢羽根につきましてははですね、
0:03:43	設工認の分割申請計画につきましてはですね、次回以降の話につきましては今後ご説明をしていくという趣旨を記載すると。
0:03:53	いうところで今回五つ目の矢羽根の趣旨を記載させていただいたところでございます。説明は以上でございます。
0:04:02	規制庁清水です。それでは、最後資料について規制庁側から特にございましたらお願いします。

0:04:10	はい。規制庁仲です。
0:04:12	今説明あった通り
0:04:16	もう少し具体化したというような話もありましたけど修正のところですね、若干ちょっと曖昧で、意味がよくわからないようなところも見受けられて、
0:04:26	例えば矢羽根の四つ目なんですけれど、まずその
0:04:33	設工認申請書の構成の見直しや記載内容の拡充となっていて、
0:04:39	記載の拡充というのはまあそれはあるのかなと思います構成の見直しってのはこれは何、何を意図してるんでしょうか。
0:04:49	はい。日本原燃の高橋でございます。確かにちょっとここ記載内容の拡充と記載内容の拡充については、もともと入れるつもりだったんですが構成の見直しについてちょっと書くのが実は迷ったところではありました。で、
0:05:04	確かにちょっとこのような構成の見直しって角度ですね非常に大きさに見えてしまったというところがあったかもしれませんが、我々として確かに今更ですね大きな構成の見直しがあるとは全然思っ
0:05:17	てませんで、例えばですね警察、計算機構造とかをですね今それぞれの書類ごとにつけるとかですねそのようなちょっと軽微なちょっと修正もある。
0:05:29	ていうことをちょっと意識してですね、記載の拡充っていうのと、プラスしてちょっとそういうところもちょっと書いたつもりであったんですけども、そのようなところも踏まえてですね
0:05:41	MOXの方でも、そういうところの議論も基本的には記載の方向性っていうのも基本的にはもう収束してるのかなというところもありますし、
0:05:54	わざわざちょっとそのようなところをですね審査会合資料の審査会合の中でですね、お話するようなことでもないのかなというふうに思ってございますので、
0:06:03	ちょっと我々の中では、この構成の見直しっていうのは、もう消してしまっていていいのかなっていうふうに考えているところでございます。以上です。
0:06:13	はい。規制庁仲です。
0:06:15	わかりました。書くなら書くということでもですねそれが読んでわかるように書いていただいた方がいいのかなと思います。内容だけではちょっとわからなかったところで結論としてですね構成の見直しを消していただくということでそれはそれで、
0:06:32	よろしいのかなと記載内容の拡充というところに、中心になりますが、それはそれでよろしいのかなと思います。それで、その具体例としてですね括弧で外部衝撃における波及的影響の考え方というのと、

0:06:47	あとは溢水評価における冷却塔の扱いというのがですね確かにヒアリングレベルで言えば、
0:06:53	いろいろやりとりをしてるといのは事実ではあるんですけど、ただ溢水評価における冷却の扱いだけであると、何がどう、どうなのか、どうい扱いなのかというところがちょっと、
0:07:06	具体性がわからないということと、
0:07:10	あとはこれ自体がですね何か主要な論点となるような今その長時間かかっている理由なのかと思う等、
0:07:22	むしろ何か、
0:07:24	これだけではなくてですね例えば再処理で言えば、MOXんと比較して屋外の施設等がある中でそういう屋外施設、
0:07:35	に対する評価とかですねそういうものを、一般が、
0:07:40	を充実する必要があるのではないかというふうに考えてますが、
0:07:46	いかがですかね何か。
0:07:49	逆にこの溢水評価における冷却塔の扱い者に何か解決すればすべてがこうおさまるのかということでもなくもっと広い意味での再処理施設としての特徴としての
0:08:01	屋外施設に対する考慮拡充、そういったことかと思うんですがいかがですか。
0:08:09	学園の高橋でございます。確かにですね、再処理施設の特徴としては、MOXと比べるとですね、屋外施設、屋外施設、屋外に重要な施設があるということで、
0:08:22	今評価全般にわたってですねやっぱり記載っているのは、やっぱり見ていかなきゃいけないところあると思っているので、一般の方にわかるようにしているのがありますし、
0:08:32	記載の拡充という意味では、ここに記載してる内容だけではなくてですね、全般にわたってという意味であれば、屋外施設における評価に係る記載と、
0:08:46	というような形で、ちょっと全般にかかるような書き方っているのは、その通りかと思えますんで、ちょっと記載についてちょっとその辺修正させていただきたいと思えます。
0:08:56	はい。市長の仲です。確かに
0:08:58	修正の方針はそういうことで理解しました。溢水評価における冷却は確かに、
0:09:05	いろいろやりとりはあるので当日ですねどういうところが使っているかという話の展開によってはこちらからもその溢水評価における、

0:09:15	こういったところについてもう少しこういう整理が必要だということはコメントするかもしれませんが資料上はちょっと一般的にもわかりやすいような、何が論、主要なものかと。
0:09:26	ということで、それは広い意味での屋外施設に対する評価ということで、
0:09:33	記載いただければそれはそれで理解できるのかなと思いました。了解しました。
0:09:39	それからあと最後ですけど五つ目で審査での説明性向上を図るためというのはこれはどういうふうに捉えればよろしいでしょうか。
0:09:50	はい。
0:09:52	ちょっとここもですねどのようにですねどこまで記載すればいいかってのは少し迷ったところではあったんですが、まず書きたかった伝え方と意図はですね、
0:10:04	基準適合を説明する際にですね、当然ながらですね次回で、技術基準適合を説明する際に次回で、
0:10:15	申請範囲とか申請施設を含めてですね説明を必要とする場合はやっぱり非常に多いというところで、当然ながら分割申請するよりもですね、一括して申請する方がですね、
0:10:27	同じ申請書の中で説明することができると。
0:10:30	いうところでですね当たり前前の話ではわかっていた話ではあるんですけども説明性がより良いですよねというところをお伝えしたかったというところがございます。以上です。
0:10:43	はい。規制庁仲です。
0:10:45	ちょっと今までがどういうことであってなぜこういうふうに変えるのかっていうところがちょっとわからなくて、
0:10:52	たところがあったんですが
0:10:55	意図は何となくわかるんですが、もう少しわかりやすい表現があるかどうかでなければコストになるのかもしれませんが、
0:11:04	少し従前こうだったものがこうである。
0:11:08	ようにするということがですね明確になればいいのかなとは思いますがちょっと。
0:11:14	大道金井で私も特段、こうだと言うつもりはありませんが、一応ちょっとそこはコメントだけということにしておきます。以上です。
0:11:25	日本のタカハシ断層とかあります。ちょっと
0:11:31	従前こうだったものをこのように、
0:11:35	考えた残しますっていうちょっといい表現があるとちょっと考えたいと思います。以上です。規制庁仲です。そうですね

0:11:43	あまり長ったらしく書くとまたその字数がちっちゃくなってということもあって難しいところはあるんですけどもしかしたら口頭での説明ということになるのかもしれませんがそこは、
0:11:53	何がどうだったからその説明性をさらにこういうSEMこうするっていう先ほど説明があったようなことをですね口頭でいただく。
0:12:02	こともあるのかなと思いますけどより良い表現があれば適切に修正していただいて、なければこれでしっかりと口頭で説明していただければと思います。以上です。
0:12:13	規制庁コサクです。今、大きく2点あってし、0点の下二つ。
0:12:21	だと思っておりますけど、
0:12:22	まず内容的なその今後っていうところについては、
0:12:29	私もちょっとよくわからなくて、
0:12:31	外部衝撃における波及的影響の考え方っていうのは、先ほどの
0:12:38	仲川が言った奥が設備の云々っていうのと同じですか。
0:12:47	同じというかその中に入ることですか、それとも別ですか。
0:12:52	辨野高橋でございますけども、私の解釈でいうと、そこに含まれるのかなというふうに考えましたけども、
0:13:07	はい、規制庁不足ですそうだろうなと思うので、まずそういう
0:13:12	状況がちゃんと伝わるように言っていただきたいということです。今の観点からいうと、このレ点の二つ目ですかね。
0:13:24	先行でMOXが進んでいる中、最初にも参考にと言いつつ、3、
0:13:31	高にできないというか、もう最初に特有のものは再処理、MOXでは整理されてないので、追加で整理をしなきゃいけないと。
0:13:41	いう範疇があるっていうことなんだと思うんですけどそういう理解でいいですか。
0:13:48	井上の高橋でございます。はい。まさにそういう範囲だというふうに理解してございます以上です。
0:13:55	はい。補足です。そういうことをまずちゃんと言っていただくのが大事だろうなと思って。
0:14:01	それー、そこが屋外施設っていうだけかっていうところはどうなんですかね。
0:14:21	日本原電の高橋ですけども。
0:14:25	待った結党言われると、
0:14:34	ちょっと難しいんですが特徴的なのは確か屋外施設の、どんなのかなというふうには思っていますが、
0:14:46	はい。はい、古作です。もう少しだから
0:14:51	これからやらなきゃいけないことのタスクっていうのを整理をして、それが



0:14:56	再処理特有っていうことに、大卒の言葉としては集約されると思うので、それがな、具体的に何なのかっていうので屋外施設ってのがありませんということだったりこういうことがあったりと。
0:15:07	ということがいえるようにして、資料を提示いただきたいと思いますし、当日説明いただきたいと思います。その一つの
0:15:16	話とすると、再処理でまだ手付けられてつけられてないっていうと語弊ありますね手はついてるんだけど、また最終的なところまで行き着いてないのが設備抽出で、
0:15:28	一応
0:15:31	溶解設備を例にしながら、こんな形で整理をしていけば、機能を
0:15:39	に、宣言している機能に対して、それを担う設備が
0:15:46	設工認の申請のレベル感として仕様表。
0:15:50	方針。
0:15:51	というところでどの範囲どういうふうに進出けば適切かと。
0:15:56	ということの網羅性というのが説明できるようになってくると。
0:16:00	ということがあって、一応そのあたりは前回の会合でもお話をしていたいてますけど、まだ少しかかりだということがあるので、
0:16:09	補正の内容、
0:16:12	というところだと、もう原燃としては整理がついてて補正で今回はもうしっかりとまとまっていますということかもしれませんけど、説明という関係からは、
0:16:22	MOXに比べて系統ば大きい、機能も細々多いと。
0:16:28	というようなことを、
0:16:33	だけ今後も多いというかあれですかね、複数施設に跨る、一体としての機能があると、ということかもしれませんけど、
0:16:43	そういったところもわかるようにしていただければいいかなというふうに思います。
0:16:54	日本原燃の高橋です。
0:16:56	わかりましたまず、屋外施設における評価に加えてですね、ちょっと今、説明が残ってるものっていうのはまずは、我々の中で当然、
0:17:08	洗い出しは当然なんですが、その中でもちょっと設備抽出の件についてはですね、ちょっと考えさせていただきたいと、ご説明の中に加えるのかなというふうに考えましたので、
0:17:21	その辺も含めてですね、ちょっと資料直させていただきます。以上です。
0:17:26	はい。

0:17:27	補足ですその他も含めて精査をしていただければと思います。それで今の設備中枢の次に来るのは類型化っていう話に大枠としてはなるんですけど、
0:17:40	その話通す、一番下のレ点の分割申請計画っていうのは関連してる事項だと思ってまして。
0:17:50	先ほどナカガワも、これDはどう考えて何でとかっていうところになるんですけど、説明性向上って、なるべく1本の方がって言われたらじゃあ最初から1本でよかったじゃねえかという話になるわけで、
0:18:09	それこそ、このタイミングでそういうんだったら1回取り下げて一本で出していただいた方がよっぽど審査はしやすいわけですね、方針とかも、設備が出てない中の方針審査するよりは一体で審査した方がいいわけで、
0:18:22	というところまではいかないんだとしたら、これが説明の目途が小対応の目的だっていうと、話が違うような気がするんですよ。
0:18:35	元の分割の理由は何だったのかっていうのにちゃんと立ち返っていただいて、
0:18:41	その図、申請した時のその理由と、
0:18:45	現状とがどういう変化があり、それに応じて、今後こういうふうにしていきたいと言うことを、説明できるようにするということだと思うんですね。
0:18:56	資料としては言葉じりわあ、そんなに多くいらなくて、その経緯がわかるようなワードがちょっと入ってるだけで十分なんですけど。
0:19:06	そのあたりどうお考えになってるんですか。
0:19:09	2本0. タカハシでございます。
0:19:13	今のお話、いただいてですねそのような説明っていうのは可能かなというふうには思いました。で、
0:19:24	我々としては、当然ながらの設計進捗っていうところも正直ございましたけども、我々のちょっと至らんところもあってですね、ちょっとなかなか
0:19:38	審査がちょっとなかなか、我々の説明がちょっとあれあったのもあって、このように時間がかかってしまった部分があったので、
0:19:48	逆に言うんですけど設計の方の進捗ってのはそれなりには我々の中ではできたのかなというところもありますんで、そういうところも踏まえてですね、
0:19:59	ちょっと記載のほうは考えさせていただければなというふうには思っております以上です。

0:20:05	はい、蘇武ですまさにそういうことだと思っててですね分割の理由は、一番最初に一番大きかったの設計進捗だったんで、その説明をしていただくのが一番
0:20:16	理解しやすいんだと思います。MOXの方はここ、
0:20:20	建設工程というのが一番大きな話だったと思いますので、
0:20:27	ちなみにMOXの方は分割計画は変えるつもりはないっていう、
0:20:32	ちょっと申し訳ないですけどすみません乳井西田でございます。今、つもりはございません。当初通り建設工程に合わせてということで、4分割ということで考えてます。
0:20:44	はいコサクですわかりました。あれですかね、再処理とMOXの関係性でいうと、
0:20:51	MOX再処理の共用部分、再処理との共用部分っていうのは再処理が先行して、MOXがそれを使いますよということで、
0:21:01	MOXを使うということは許可で整理されているので再処理の申請においてその部分はもうすでに考慮してやっておいてっていうことなので、再処理が進む分には何も問題ないっていうことですかね。
0:21:13	はい、稲石でございます。そういう考えでもともと整理をしておりました。以上です。
0:21:20	はい。コサクですわかりました。それでしたら最後のレ点のところは、その設計進捗のことも触れて、
0:21:29	説明いただけるといいかなと。
0:21:31	いうところで、あと類型化の方なんですけど、
0:21:36	当分割でいく場合にはその種類のうちのどこが対応なんだと、次回に出てくるもので同じ種類のやつも代表性としてどうかと。
0:21:46	いうことを話をして次回合理的にやっていくと。
0:21:50	いうのが基本思想で我々いたというところなんですけど、その点で言うとまとめた際にわあ、その点ではそんなに次回のことを考えなくてよくなるので、その申請の中での累計で、
0:22:09	代表性を淡々と見ていくということにはなるとは思うんですけど、ただ、類型整理してないとその審査が長引くということになったりスルーなので、
0:22:20	そのあたりは何か今考えてることと違ってありますか。
0:22:25	はい。日本原燃の瀬川でございます。コサクさんが今ご指摘された通りだと思っておりまして、やはり文化通の回数が増えれば増えるほどですね、
0:22:35	次回申請分も含めてのその類型化の妥当性の説明といったところにすぐ苦勞するかなというふう認識でございました。また

0:22:46	次回も含めての代表性代表選手の選定といった部分でもですね、選び方に非常に説明に窮するなという印象を持っておったところでございますそれが、
0:22:58	今回一本化するという方向でこれ動けばですね、そういった部分の新しさ非常に解消しますし、合理的な説明をしていく合理、効率的な申請書を作るという観点では非常にプラスの方向に働くかなというふうに認識しておりますし、
0:23:16	またそういった部分も含めてですね、類型化の検討を今進めているところでございます。以上です。
0:23:23	はい。規制庁日下です。わかりました。一方で一本化、一本化というかまとめる等、その分
0:23:31	審査の過程で表カーの見直しが必要になったり追加評価が必要になったりといったときに、
0:23:41	清閉会として、やってかなきゃいけない量が増えると。
0:23:46	ということにはなりますけど。
0:23:49	それもあれですかね、分割すると、工事課井川で言われて前のやつにも跳ねてというような危険性を考えれば、どっちにしろ、やらなきゃいけないものはやらなきゃいけないのでということ
0:24:04	要は、その時点のものとして増えても、それはそれで進めていくっていう判断をされてると思えばいいんですか。
0:24:13	はい。日本原電の瀬川でございます。
0:24:16	これもコサク谷井のご認識の通りかなと思っております。確かにその瞬間瞬間で処置しなきゃいけない対象物量はですね、確かに分割してる場合とそうでない場合とでは、
0:24:30	物流が変わってくることはあろうかと思いますがけれども、やはり最悪ケースの後、次の2回、第2回から第3回のタイミングでですね、何かフィードバックが発生するみたいな、
0:24:44	状況は、これは避けることができますのでそういった意味ではそちらの方がメリットが大きいかなという印象を持っております。
0:24:53	はい、わかりました。で、特に一番我々気にしてるのは、第1回で話した地下水の関係だったり、地下水っていうか、地下水位の設定の間、
0:25:08	買い取ったりその液状化影響の評価と、
0:25:11	いうところ、或いは次、ここで書いてある地盤モデルと言っているところの、江本モデルの範囲ですね。
0:25:22	の、
0:25:23	直下周辺といって整理をしていくのかっていうところの考えていうのが、第1回はその限定した建物構築物だったのでピンポイントで話しましたが、

0:25:38	今後複数の建屋があったときにどうするかっていうのが論点にありまして、それが
0:25:47	原燃の申請してくるものの通りにそのまま進むのかどうかっていうのは、ちょっと不安があるんですけど、その辺りどう進めるおつもりか何かありますか。
0:26:02	はい。日本原燃の瀬川でございますすみません衛藤井強ですね土建の人間がいないのですよね、正確な回答になるとはちょっと思えないんですが、私が思っているところでいけばですね、
0:26:17	まず第1回申請で、議論になっていた部分というのは、もちろん次の次回申請の時にはですねまずさ、最初の断面でその論点の整理といった観点でですね、
0:26:28	次回申請分に対して、退会分がどういうふうに解釈されて影響されていくのかといったところを、申請設備はすべての建屋申請することになっていくと思いますけれども、に対してですね1件1をきちんと、
0:26:42	考え方を説明させていただいてですね、その見通し替えられた断面で、そういった前提、展開の前提に基づくと、建物だとか地盤というのは、
0:26:56	こういうグルーピングで説明できますよねという建物の特徴、建物の評価の特徴に応じた類型の説明、そんな流れでですね審査を進めていくのかなというふうに考えておりました。
0:27:10	はい、規制直属ですそれがですね、
0:27:14	先ほど宇佐一番下のレ点で、分割の考えを変えるときに累計も関連してというような古藤の一番大きなポイントになると思う。
0:27:25	て言って、その見通しを得ることによってまとめて申請してもその混乱のないようにというようなことにもなるんじゃないかなと思うんですよ。
0:27:37	それで先週、
0:27:40	決得さん、藤瀬川さんもいらっしゃったと思いますけど面談をさせていただいたときに、この辺りの整理状況はどうなんだと、
0:27:52	その点で相談事項があれば面談するよう、面談或いはヒアリングでも話を聞くというふうに言ってたんだけど。
0:28:00	いうところからの主状況もよくわかってないんですけど、何かそちらで整理されてることありますか。
0:28:14	はい。日本原燃の瀬川でございます。
0:28:17	すみません。私もですね今週から復帰したところがあってですね、
0:28:23	ちょっとその辺り地盤関係、過去にですね第二グループ以降の部分についての扱っていった部分も、

0:28:34	相談したいというふうに思っているというような、社内の意見というのが出てる、出てきているといったところまでは確認をしておりましたけれども具体的にちょっとどういう動きをしようとしているかといったところまでちょっとフォローできておりませんでした。
0:28:48	戻ってですねちょっと土建と、どういう動きをしようかといったところをちょっと再度確認させていただいた上で、改めてちょっとどっかの場でご説明させていただければなと思います。
0:29:02	はい。整理をしておいてください。会合でも、この最後のレ点のところとの関係でもお聞きしたいと思ってますので、その点で殊、
0:29:14	どの程度、ここに書くかどうかというのはちょっとわかりませんが、
0:29:19	状況として説明できるようにしといていただければと思います。私からは以上です。
0:29:28	規制庁シミズです。と他介護資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:29:37	等では当園側から振り返りとして、資料の修正方針と修正版の資料をいつ出すかについて説明をお願いします。
0:29:51	はい。日本原燃高橋でございます。審査会合資料につきましては、まず、0点の四つ目のところですかね、四つめのところにつきましては、
0:30:03	もともとちょっと記載をしていたのは、若干ちょっと
0:30:12	細か過ぎるというかねそういうところもありまして、記載につきましては、もう少し
0:30:20	屋外施設とか、そういうような記載にするのとともにですね、記載の項目につきましても、もう少し我々の方で整理をした上でですね、
0:30:32	設備抽出も含めて、記載の項目についても見直して提出したいというところでございますそれから、
0:30:41	五つ目の矢羽根につきましては、説明性向上という言葉を使いましたけれども、もともとの分割申請の、
0:30:52	理由というところを含めてですね、考えた際にですね、設計進捗というところも含めてですね、今回一括にした経緯というのを考えてこの記載については見直して提出をさせていただきたいというところでございます。
0:31:06	で、提出日につきましてはですね、
0:31:16	明後日の木曜日に提出をさせていただければと考えております。以上です。
0:31:25	規制庁清水です。当資料提出については何ボックス曜日中ということで一致をしました。
0:31:33	あと、介護資料について全体通して規制庁側から何かございますでしょうか。

0:31:39	すいません規制庁コサクです。以上と言っておきながら申し訳ないんですけど最後の一括っていう意味なんですけど、
0:31:45	1項申請に更新制もありますし、あと、共用の部分もあったりっていうことなんですけど、
0:31:53	それは同時期に出しますよっていう意味で書いてるっていうことで推移通り書いてたんですけども、まず間違ってます。
0:32:08	宮村タカハシでございます。まず、
0:32:12	一発の意味はまず、もともと分かれていたものを一緒にするというのは、もちろんでございます今考えているのは、
0:32:21	1個2個は当然一緒にできませんのであれですけども、基本的にはできるだけ医師一緒の申請にするということで、共用とか、その辺のところも、
0:32:34	1項2項の中では、基本的には一緒にする方向で考えたいとそういう意味でございます。以上です。
0:32:42	規制庁コサクですそうすると廃棄物管理ワー、再処理に引っ張られて
0:32:50	いくということ等で、
0:32:54	今日は共通05はMOXの分についてということで再処理の変更はされてないという状況ですけど。
0:33:02	根本的に書き換わって廃棄物管理は、
0:33:07	再処理の待つてねみたいな感じになるっていうことでいいんですね。
0:33:13	日本原燃の高橋でございます。今はそのような方向で考えているということでございます。以上です。
0:33:22	規制庁規則ですそういうことも含めて話をしていただかないと、
0:33:27	もともと共通05なりでそういう話を聞いて申請を受けてるんですから、
0:33:34	よくわからないなというところだと思いますのでよろしくお願いします。
0:33:44	成長市民です。どうもほか、規制庁側から会合資料について何かございますでしょうか。
0:33:53	なければ次の資料に移りますが原画はよろしいでしょうか。
0:34:00	日本原燃車道ですはい。次の紙を行かせていただければと思います。
0:34:05	それでは、次の資料共通06から順番にやらせていただければと思います。
0:34:13	はい。共通電力ですがレビジョン中ということで7月29日に提出をさせていただきました。主な変更点は、1ページのところの点線四角で囲んだ通りでございますが、

0:34:27	ただ本文として前回のやりとりを踏まえて直したポイントとしましては右下 5 ページの頭の扱いのところですね、現状の別紙 1 でのやりとりを踏まえて修正をさせていただいてございます。
0:34:40	はい。
0:34:43	あとは、右下 26 ページ、状況比較のところでは前回、口頭でお話をさせていただきましたガイドの取り扱いのところ、対象となる規格基準の記載のところ、
0:34:55	本文であることが明確になるように記載を修正をさせていただいてございます。
0:35:01	続きまして P R A ですけれども一つは地下水排水設備ポンプとあと水系といった構成物で成り立ってます 4、右下 45 ページの 5 番目とかで赤字で、
0:35:14	設備の中にエントリーをして、中にはいここの中で入れますよということで記載をさせていただきます。
0:35:23	あとすいません申し訳ないという誤りでございます 20 社 49 ページで四角が赤字で書いてあるところがあるんですけど、これ前々回から前回の変更点を消し忘れておりましたこれは特に今回変更した場所ではございませんでした。
0:35:39	申し訳ないです。
0:35:40	はい。続きまして、
0:35:50	あれ、どこ行った、右下でいくと、112 ページ。
0:35:59	前回 111 ページ 112 ページ、続きで紙紙グローブボックスの仕様表になってます。111 ページ側に、吹き出しで右側に漏れ率の話の説明を追加させていただいてございますが、なぜこう単位になっているかということ。
0:36:17	合わせまして、米をふやしまして、右下 112 ページに、A-55 ということで、J I S 規格、J I S 規格に基づく試験方法というのを、
0:36:29	追加をしてそういうことで利率を算定するんだということがわかるように記載を拡充をさせていただいたというところでございます。
0:36:38	はい。
0:36:42	続きまして右下 127 ページが、MR の取り扱いのところですね、記載を
0:36:51	左から 3 番目の枠のところに負荷の四角で追加をさせていただきます。
0:36:56	ということでございます。
0:36:59	はい。これは、すいません私もチェックは怒らず、
0:37:05	十分な例示になってませんでした右下 195 ページに先ほど地下水排水設備の仕様表の構成の説明を、一番最後のページですけれどもしてま



0:37:17	排水設備はということでこういったものをしてますよという説明と、あとは指標でちゃんと説明するんですよ、設定値根拠設計根拠を説明するんですよということを言った上で、
0:37:29	まず構築の一部である駄目って説明をしてるんですけど、最初のイメージを子供がつけるとですね、例えば構築物の一部なのかどうかさっぱりわからないという構成になってまして、
0:37:40	ちょっとこれ、すいませんMOXの例示を付けるべきでしたボックスでいきますと1ポツ成型施設1ポートの図面防火ポーターペア内建物構築物、(2) 遮へい設備、
0:37:54	(3)、ポンプとか(4)に計装設備、耐熱で水位計が入るぐらいが順番で例えば構築物の一部であるということがわかる構成になりますので、
0:38:07	すいません出しておいて恐縮ですけどそちらの例示に変えて、もう1回出し直そうと思えます仕様表上、燃料加工建屋自体の建物の仕様表が1回出てますし、いわゆるし、
0:38:21	地下水排水設備に関するものは三階でありますけどもあくまで燃料加工建屋の一部だと、ということがわかるように構成している仕様表をつけさせていただくということで考えてございます。
0:38:34	はい。主な修正点は以上でございます。
0:38:39	規制庁市民ですと、それではただいまの資料について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:39:04	じゃあ、規制庁コサクです。どうぞ。
0:39:07	高ですけど。どうぞ。すいません。中ですけどここで06で仕様表の話をしてますが08の方にも同じような、
0:39:19	仕様表について説明があって、08の方で言えばさらにはその図面でどういうものを表すかと。
0:39:28	いうところで終了に関してのコメントは08の方で強い、同等の内容が記載されているということでよろしかったですかね。
0:39:40	はい。日本原燃社でございます。京都府0区分は全介助含めた仕様表全体の整理をして上の類型化とかまゆ機種ごとに宗教の例示を書かさせていただき、
0:39:52	バス、今回の今回の申請対象の仕様表が共通08に入ってますので、今回の申請対象に係る質問とかやりとりであれば、ちょっとあっちの方でお願いできればと思っておりました。以上です。
0:40:05	はい。規制庁中川です。了解しました。
0:40:10	規制庁岡です。先ほど説明があった5ページ目の頭の、
0:40:15	ところなんですけど、前回の議論でちょっと別紙1だけじゃなくて別紙4とかその、
0:40:22	添付で基本方針のところとか、

0:40:25	そのあとの具体的な詳細設計のところでの、等の扱いなんかも、
0:40:31	共通 16 条は見えてきてませんがちゃんと社内ではルール化されているんでしょうか。
0:40:38	はい、上西荒でございますはいちょっとそういうことを考えますと、やはり記載を拡充した方がいいと思いますので、レシーブ度留意事項としても別紙の環境通告の中に入れて、
0:40:51	整理をさせていただければと思いますちょっと私の力がおよんでおりますまだちょっと修正が追いついてませんが、そういうことで対応させていただいて、社内で第 2 回以降も展開永久また再処理の方にも展開できるようにということで、
0:41:03	させていただければと思います。以上です。
0:41:06	よろしくお願いします。
0:41:12	長シミズさんほかこの共通 06 資料において規制庁側から確認ございますでしょうか。政調会次になんですが、
0:41:22	準拠規則とかの話も同じような観点で、今その条文ごとに、
0:41:28	住居規則とかあと参考文献の住居規則になっていたりとか、
0:41:33	別紙側ですね、市側のポリシーがちょっと、
0:41:37	ずれてんじゃないかなと思うところが幾つか見られるんですが、その辺は整理されているんでしょうか。
0:41:44	はい。日本原燃石原でございますはい前回も同斜か何でしたかねとかで火山か何かあれですけど外部火災か、
0:41:56	何だっけな。
0:41:57	普通の一般的な呼称みたいなものをあてていたりとかで参考文献で書くところが、準拠規格で書くものが何なのかっていうところが、今ひとつ、整理されてないところがありましてこれ社内で、
0:42:11	すでにこういうものを書くんだよということをルール化して展開をしますのでそれが学会報告の中でも共通的にわかるように、整理をして記載をさせていただければと思います。以上です。
0:42:22	はい。規制庁岡です。よろしくお願いします。
0:42:28	規制庁コサクです。
0:42:30	最後のページでボックスの例に差し替えるということではあったんですけど、
0:42:39	も、
0:42:40	区数の、
0:42:42	場合は、これは
0:42:45	確認ですけどこの丸ポツ丸ポツってなってるところろは、
0:42:51	8 歳、最後の、

0:42:53	一旦は建屋になり、(1) 建屋の躯体があって、
0:43:01	区画があって、
0:43:04	ということでよかったんですけど。はい、上田でございます。はいおっしゃる通りでございます。最後の丸のところは燃料加工建屋と、(1) で建物構築物、
0:43:17	ていうのが出てきて(2)で、
0:43:19	区画ですね遮へいとかのやつが出てくるということではい。
0:43:24	はい規制庁、迫ですそれーでいそうだとして、
0:43:29	対応、再処理の方はこれでいくんですか、何か並ばないような気がしてて、どういう考えのことなんだろうっていうのを聞きたいんですけど。
0:43:40	日本のシミズです。
0:43:42	再処理施設の場合ですと、衛藤。
0:43:45	複数の建屋がございまして、
0:43:48	それぞれの建物が首藤力となる系統が分かりますので、その建屋につく、地下水排水ポンプであったり水系だっていう、そういうものについては、
0:44:00	それぞれの系統の中でも同じ所属でしょ、商標展開しようということでは今回ちょっと整理してございました。
0:44:16	規制庁コサクですけどちょっとよくわからない。
0:44:21	J I S ころ。
0:44:23	これか。
0:44:25	処理系ということ書いてあって、
0:44:31	その中に(1) 株について(4) 建物構築物、建屋、
0:44:37	なってるんですけど、系統、
0:44:41	裏捌いで建物が、
0:44:45	てっていうことですか。
0:44:46	表現のシミズです。はい系統ごとに、
0:44:50	共通 06 で整理しております機種の大分類中分類ごとに、仕様表の構成を上げて、
0:44:59	この強展開して、それぞれの種別ごとに商標、展開しようと思ってました。
0:45:08	すいません。
0:45:12	規制庁、宗です。それで言うと、
0:45:19	なんですかね。
0:45:22	建物構築物付の設備なんだと言い張っておられたのは、
0:45:28	何だったんだろうかっていう気がするんですけど。

0:45:32	はい。今の石原さんのやりとりをちょっと聞いてて私もちょっと整理がおかしいというふうにちょっと気づきましたので、すいませんMOXの整理を踏まえてちょっとこの展開は見直したいと思います。
0:45:48	はい。規制庁藤です。一方で先ほど（1）建物構築物、（2）云々と言っていたことからすると、
0:45:58	順番が違うだけというふうにも見えて、その辺りが、
0:46:03	今石井良くわからないっていう感じもする。
0:46:10	はい、日本の石田でございます。そうですね
0:46:16	MOXの場合は、建屋1個で、一番最初に出てくる施設の中に建物があるということで成型施設の中にぶら下げたという構成で、最初は確かに複数の建屋がいて、その中で廃棄施設しか持っていない人が言うと、
0:46:32	相手施設系のところ2トップバッテリーに来るところに建物をぶら下げるということかなと。その建物の出し方を、
0:46:41	括弧の中なのかそれとも大枠で家庭等っていう分類を変えて、そこにぶら下がっているものとして建物の中にポンプなり要は地下水排水設備はいますよと。
0:46:53	いうふうに見せるかということかなとこの（1）番とマルマエの間の薄順番とかの項目の整理をちゃんとすれば、
0:47:05	先ほど今古作さんが順番の違いだけかなってところの、も含めて書き方を紹介あれば言うてること同じようになるかなという気はしています。以上です。
0:47:16	規制庁コサクですわかりましたそれではいうとあれですね、私が一番最初に確認した、丸ポツ丸ポツのところを最初にはこれまで、建物については、
0:47:27	徳田氏せずに内数で書いてたけど、MOXをそういうふうにするということからするとまた建物付ということからすると、00のところ建物を打ち出させて、
0:47:39	その中で、（1）（2）（3）というのは従来通り、分けて、順番はちょっとさしておいてですけど、書いていけば整理が、
0:47:50	同一になるってことですかね。はい。日本原燃石原でございますはいそういうことかなと思ってました。はい。
0:47:57	はい。規制庁コサクです状況はわかりましたので
0:48:01	出し直す資料の中です。再処理も含めてどういうふうになるのかっていうのがわかるようにしていただければと思います。以上です。
0:48:14	慎重シミズです。他、共通06について規制庁側から確認ございますでしょうか。うん。
0:48:23	だけは原燃側から振り返りをお願いします。
0:48:28	はい。石田でございます。

0:48:32	これは本部文書のところで、盗難扱い鉄心も含めて全体今まで作っている、ABCでの整理というのが共通的な交渉になるように整理をさせていただくということ。
0:48:45	ここは状況比較のところは今回直したところだけじゃなくて今までのヒアリングでやりとりをさせていただいて提案の規則的に反映しなきゃいけないところを網羅的抜けなく、
0:48:55	反映していくという作業をさしていただこうと思います。はい。あとは
0:49:02	一番最後のページにありましたon6時校正ですかね、あの紙紙を出すときの目次構成は、燃料加工建屋とかPLアノンボックスの話を出しながら下と同じような展開になるように再処理側の見解も書くということで修正をさせていただければと思います。
0:49:20	以上です。
0:49:24	規制庁志水です。資料の修正のスケジュールについてはいかがでしょうか。
0:49:33	はい、井上西田でございます。そうですね修正自体は、ちょっと他のところの展開とか全体の構成も含めて、別紙の出し方とかもちょっと考えなきゃいけないところありますので1週間ほど時間をいただければと思います。以上です。
0:49:51	規制庁シミズ数年しました。それでは共通06、全体通して規制庁側から、
0:49:58	どう何かございますでしょうか。
0:50:02	なければ続いて、次の資料に移りたいと思います。頭で共通中について原燃側から説明をお願いします。
0:50:12	はい。西原でございます。共通中、一般的な品証品質管理の方針ということで、ディビジョン5を7月29日に提出をさせていただいてございます。
0:50:25	変更箇所については、主な変更箇所1ページ目の四角枠でこれもすいません四角枠を作ったり点線枠にしたりいろんな方法がいてちょっと共通的にルールを決めたいと思いますが、
0:50:39	に書いてある通りでございます。はい。物質、大きなポイントとしてはですね、
0:50:47	右下、
0:50:52	今のックスでいきますと24ページから、節交流会設計の実践警備工事及び検査の計画というのがあります。
0:51:04	その中で右下30ページとか見ていただきますといろいろと記録等のところに下線がついてございます実際の絵が、設計の進捗に伴ってエビデンス類が、

0:51:16	増えたりしてますのでそういうもので反映できるようにということで最新の状態にさせていただいたということでございます。そういった変更を前回からさせていただいているということでございます。
0:51:28	はい。
0:51:30	大きな変更としては今ご説明した内容でございますので、説明は以上でございます。
0:51:39	金長市民です。それではただいまの資料について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:51:57	規制庁の藤原です。私から2点ほどお聞きしたいんですけど、80ページぐらいからやっぱり濃縮とかとの横並びとった。
0:52:08	資料のところでの差分について、少し備考な事項じゃないか、浅井についての補足っていったところでも記載はされているもののちょっとわからないので教えていただきたいんですけども。
0:52:20	例えば80ページなんかでいくと、設計開発計画ですか。
0:52:26	最後のポツ、四角の中の最後のポツの中で、レビューの実施方法なんかでは、濃縮の場合濃縮安全委員会での審議っていうのがあって、
0:52:38	最初に事業部では江藤部長の承認が受けるところになっていないルーンですけど、レビューの方法としては、関連部門の代表者が内容確認と、
0:52:50	MOXの場合は、設計主幹、課長の承認なんですけど、レビューとしては、
0:52:56	主幹加納衛藤作成者以外の設計担当者がいない確認というふうになってるんですけど、
0:53:02	もちろん濃縮とかとの施設とか、組織とかの規模感というのが違うのはわかりつつも、これってレベル、何ていうかね確認レベルとしては同じぐらいっていうふうに合ってるって思っているんですけどね。
0:53:25	はい。植野イシハラでございます。まずは、設計レビューをやり方につきましては、それぞれの施設事業部で違う連動、
0:53:36	やる行為として必要なものはやられていると思っておりますもしも安全委員会になってますのは以前から岡野場でもご説明させていただいてますが、
0:53:47	一つの設計の計画を定めた書類ですね改造計画書であったり新增設計計画書、これを一つの書類の固まりとして、
0:54:00	いわゆる事業変更許可をする前の設計のスタートから事業変更許可に至るステージ、設工認の前、設工認に至る、
0:54:12	ステージ工事と各段階でこの書類をブラッシュアップしながらレベルを詳細にしていって展開をしているということでこのある断面を見たときに、改造計画書の位置付けをもって、

0:54:26	全体を通して安全委員会で保留するというところでルール上定めてございますんで、この番号見たときに、そのレベルがそのレベルが必要かというのと、そうではないと思ってましてそれぞれ、それぞれの事業部で定めているやり方で十分その必要な
0:54:42	レビューのレベルは達成しているものというふうに考えてございます。以上です。
0:54:48	規制庁の藤原です。
0:54:50	と、
0:54:51	今の返答だと、濃縮の方は若干、その塊でもってやっているの、レビューがちょっと手厚く見えているっていう感じで認識すればいいんですかね。
0:55:03	はい。
0:55:04	はい。乳井西田でございますはい。こっちあれですけど前事業部が立ってきた人間としてはそう見えます。はい。
0:55:12	規制庁の藤原です。わかりました。で、その枠の中で、①から⑤の説明が、差異についての補足のところで書かれていて、
0:55:24	⑤についての縮である、⑤の保安上必要な措置っていうのが、再処理とMOXではありませんと。ただ、再処理の方では、88 ページですか、この
0:55:37	工事の地震のところの、
0:55:40	④のところ、こちらが入ってますよっていう話がこの備考では説明されてるっていう理解ですかね。
0:55:49	はい。日本原燃車でございます。はい保安上の措置については先ほどあった改造計画書でいう安全措置を書きなさいというような仕組みで決まっています保安上の措置についてははいわかる、すでに設置されている安全上重要な施設の申し込み以外は安全上重要施設はないので、
0:56:06	レベルが高い位置にいるという設備に対して、影響を与えないというようなことで、工事計画すると、例えば設計的にそういった機能がもともとの
0:56:18	要求機能を満足するように影響を与えないようにということを確認をしていくと、それ最初の設計段階からどんどんレベルが詳細化していけば記載が拡充していくということです。
0:56:31	再処理の場合も、10万人の場合、もしくははに対して影響のある工事を計画する場合っていうのは、設計段階から、総合安全措置としてそん中への影響も、
0:56:43	ちゃんと評価をして確認していくというステージがあると、ということです。一方MOXがなくなるのかってのが言ってみればまだ建設段階で相手にする者がいないので、

0:56:55	現状はそこまでは対象として見ていないということでございます。以上です。
0:57:01	規制庁の藤原です。
0:57:03	相手がないってということで、MOXでは記載がないということは、わかりつつも、88ページの記載だと、
0:57:13	他の施設については、委員会とかにかけるんですよね安全委員会とか核取の確認とかっていうのをやる中で、これMOXはしないんですかね。
0:57:24	工事の実施のところで④の、
0:57:37	乳井西原でございます。今言った88ページですかね工事の実施、規制庁の藤森宗です88ページの④の工事の実施のところでおそらく保安上必要な措置ってというのは、
0:57:50	MOXでは相手がないのでっていう話かと思うんですけど、その前段にある衛藤再処理や濃縮のところでは、工事の地震のところで、設工認の認可後に、
0:58:00	補修作業の実実施計画だったり解除計画といったところ、そういったものを、委員会とかにかけたり核取の確認取ったりってところがあるんですけど、これMOXはしない。
0:58:11	てことなんでしょうか。
0:58:13	記載がないので。はい、日本でね。
0:58:16	はい、乳井西田でございますはいこれも結局補修作業実施計画書っていうのは何かというと、再処理保安規定に定められている安全上重要な施設の改造、
0:58:29	もしくは安全上重要な施設に影響対応の工事を計画する場合にその影響を与えないように実施する工事上の措置とかですね、その後をしっかりと計画書に定めて事務部長の承認を得ると。
0:58:41	事になってます事業部長の承認というのは、いわゆるずっと支援機関である安全委員会での市民も含めてということで、計画をしていくということになってます。
0:58:51	もうこれ結局は今ある、すでに設置している季節への影響を評価するという意味で保守作業実施計画書なり改善計画書を作るということで、
0:59:02	そういう観点で安全委員会で見えていくということだと思ってます。MOXのあるステージになれば当然考えてルールを変えて、
0:59:12	どんどん工事が進んでいけばですね、
0:59:16	安全上重要な施設に対する影響というのを見る必要があるかもしれませんが実際にその安全上重要施設が安全機能等を達成する状態になっていない段階でその影響を見るってのはやはり、
0:59:27	もやり過ぎたようですけど、何だかんやと若干違うかなと思ってました。以上です。



0:59:35	室長の藤原です。わかりました。
0:59:41	今の説明ってものがあるって改造なり補修なりっていう計画書だったんですけど新規の場合ってどこに書いてるんですけど。
0:59:50	新規工事です。
1:00:08	はい。日本原燃石原でございます改善計画書もしくは宿利新增設計画書みたいなやつに新しく増設するようなものについては、
1:00:19	これ事業剣持の事業許可にかかるとか設工認にかかるという意味で安全委員会にかかるとして最終的に工事の実施においてもその計画書の改訂版をかけるということになってたと記憶をしています。
1:00:34	一方最初の方も、今すでにあるものと、影響、相互影響みたいなものを見るという観点で安全委員会にかけているということかと思ってました。はい。いずれにしても
1:00:47	ご指摘の点はちょっとカバーできる例えば、じゃあ、MOXが向上する時に再処理への影響を考えなくて、個別の計画ができるのかと。
1:00:58	ということになったときにそれは、現状は再処理側の例えば安全委員会で見ると行為なのかもしれませんし、濃縮MOX側でちゃんと見なくていいの、それも含めて安全委員会かけなくていいのかってところは、
1:01:11	これを検討しなくちゃいけない課題かなとは思ってますが現状はそういうルールにはなっていないということです以上です。
1:01:19	規制庁の藤間です。郡星と、
1:01:31	規制庁コサクですちょっと今の点で、内容自体は理解できるところはありますけど、
1:01:38	ここで書いてる設工認の設計実績と言っているのと、
1:01:46	設工認本文でA、
1:01:48	A1、QMSとして書かれている内容。
1:01:53	とわー。
1:01:55	どんな関係にあるのかということで、具体的には現在MOX数工場は建設中ということなんですけど、竣工した後の設工認の、
1:02:08	体制っていうのは、何か変更が必要になるようなものではなかったかなと思うんですけど、それはこの記載というのをその、
1:02:19	本文というよりはそれを解説、実情説明する内容として現状ではこうですて、竣工後はこうなりますっていうことで下部規定の内容と思えばいいんでしょうか。
1:02:31	はい、日本エリアでございます。私としてはそういう理解をしてました。はい。
1:02:39	はい、規制庁補足ですとすると、
1:02:43	下部規定を切り替えるのはどのタイミングでどうやってくってということなんですかね。

1:02:54	はい。与儀石田でございます。
1:02:57	社員分カクウした上でかと思えますけど、もう通常であれば核燃料物質を搬入する前、ということになるかと思えます。
1:03:12	はい。そう
1:03:15	すると、新基準適合の第2弾の変更な。
1:03:23	ですかね、設工認を踏まえたところでの保安規定変更の申請がなされて、認可がされた後、その時の経過措置的には
1:03:35	工事の進捗とかを踏まえながらいつぐらいにっていうような話をされると思うんですけど、その際に、
1:03:43	こういった作業の流れについても、
1:03:49	竣工後の改造的な発想でその時の安全機能を確保するという視点を持ったプロセスに変更されるっていうことですね。
1:04:01	はい。新美西原でございます私はそのタイミングそれが必要だという認識でございました。はい。以上です。
1:04:10	はい。規制直接ですわかりました。で、ちょっと派生してなんですけど、今話題になった88ページ、工事の実施での保安措置と、
1:04:22	いう関係だと、何を言いたいかを再処理の方は、ビクビクしてお聞きになってると思えますけど、
1:04:30	先日の法令報告くうの事象で、この辺りちゃんとできてたのかっていうような話が出てくると思うんですけどどう認識されて、今、対応されてるんでしょうか。
1:04:58	人間理事少々お待ちください。
1:05:40	日本原燃からナカムラです。先ほどの4点につきましてですけれども、今回、トラブルを起こした系統につきましてとはせQMSに基づいて設計管理を行いまして、
1:05:52	それで改造計画書というものを作りまして安全委員会の承認を受けて、工事に入っております。それで必要な手続きは実施していたんですけども、
1:06:03	今から思うとちょっと重大事故に至るリスクがある工事だったというところで、何点かももう少し慎重にやるべきだったなと考えている点が、
1:06:13	点がありございます。
1:06:15	今はそういった対応を行っております。以上です。
1:06:21	規制庁コサクですけど、原燃らしいという非常に私にとってはわかりやすい事例であって、
1:06:30	形式的にやることはやっていると言いつつ、形式的であって中身がないと。
1:06:36	いう状況、中身がないというのを違和感持つか。
1:06:39	を覚えられないという組織だっていう感じがしてですね。

1:06:45	それをどう是正していけるのかっていう、いきつけなんだと思うんですけど。
1:06:53	どうす。
1:06:54	していけばいいと思われてるのかということで、法令報告の
1:07:03	検討状況を確認するのは各館で面談で話ししたり、原子力規制検査で確認したりということだとは思うんですけど、
1:07:13	その辺りどう進める乙名なんでしょうか。
1:07:18	はい。今、まずはですね規制庁さんのとはちょっと面談で進めるという話をちょっとやっております、実施しております、
1:07:28	先ほどもちょっと申し上げました通り重大事故に繋がる恐れのあるリスクがある工事のところで、やるべきことをやっているといういいながらも、ちょっともう少し慎重にやるべきだったところが、足りてなかったと。
1:07:44	そういった部分を素直に洗い出して今後の工事ですとか、対応につなげていければと考えております。
1:07:55	はい。
1:07:57	規制庁日下ですけど、何か発言ありますか。日本原燃社ですかちょっと相変わらず曖昧な答で、タブーとおっしゃっていただいている通り形式的にやり過ぎて本来のリスクとしてどこまで上げたのか。
1:08:11	どこまでの影響範囲として、起こり得る事象を考えて、工事の計画を作ったのか、安全委員会としてはどういう視点で見たのかっていうところにどんなところに皆さんがあったのかっていうのをちゃんと分析する必要あると思いますけど。
1:08:28	今までの経験からいくと、再処理を作る保守作業時計画書、工事計画書というのは直接的にその工事をターゲットにしている安重に対しての、
1:08:38	影響というのを一生懸命見ていてその周りにあるものを総合影響とか、工事をするとき、何だかあの、
1:08:47	影響を及ぼす可能性があるものっていうのを、やはりを広げてみるっていう視点があんまりないっていうのが、今までずっとそうだった気がします。そういうところをちゃんと、
1:08:58	あれですけどこれ排気の漏えい事象の時もですねやリフトが勝手に流量が上がりました。あれも結局は、誰かが触ったんじゃないかという事象でそれも工事とか作業に入った人間が増えたんじゃないかということで、
1:09:13	完璧にそういうことがないように手当をすると、いたものとうっかりゆったりなのかその波及の同じような分類の話なのかなという気もしてますので、

1:09:24	そういった部分を埋めてしっかりと工事の段階で、その影響範囲というのを広げて自治会で見えていくと、リスクを洗い上げていくって洗い出していくってものを証券やらなきゃいかんのかなとそういうところを多分手当できるようにっていうのが、
1:09:37	今回の反省で生かされるべきかなという気はしてます。以上です。
1:09:42	はい。規制庁コサクですそういうリスクを見ていく視点とかですね、姿勢っていう姿勢というところちょっと大げさですかね。
1:09:52	見方がちゃんとできるよう2、整理をするということが大事で、
1:09:59	石原さん言われたように、類似のことってよく聞くわけですよ。結局変わってないじゃないかって言われるようになって、全然原因分析、再発防止になってないっていうふうに、
1:10:11	言われ続けちゃうので、その点をしっかりと整理をしていただきたいと思います。で、特に今回は新基準適合工事であってということで、
1:10:24	着手には十分注意をすることと、こちらからもさんざん言っていたにもかかわらず、既設にはさわりませんと言っていたにもかかわらず触っていてということで、
1:10:38	言ってることがめちゃくちゃなんですよ。
1:10:43	やること自体は大枠としては否定はしてませんが、ちゃんと安全管理をすることは当然の前提であってということで、
1:10:52	その前提もできない人たちに何をやらせてあげられるんだろうみたいな感じになっちゃいますから、しっかりと整理をしていただきたいと思います。特に
1:11:03	現状のプラント状況からする等、崩壊熱は大分下がっているにせよですね、機能要求を外しているわけではないということからすると、
1:11:13	発電所で言うところのオンラインメンテナンスになってるわけですよ。
1:11:18	オンラインメンテナンスであれば、どういうことが必要かというリスクを上げていってそれに対する対策を講じて、代替措置として適切なものは何かそれが許容できる時間はどれぐらいかと。
1:11:31	というようなことを検討しリスク評価をしてということになるはずであって、
1:11:36	その発想が原燃にないんじゃないかっていう気がするんですけど、そこはどうかですかね。
1:11:55	規制庁コサクですけど。
1:11:58	今の私の
1:12:00	うん。
1:12:00	発電所の状況とかも含めて言っちゃったんですけど、ご理解できますか。

1:12:10	はい。日本原燃社でございます。教育しておきます。正直高レベル廃液特に廃液系の冷却機能化についてはよく保安規定でも、
1:12:23	1kL通気をそうした時の代替措置とかさらに2ケースだけになった時の措置っていうのを規定上も書いていますけど、結局は、何て言えればいいでしょう。どうしようもないっていうか、どこでも行きようがないものだから通常状態においてずっとそこに
1:12:41	家レベルっていうか、存在しようというもので常時機能を要求するものを、正しくそういう状態で補修をするということが、古作さんおっしゃってるはずだっていうオンラインメンテナンスに相当すると思っております特にこの、
1:12:54	排気バンクについてはもう致し方ない、そうであろうが常時あり得る状態なので、そこについてはやはり想像種の計画を立てるべきところだという認識をしておりますので、
1:13:07	そういった保安規定上でのいろんな、この議論での成り立ちであったり経緯というのもちろんと理解をした上で、自分たちで売ってる施設に対するリスクは何なのかと。
1:13:17	ことを支給して計画を立てられるというのは、やはり理財だ人が言ったり、別途本当はおかしいんですけど足りてないと、そういうことをちゃんと社内で議論をして、レベルを上げていければと思っておりました。以上です。
1:13:33	はい。規制庁迫ですよろしく申し上げます原燃再処理の保安規定は、
1:13:40	炉のLCOとかをですね、よく勉強されながら、かつ、同様にはできない部分を工夫して、
1:13:49	安全冷却系とかの1系統2系統、速やかにという言葉であったりっていうので何とか構成されているところですからそこを趣旨を理解をししっかりと運用していただくと。
1:14:04	ということが大事なんだろうと思いますので、先ほどのリスクの評価という関係だと、現状の保有量であれば、保有量放管率であれば、
1:14:16	等に上がるのに何時間かかるからその間にどういうふうにすると、それまで干渉するというようなことだったりということだと思うんですけど、そういうのをちゃんと整理をしてやっていくことによって今回のような、通報の扱いがどうこうとかっていうのも面もなくですね、
1:14:33	認識共有できるんだろうと。そういう作業をするときには、原子力検査官に一声かけて、こういうことがありますとこういう管理をしますという説明を事前しておくこと。
1:14:44	というようなことで認識共有もできるだろうっていうことだと思いますのでまずはその元たEの整理の中で、話をしていっていただければと思います。

1:14:57	はい、仁平でございます。私は答えていただけないですけどはい。関係者にちゃんと各部経緯も含めて、ちゃんと理解してもらおうという活動を前提にまずは進めたいと思います。以上です。
1:15:10	はい。規制庁コサクですちょっと脱線しちゃいましたけど、今のも結局計画立てたところのレビューということになるかと思います。で、設計の話に戻すと、
1:15:21	設計レビューの話は今回もですね体制強化をし、して、その時のチェック体制としてどうあるんだと第1回、第2回する第三階層と、
1:15:34	いわば0でそれが
1:15:37	規定上の安全委員会だったり設計レビュー、設計委員会でしたっけ、というようなところとの関係はどうだっという話を聞かせていただきましたけど、
1:15:48	この資料上はそのあたりっていうのはどういうふうになるんでしょうか。
1:16:09	日本原燃社でございます。少々お待ちください。
1:16:32	日本原燃の香山です。ADRBWの審査に説明した設備の具体的設計。
1:16:40	に関する設計審査委員会のレビュー、設計主幹がおられる山田安全委員会のレビュー等を用いた、
1:16:47	設計プロセスについてはですね、こちらの資料の、
1:17:04	申し訳ありません9ページ目。
1:17:07	9ページ目一方、
1:17:10	さっきの3ポツ3ポツ3の(2)の段階があるんですけども、
1:17:14	こっちにおいて設備設計に係る調達管理の実施ということで、供給者に、
1:17:20	設計を委託する場合、そちらに対して仕様書等に対して当社が設計をして措置、
1:17:26	設計審査委員会、安全委員会にかかるレビューを経てから、アウトプットとして、仕様書を、
1:17:36	供給者に提出し、詳細設計を実施しその結果について検証。
1:17:41	多くない医療した設計図書事項については設工認申請書に反映するといった、プロセスの詳細が記載されております。
1:17:50	以上です。
1:17:54	規制庁コサクです私の質問の趣旨がご理解いただけなかったようなんですけど。
1:17:59	そういう大枠のレビューではなくて、ヒアリング資料なりで議論をしていた。
1:18:08	第1階層第2階層第三階層のレビューについてお聞きしています。

1:18:17	レビューボード2を用いたレビューの子供を、おっしゃっているのでしょうか。
1:18:23	レビューボードは第2階層だったと思うんで、それ以外も含めたんですけどまずじゃあレビューボードについて説明してください。
1:19:00	日本原燃の香山です。申し訳ありませんそちらのレビューボードや第1回総代会総代3階層のレビューに関しては、
1:19:08	ちょっと
1:19:10	弊社の業務管理文書に定めたルールはあるのですが、こちらの資料には反映しておりません。
1:19:17	以上です。
1:19:20	規制庁不足です。
1:19:25	話した時にそこら辺がわかるようにというのもお伝えしたと思いますし、事業変更許可でQMSをお聞きしたときにも、その辺りをお話してこちらでも聞きますよってお伝えをしたと思うんですけど。
1:19:40	資料に反映していないなら搬出内でしなくていいんだという理由なり何なり言っていただいても結構ですが、説明はしてください。
1:20:02	規制庁コサクですけど、そういう意味だと設計プロセスにない対応を皆さん、これまで我々に一生懸命説明されたということなんですか。
1:20:13	与儀西原でございますすみません私が私を挟んで、
1:20:20	24ページ目から設計1があって、29ページからですかね設計が始まっていて、ここで作る様式類のベース医学部が今作っている別紙1上のシリーズの別紙で、
1:20:37	それぞれ様式と別紙のリンクを取っているということで、通常整理をしておりますので、やっぱこれも今で言う共通00シリーズの資料のレビューであったりというのも入れた上で、
1:20:52	それと様式のリンクっていうのを定め、整理をしてですね、
1:20:58	見える化させていただきたいと思います。以上です。
1:21:02	はい。規制庁コサクですそういうことだと思います。労農振基準適合の時から大枠として許可から設工につなげるところはこの部分で様式を作ると。
1:21:16	ということになって、その様式だとうわべになってしまうところもあり、具体的に精査をするのに、大分原燃ではいろいろな資料を作って検討を進めてきたと。
1:21:28	いうところで、その中で、品質をさらにしっかりと、
1:21:33	ここの断面でもしっかりしていくということでレビュー体制を構築されたということだと思いますので、その辺りをわかるように、

1:21:44	入れていただくということがこの1年半かかったといったところを、その上で、品質を向上させていったんだということがわかるようになると思いますので、
1:21:56	ご検討くださいと言いつつそうすると一、これってあれですよ添付書類の中に入るんですよ。
1:22:15	はい、日本イシハラでございます。はい。入ります。
1:22:19	いいますって言って今ドキドキしてますけど。はい。
1:22:23	直します。はい。すいません。補正の中では次になってしまうかもしれませんが、直した上でお出しをします。はい。
1:22:31	はい。規制庁日下です。ここのポイントだというようなところろろをしつかりと書いていただければあとは補足で説明いただいても構いませんのでその点、対応よろしくお願ひします。
1:22:49	遠藤シミズほかと共通の事業について、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:23:00	すいません規制庁コサクです。MOXはそれに対応いただければと思うんですけど、この後の再処理の方なんですけど、先ほどお話しした工事のちや留意事項みたいなどころ、保安措置っていうようなところについて、
1:23:15	QMSというよりは工事の方法かなっていう気もするんですけど、実際に
1:23:23	高レベル廃液とかも保有しているプラント状況において、どう進めていくんだってというのは、設工認上も関連してくると思ってるんですけど。
1:23:35	その点について、今回の申請でどうするかみたいなことは何かお考えになってますか。
1:23:52	はい。宮城石田でございます。現状のステータスからいきますと、工事の方法以前に、
1:23:58	ヒアリングをさしていただいたときに、MOXと最初にやっぱり状況が違いますよねということ。その当ても結局は現状ある設備に改造を加えたり、
1:24:10	次構台という工事が発生する以上は、何らか特殊要件として留意事項を工事の後に示して、そこを展開をしていくということが必要なんではないかという議論を、
1:24:25	させていただきます。
1:24:28	記憶でございます。す。
1:24:31	その回答多分まだして、
1:24:34	ない、してないよね、まだしてないので工事の方法の資料自体を直して、ヒアリングをさせていただくというステージが必要かと。
1:24:45	思っております。当時の相手でもこちらからも、やはり何ですかね。



1:24:52	凝縮機を新しくつけて、つなぎ込んだりとかいろんなは多分工事が発生するので、あと安全冷却塔、もともと建物の上にあったものを地上に新しく作って、
1:25:06	既設のものをつなぎ込むという工事もありますいろいろな面でやはり今、設備があるものに対して改造を加えるということに対する留意事項というのがあるのではないのかということ、
1:25:17	こちらからもお話をさしていただいてそれを追加するというやりとりで進めていたと思ってました。そこは社内で議論をして速やかに進めたいと思います以上です。
1:25:28	はい。コサクですわかりました。
1:25:32	前話した時であれば保安規定で先ほど言ったようにLCOとかもあってですね、もうそういう管理ができる体制になってるのでその中でっていうようなので、そうかなあと考えてたんですけど。
1:25:45	実数、実際にトラブルを起こされたということもあるので、その辺りも念頭に置いてその部分どう書くべきか、
1:25:55	実施されるようにしていくかと。
1:25:58	いうことを改めて話をしていきたいと思いますので、検討をよろしくお願いします。以上です。
1:26:09	β線水とか、共通について規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:26:17	それはきっと原燃側から振り返りをお願いします。
1:26:22	はい、乳井西浦でございます。一つは今まさしくやっている設工認関係のレビューのシステムですね、様式関係との今の品証の
1:26:36	いわゆる家設計のフェーズのところでのやりとりっていうのを、今の改善がわかるような記載に見直しをするということをさせていただくということが1点。
1:26:48	あと
1:26:50	最後の工事の段階でのものについては工事の方法側で対応になると思いますけど現状の施設に対する工事をすることに対する、いわゆる有利事項なりで工事の方で手当をするものが、
1:27:05	あるのであればそれをちゃんと追加をして回るのであればというあるんだと思うんですけど、追加をして、ヒアリングの資料を提出したうちにヒアリングをさせていただくという対応をさせていただくということで、だと思ってました。そういった対応、
1:27:19	させていただきます。以上です。
1:27:25	はい、吉見です。最後の詰めについて規制庁側から何かございますでしょうか。
1:27:33	なければ続いて、次の資料移りたいと思います。
1:27:39	次は共通5について、原燃側から説明をお願いします。

1:27:45	はい、ニューシアでございます。共通前をリビジョンということで8月1日に提出させていただきました。
1:27:54	1ページ目にあります変更点で今回は、先ほどコサクさんからありましたMOXの表の部分だけを追加の変更して、
1:28:04	お出しをさせていただいております。
1:28:07	右下2ページ、3ページに、DB末の表がございます。
1:28:15	考え方が、2ページ3ページの下に、③各四角バーの考え方として記載を拡充をさせていただきました。
1:28:24	若干センスが内容は3ページと2ページが全く同じような、技術的、技術基準等の要求に変更がない条文についてから始まっているところがですね、
1:28:34	それは新規なので変更がない条文ってのはそもそも項目間はずなのに書いてしまっているところは、すみません、ちょっとやり過ぎた感がありますけど考え方が下に書いた通りで、
1:28:47	前回から大きく見直しているところは設備名はなるべく分かるようにという拡充させていただいたのと、
1:28:54	ですけどとじ込みのところに、グローブボックスの利率のご意見ということがわかるようにであったりとか、26条の遮へいグローボックスとして排煙を鍛え、見ているものについてはそれがどういったものだと、何か入れているかということがわかるようにと。
1:29:10	いうことの記載の拡充といったものをさせていただきました。
1:29:17	地盤のどこですかね。資格ってますよくもともと、
1:29:23	第1回の燃料加工建屋で地盤を見て、そういった質、十分な地盤支持の支持を持っている地盤につけ、設置するんだと。
1:29:33	いうことを言った以降、それぞれの設備は燃料加工建屋に入っているということで必要な地盤に乗っかっていることが説明できるだろうということで、もともとがバーって書いてましたけどバーッと何か違うなということをして、
1:29:47	資格というちょっと新しい器具をつけさせていただいたということでございます。
1:29:53	だからちょっと説明は十分、
1:29:56	し尽くされてないとすいません出しておいてを持ってきたのは、
1:30:00	ベースのところなんですけど、第1、新期以降変更の第4グループのところ、
1:30:09	開発課分が出てきます。
1:30:13	考え方としては、この新規になってる方が、最初被害の方に合流したと最初にこの中でいわゆる開発課のことを言ってます。2項変更は、MOX燃料加工建屋の排水孔から再処理の

1:30:28	例えば廃棄処理建屋までの配管の話をしてまして、MOXから最初に前野間がすでに前回、以前の設工認に出ていますので2項変更の扱いにします。
1:30:40	Dで最初のガードの方で共用する部分が、一行新規という扱いで整理をさせていただいていると。
1:30:47	例えばですけど材料構造のところ三角で、
1:30:53	スターみたいのがついてますけどこれは注書き下の凡例に、
1:30:59	あります、大井受第4グループの第15条1項、新規についてはということで再処理と共用する開発関係の申請であり、最終施設流用という言葉が盛り込まれないですけど最初に申請して認可をいただいたものがと同じですと。
1:31:15	いうことを説明するということで考えているので、三角であったということで、別の記号になりますけどつけさせていただいたということでございます。
1:31:25	はい。説明は以上になります。
1:31:28	吉見です。それが共通語について、今回ただいま説明があった表について報告されたということで、まず徳山さんに関連して確認をしたいと思えます。
1:31:42	まず私の方からちょっと何点か確認させていただきたいんですが、
1:31:47	全体的に前回のヒアリングを踏まえて記載を拡充したということは認識しつつ、ちょっと一部前回のヒアリングでのコメントが反映されてない箇所があるので、確認させていただきます。
1:32:01	8条の外部衝撃についてなんですけども、
1:32:06	現状はバーとなっている箇所これら、もう外部収益の損傷防止を考慮する率が申請されるとは思われるんですけども、
1:32:18	どういった整理で、
1:32:20	この辺の考え方でいるサーバーは対応する設備の申請はなしっていうことにしているのかっていうことを整理をお聞かせ、説明をしてください。
1:32:30	はい、与儀西原でございます。いくつかの資料を作って片手落ちになってたかもしれません。共通08の通りはこの外部衝撃の整理としては、
1:32:42	防護対象設備のうち、燃料加工建屋に集合するものは、建屋になるって今はそれぞれ建屋で守られるのは、
1:32:53	0とはしませんよというような考え方で整理をしましたので、今、ホテル鳴海のついてるところが建屋に収納される以外に、空気の流量になるとか、いろんな気圧差も含めて考慮を個別にしないといけない防護対象設備としてエントリーされた部分。
1:33:12	都丸として説明書をエントリーさせていただけるということでした。

1:33:17	以上です。
1:33:19	はい、別所です。あとその説明は前回の日程の言葉されてて、そういう整理だということを理解して、まあまあっていうのは立証なしっていうことになるので、前回のヒアリングでお伝えし、
1:33:34	出たと思うんですけども、米印なりで補足して、ただの最初なしのバーとは違うっていうことをさせていただければと思います。
1:33:45	はい、日本の石田でございますはい。失礼いたしました地盤のような形で、対象がいるけども、すでに1回で申請してるっていうお答えに収納することで、
1:33:56	説明がそれ以上ないというところがわかるように、資格だか何だか新しい期記号なのか資格にした上で別ん、この
1:34:06	グループの説明がわかるような凡例の中での説明を追加をさせていただきたいと思います。以上です。
1:34:14	トーセ、はい。はい、どうぞよろしく申し上げます。
1:34:18	続いて12条を一对1枠と金41条火災についてなんですけども、その第4グループの2項申請であれば、記載されていて、
1:34:31	それらの部分第4グループで評価結果を示すものって言いしてるんですけども、それどういった整理でバレー該当なしとしてるのかっていうのを説明してください。
1:34:57	すいません。はい。日本原電車でございます。上川さん。
1:35:02	話でございますすいません。
1:35:05	おっしゃっていただいた通り評価がまず基本設計方針と書いてあるところに、含まれておりますこれをちょっと明示的な括弧書きでも出したと思いますということと、1項で評価を示して、2項のものが以降に、
1:35:21	被覆んで説明をするということがわかるように、バーではなくて、同じように四角に何なり気をつけて、そこに含まれるんですよということがわかるようにさせていただきたいと思います以上です。
1:35:36	はい。延長して、前回の経理部でも変な、ちゃんと一行でまとめてっていう話もあったと思うんですがそういうのがわかるように、記載を、
1:35:47	補足していただければと思います。
1:35:50	藤最後私から1点、32条の鳥飼についてなんですけども、これはちょっと認識を確認したいっていうことで、
1:36:04	極度ハッピーの章で第一グループについてこの似たような、
1:36:10	この表がついてると思うんですけども、この条文については、すべての会議であの場ってなってると思うんですけど、そういった整理をしたのかっていうのを確認したくて、

1:36:21	特にあの調査で確認した通り委員会置けないってことかと思うんですけども、言ったような内容で、津波においては第一グループで、
1:36:29	その旨確認することとして一応あるとはしてあって、檜垣奥寺八田の資料になるんですけど、
1:36:38	この違いといった点でどういうふうに言ってるのかっていうのを説明していただければと思います。
1:36:45	はい。乳井者でございます。示し方はちょっと別途考えたいと思いますおっしゃっていただいて津波の方はですね、津波に対して影響がない場所に設備を設置しますと、建物を設置しますであつたりとか、
1:36:59	設計方針があります。一方、委員会事項の拡大を防止するための設備という第32条については、これ許可の時にこれに対応する臨界事故が起らないので、対応する設備はありませんということになってます
1:37:16	おっしゃられていただけ。
1:37:18	基本設計方針なり添付書類を、
1:37:23	ライン会でお出しをすることで考えてますので、一行周期のところですね、2、そういうものが出るんだということがわかるように、
1:37:33	何か記載をしたいと思います。以上です。
1:37:38	吉見です。
1:37:40	でも第二グループっていうのは、その1階に関する設備が出るときに基本設計方針を示されるってということで、
1:37:50	リッカー盗む資料でもそういったような形で書かれていたので、
1:37:55	そういったことで認識しました。
1:37:59	うん。
1:38:01	それではこちらの表について規制庁側からご確認等ございましたらお願いします。規制庁コサクです今の最後の。
1:38:11	隣家いい。
1:38:13	講師なんです。メーカー越し臨界事故対策なんですけど、
1:38:18	何で第2回なんですかね、そこら辺の考えを少し聞ければと思うんですけど、重大事故対象の全体像としては、
1:38:28	今回申請部分もあつてってことなんですけど、その考えをお聞かせください。
1:38:38	はい。日本原燃志田でございます。
1:38:42	おっしゃっていただいたのも含めて
1:38:46	いろいろ考えた結果に会議しましたってことなんですけど、施設全体の共通的な方針でかつ設備がないので1回出せばいいだろうかなっていうのがまず一案であつたのと、

1:38:59	とはいえ、認可に対する設計として出てくるもの、いわゆる臨界の基本設計方針なり臨界に管理委員会管理をする設備を出すときに出しますので、
1:39:10	そのの並びで合わせて、基本設計方針より検討を出すっていうやり方もあるかなという不安を出した上で、下二つの案で今整理をさせていただいたということでございます。以上です。
1:39:25	規制庁迫です。それで雄踏条文でいう等、第 26 条から第 31 条までと。
1:39:36	いうのは共通。
1:39:38	の方針であるといった方針で対応すると。
1:39:42	いうことですが、第 32 条以降の条文対応は個別。
1:39:49	設備でしたっけ、個別事項でしたっけ、の方の方針なり、
1:39:56	数、仕様表ということで対応されると。
1:40:01	ということなので第 1 回ではなくて第 2 回以降の対応に整理をされたっけということで理解すればいいんですか。
1:40:10	はい、峰瀬谷でございますはいおっしゃっていただいたことで考えました。はい。
1:40:17	はい。規制庁コサクです。わかりました。そうすると、
1:40:23	藤。
1:40:24	個別 I I ーって言うところと言う、
1:40:28	トーン
1:40:29	S A B の方の隣家いい。
1:40:33	投資の設計方針なりを書くところに
1:40:39	S A のこの部分も変えていくということなのかなといいますか、思いましたが、
1:40:48	個別、ちょっと今、今更って申し訳ないんですけど、個別事項の方針なりっていうのは、
1:40:56	いえ、
1:40:58	藤氏、艇庫。
1:41:00	とに書かれるんですけど、どんな構成であり、その委員会ボイスがどういうふうに書かれるのかっていうのをお聞かせいただけますか。
1:41:11	はい、弓削西原でございますまず従来事項として対象側、
1:41:17	大小に直接関係するものですかね、閉じ込める機能の損失に関わる設備ということ、一番大枠のところの方針は閉じ込め、
1:41:28	条文のところでの見解として書くと、委員会については認可事項のところについては、委員会のダウンのところ

1:41:39	委員会の単一ユニットとかいろいろ書いて一番最後の方で、別にこう戸建て、分解事項の話をしてエントリーをするということで考えてました。あとはもうそれぞれ、
1:41:51	いわゆる元とかの設備については当然ながら電源とかの各条文対応としての基本設計方針の中で展開をしていくということで整理をしておりました。以上です。
1:42:06	規制庁蘇武です。
1:42:10	何ていうんすかね。個別事項の構成ってどうなってるんですけど。
1:42:19	電源とかだったら電源設備とかって言われればそれで、
1:42:23	イメージはわくんですけど、
1:42:25	閉じ込め臨界って言われるとそんな設備構成での記号でしたっけっていう感じがするんですけど。
1:42:43	日本原燃石原でございます。まず考え方としては、おっしゃっていただいて、設備として例えば閉じ込めを飲ん中、閉じ込めの重大事項に対するために感知とか消火とか出てきます代替感知設備とか出てきますけどそれは
1:43:01	火災防護設備の中にエントリーをして設計を語るんですが、閉じ込める機能の喪失全般のその重大事故に対する基本方針みたいのを、
1:43:13	共通項目にも、
1:43:15	閉じ込めの4、現物の中の構成の中で説明しようと思ってまして、これがですね。
1:43:22	次の資料飛んじゃまずけど共通08の、
1:43:27	宮下96ページを見ていただくと、
1:43:32	ちょっと説明がブレイクされてなくて恐縮ですけど、火災の方については96ページのその他設備の7ポツ1の火災防護設備の中がブレイクされて、
1:43:44	大体感知とかいろんなものが出てくるということだと理解をしましてそれとは別に球場の確認の上が共通項目、
1:43:56	もう第1章の4.3床に閉じ込める機能の喪失に対処するための設備ということでこれを閉じ込めの重大事故全般の基本方針をここで述べようと。
1:44:10	思ってた分解の方が多分出てくるのかってこれはまたブレイクしなくて恐縮ですけど1ポツの臨界防止の中に、登場します大変次戸田副スリットが出てきて確か。
1:44:21	臨界警報の話が出てきた後に、この臨界時効の話の前、共通的な方針を書くということで
1:44:32	前回の方はもうそれで事故がないということなので、そこで終わりました、閉じ込める機能の喪失については、事故全般の教育基本方針みたい

	な、文献3で書いた上で、それぞれの設備、こういった設備が構成として必要ですよと言った後に、火災防護で設備であったり、
1:44:51	わけ。
1:44:54	廃棄施設の中に確か、
1:44:58	外部放出抑制設備というのが出てくると、というような構成で、第1章と第2章の書き分けを考えてました。以上です。
1:45:07	規制庁小阪です。わかりましたちょっと私が先ほどの説明を勘違いしてここで言うその1ポツとか4ポツ3ってというのが、第2章側なのかなと。
1:45:18	思ったんですけど、そう、そうではなくてということで、理解をしました。そうするとー
1:45:28	こちらで書くということは先ほど私は
1:45:33	ちょっとすみません、
1:45:36	第31条までが共通というところでは言いましたけど30、第32条も第33条も、共通であって
1:45:47	それはDB側で共通で整理をする、第
1:45:52	4条、
1:45:53	なり閉じ込めは、
1:45:57	どういう場ですかはい、はいとセットにする必要があるのっていうことで共通側に対応していると。
1:46:04	ということで理解をしました。一方で、共通ではあるんだけど、個別設備に関連する部分なので今回は申請対象会員数、
1:46:17	ということですね。はい、日本エリアでございます配管もおっしゃっていただいた通りです。
1:46:23	はい。わかりました。んな。なので第2回に臨界事項対策が不要だということが書かれると、
1:46:35	ということで理解をしましたのでそこら辺、最初に戻ると志水が言ったところですね、第2回でそういうことがあるということをわかるようにしていただければと思います。
1:46:46	以上です。
1:46:52	元条件三つとか、こちらの表について規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:47:00	規制庁タジリ数、幾つか確認したいんですが、
1:47:04	まず、
1:47:05	タマキな話で凡例のところの丸が、
1:47:08	何だろう。新規新設PC制って何か多分設備、固定する場所が間違えたんだと思うんで、適宜修正してくださいという話と、



1:47:18	あと、ここで丸のところ、新規申請設備または変更あり設備っていうふうに書いた場合は先ほどシミズの話の中であった影響評価するようなものもこの言葉の中で読んでというふうに整理すれば、されてるということですよかったですかね。
1:47:33	はい。二本木者でございますはい。言葉の方は大変失礼しました。そうですね変更あり新規評価みたいなものも含めて丸の中で呼んでいるということでございます以上です。
1:47:45	はい規制庁タジリです。阿藤。例えば十四条とかのところ、この記載の意図を確認したいんですけど、例えば第二グループ以降申請のところ、まるで施設共通基本設計方針でマルというやつがいたりするんですけど、
1:48:00	これっていうのはどの部分の基本設計方針のことを言って、先ほど2章の話とかも出てきたんですけど、安全機能を有する施設に関していうと、共通部分に関しては1回目で大体出し切ってしまう感じがしていて、この丸というふうに書いてあるのは第2章のことですかね。これはどれですかね。
1:48:22	はい。乳井西原でございます。えっとですね共通複数一遍に作ってどっちにも入れとけばよかった気がしますけど。
1:48:32	共通08のですね右下。
1:48:38	85ページですかね。
1:48:47	中で、施設共通第10条で施設共通に入っているので、申請時期が1となっているものが今回1回で、
1:48:57	施設共通として入っているもので25とか書いてあるところは2回で出てくる人。
1:49:06	です。でも2-1が根井久世河田は糸井他、
1:49:09	遠隔操作のところですね2-1とかで出てくるのが、あと3の一部を含めてそれぞれの改善で9施設共通としているところは、こういうものですというのを整理をさせていただきました。ちょっとそういう意味で田上さんおっしゃっていただいたように、
1:49:22	大枠へほとんどなる共通事項は1回出ているということでございます。以上です。
1:49:28	規制庁館です今ここに書かれてる2-1とか3-1とかでいいんですけどこういったものっていうのは申請書上どこに書かれてるかっていうとさっきのミッションになるんですかねこれ、どこに書かれてる文言のこと指してるんですけど。
1:49:54	はい。

1:49:56	すいません日本入社でございますそうですねちょっとここは整理が要りますね10年度と言っていながらも多分個別設備です文章で言ってると思います。それぞれの施設側ではないと思ってました。以上です。
1:50:08	はい。規制庁田尻です。何かそうかなと思っていて、2章の十四条のところに関して言うと2章のところで訂正工程設備という言い方がいいかわかんけど加工するための設備のところを、
1:50:19	第2章のところで今回例えば活字にいっぱい書いてきてたのでそういったものが多分この申請会社にいるのかなと思って見てたので何かそういう意図かなと思ってたんですけどそのあたりがはっきりできるというふうに思っています。
1:50:31	あと、続いてちょっと確認なんですけど、安全避難通路のところで、
1:50:35	安全避難通路のヒアリングで、もう1回来てよかったんですけど、今ここで第4グループの申請出てるのは多分緊対とか貯蔵所とかのイメージで〇ついてると思うんですけど、一応の整理なんですけど堂々とかがいると思うんですけど
1:50:49	再処理とMOXの間の労働っていうのは、9人が立ち入らないことになっていて、例えばそこんとこで台車とかにトラブルがあっても別に人が入ってどうこうというよりは
1:51:00	建屋がわかると言えばいいのかわかんないけど、遠隔的に操作ができるから1度の立ち入りは基本想定してないと言えばいいんですけど。
1:51:08	はい。乳井リーダでございますはいまず、通常時人が立ち入ることは考えていません。あと設備会社が、その中を走りますが何らかあった時には建屋側からそれを
1:51:20	救援するとか、措置は設けられてますのでそちらで対応するという事で整理をしておりました。以上です。
1:51:30	規制庁館です。学んで、事故とかが起こって台車が倒れたりしたらそれはさすがにっていうところはあるけど基本原則は入らない形になるので、避難通路とか、いろんな当然逃げようになっているけど避難通路の設定という意味では、通常時に人が立ち入るとか、そういったものには該当しないので今回登録してないので、2項のところで丸がついてないと思えばいいです。
1:51:50	何行でいっぱいのところであるついてないというふうに思えばいいですかね。
1:51:53	はい、日本エリアでございます。おっしゃっていただいた通りでございます。
1:51:59	はい。規制庁田尻です。で、あともう1点なんですけど換気設備のところ、23条のところで、今の喜多廃棄物の廃棄設備として多分書かれてると思うんですけど、

1:52:11	換気設備の方だと吸排気が該当する気がするんですけど、吸気系もここで読めていると思えばいいんですかね。
1:52:22	はい。日本原燃車でございます。はいこの中に全部含んだ形で書いておりますちょっと別紙とか出てくる設備名称とのリンクがうまくとれないところがあるかもしれませんのでそこはもうちょっと詳しくに書こうと思います以上です。
1:52:38	はい。規制庁丹治です。どこまでを紙設備どこまで廃棄設備っていう、閉じ込めの条文のところでもちょうどそういう話をしてたので一応お聞きしてみたという形なんですけど一応このタイミングで吸排気場合は、
1:52:50	換気設備に絡むの意識出てくるということで一応理解いたしました。
1:52:54	あともう1点すみません、ちょっと認識がずれてるかどうかの確認ですので先ほど共通8見ればいいのかもしいないんですけど11条のところで、
1:53:02	第二グループの2項であるとか、第三グループ2項のところもうこの施設共通基本設計方針もあるという形で書いてあるんですけど、これっていうのが、個別の感知設備とか消火設備が出てくるっちゃう話じゃなくてこれも基本設計方針なんですかね。
1:53:19	はい。日本原燃車でございます設備の船断面みたいなやつが、個別の設備で出てくるので、
1:53:26	それぞれ書いているということでございました。以上です。
1:53:30	規制庁鳥居です。であればもう基本設計方針で書かれてるけど、やっぱり個別設備の仕様として担保するものがこれそれぞれ確認すべきものがあるからっていうことですねよく理解いたしました。
1:53:41	自分からとりあえず以上ですありがとうございます。
1:53:47	超過です。私からも幾つか確認したいんですがまず先ほど説明があった20条の廃棄施設数の、
1:53:56	第4回の
1:53:59	海洋放出管理系なんですけど、第2項で、海洋放出管理系と書いてるところっていうのは、既認可で海洋物関係っていう、
1:54:09	て止め、
1:54:10	認可と。
1:54:13	ていたんでしょうかというレベル廃液処理設備も、
1:54:16	気にかぶるということなんでしょうか。
1:54:30	宮城西原でございます。まず、整理をしますと、基準化の段階では、プロの廃棄処理系の一部として低レベル廃液処理建屋までの、
1:54:43	ルートも含めて、申請をして認可をいただいています。そのあと事業変更とかの際には、下部ホースカーを共有するという際に、

1:54:53	回数以降までは、いわゆる警備の廃処理設備、それ以降が海洋放出関係として、一連の流れとして、設備区分を整理をさせていただきましたので、現状の記載としてはその整理に基づいた記載をさせていただいているということでございます。以上です。
1:55:10	伊佐医長、岡です。わかりました。はい。
1:55:15	あと、遮へい条文12条、ちょっと前から少しあったところではあるんですが、
1:55:23	第2回の移行調整の
1:55:26	労働者性とか、
1:55:28	ここを出してくるものっていうのは基本的には、
1:55:32	金から変更もない設備っていう位置付けだとは思いますが、
1:55:38	一方で第1回のレイアウト変更の関係で建屋されても、
1:55:42	中心に結構、建屋内のすべての評価対象。
1:55:46	して、下の、
1:55:48	第、第2項申請で出してくる部分というのは、第1回の評価に、
1:55:55	基づくような立ち位置で出してるんでしょうかそれとも
1:55:59	完全に既認可の施設施設として出していくんでしょうか。
1:56:04	何かその辺で差が0かというのはちょっと違ってくるような、
1:56:09	気がしまして、いかがでしょう。
1:56:15	はい。日本原燃石田でございます。
1:56:20	何で言えばいいんでしょう。個人的にはあまり参加が使いたくない派なので、切り換えがあったとしても今回例えば第1回やらせていただいているような遮へいのいろんな計算の、
1:56:33	基準であったり、添付書類とか、行政経営方針と色々な明確化といったこともさせていただいて整理をしているものを、
1:56:40	運営をして、第2回の添付書類は、出し出させていただくと、なので、認可をいただいた通り変更ありませんという、出し方をするつもりは、
1:56:51	今のところないというのが前提だと思ってますそれを三角に書くのよと言われると、0なのかもしれませんが、以上です。はい。社長、その方が、
1:57:01	おそらくシンプルで、そういうことであればここは0なのかなと思いますんでまた検討の方、よろしく申し上げます。私からは以上です。
1:57:13	はい。日本原燃石原でございます。若干聞いているのはそうだと全部0っていう時にしかならなくて、そういう整理のあり方と医局長ですがちょっと

1:57:24	明らかと同じってというのは結果だけが同じということであっていわゆる整理が大分、それぞれ変わりますので、そういった形で、グラフィックせいかもはい含めてやらしていただくので、
1:57:36	そこでちょっと整理をさせていただいて適切な表示にさせていただければと思います以上です。はい。議長すいません。はい。そう。規制庁コサクですちょっと今の点よくわからなかったので、
1:57:48	教えていただければということなんですけど。
1:57:51	令和2年6月ですね、委員会ペーパーで既認可カーの新規かということは明確にしましょうということがこの中、丸三角だったりすると思うんですよ。
1:58:04	それで言うと、何らか評価を改めてしなきゃいけないっていうのは審査事項に当たるので0ということでもいいんですけど。
1:58:14	この遮へいが新規に評価しなきゃいけない事項なのかどうかということで、
1:58:21	第1回については、建屋の遮へいの何らかの変更があったのでと。
1:58:28	いう古藤ですけどそれでさえ、大した変更じゃないだろうという話がありますが、一方で、道道っていうのは、その関係では、何らか変更があるっていうことなんですか。
1:58:41	日本原燃志田でございます。変更はございませんので先ほどあった評価の仕方と評価の仕方というか、示し方とかいうものを今、今回の第1回に合わせて、
1:58:52	見直しをさせていただくという範疇でしかないです記載の仕方をですね。はい。
1:59:00	規制庁コサクです適正化は必要かどうかも含めてよくわかりませんが、その点で新規の審査事項あるかどうかという観点で整理をいただければいいかなというふうには思う。
1:59:13	もし、
1:59:17	規制庁わかります評価。
1:59:20	は、包絡されているっていうような申請の仕方と、評価結果は変わらないという申請の仕方、当然ながら変わってきますので、適正カーの範疇であればそういう適正化であるっていうことはちゃんと、
1:59:33	明確にされていると、ちゃんと申請に合わせたこの丸三角になっていれば、当然いいと思っていまして、ただ、それを第1回のうちにちょっと一応決めておきたいっていうところもありますので、
1:59:46	そういう考えも含め、整理のほど、よろしく願います。
1:59:55	はい。稲毛イシハラでございますはい。先ほど古作さんがおっしゃっていただいた委員会ペーパーでの位置付けと、今回のやり方、第1回の新生児新生児のいろんなやりとりの実績を踏まえた上での、

2:00:10	記載の適正化というものをやるべきだと思うものというものも含めて全体そういった位置付けがそれぞれの考えていることがわかるように、
2:00:20	記号も含めて、整理をさせていただければと思います。以上です。
2:00:25	規制庁甲斐ですよろしくお願いします。
2:00:33	規制庁コサクですちょっとその前のタジリリーの確認にあったのかもしれないんですけどちょっと把握しきれなかったので、確認です。具体的に、
2:00:46	ですね、共通 05-2 ページに、
2:00:50	ある火災、第 11 条ですけど、
2:00:56	先ほど話あったように全体の影響評価については第 1 項側でやるということではありつつ、
2:01:04	まだその前のあれですかねシミズでしたかね、第 2 工場もその関連がわかるようにということはあるつつですねそもそも第 2 項としての対応申請対象物で火災方法が必要ない。
2:01:19	というふうにも見えちゃうんですけど、そのあたりの整理ってどうなってるんですか。
2:01:24	はい。日本イシハラでございます。第 2 回、第 4 グループでいきます。第 4 回でいきますと、履行変更の対象になっているのが、
2:01:36	今後酸化物貯蔵容器等、粉末缶、
2:01:42	だけだったと記憶をしておりますので、2 項変更 2 案での評価はその前の第 1、第 2 第 3 に出てくる、向こう変更の人たちの影響評価というのを、
2:01:54	一方変更側で受けると。ただ実際の委員の影響評価第 1 項で、
2:02:00	ただ実際に構造及びいくという形で整理をするということが今の前提でございました。以上です。そうです。申し訳ないけど今後酸化物貯蔵容器なり、粉末缶なり或いは海洋放出管なり、
2:02:16	いうものは火災防護不要なんですか。
2:02:36	日本原燃石原でございます。
2:02:39	いらないと思わないのでおっしゃられることは理解をしました。
2:02:44	三角ですね、三角アスターで、再処理でやったことを受けて、
2:02:49	同じですとか、岩上葛西に対しても、ちゃんと必要な考慮ができてますという説明をしなくていいわけがない気はするのでちょっとそこは至急整理をさせていただければと思います以上です。
2:03:02	はい。規制庁コサクですそれで言うとあれですね火災防護対象施設ではないってということですね。
2:03:08	以下の嘘ですねはい。
2:03:11	はい、規制庁です。ですけど火災防護の全体枠の中にははい。
2:03:16	ということでそうすると方針対応っていう感じになるので、先ほど言われた 3 番でという、

2:03:22	ていうふうに言われたと思えばいいですか。
2:03:25	はい、乳井西原でございます。そういった位置付けで考えておりました。以上です。
2:03:31	はい。規制庁日下です。政治学であれば我々のイメージ。
2:03:37	理解をしました。
2:03:45	すいませんキクチオオハシですけれども、
2:03:48	ちょっと確認させてください。この3ページ目ですけれども、
2:03:52	前回と異なってもちょっと確認したいんですけども、
2:03:57	38条の緊急時対策所ですけれども、こちら、
2:04:04	第三グループの移行に関しては前回バーとしていて今回、
2:04:10	情報把握ということで、記載してますけれども、この辺、考え方を変えた
2:04:17	理由みたいなことを教えてもらえますか。
2:04:21	は、
2:04:33	ない。
2:04:42	はい、日本イシハラでございます前回のやりとりも踏まえて修正をしたのだと記憶をします 39条の通信連絡。
2:04:53	それ以外の分が緊対部も同じように、情報学設備の要求があるので、両方で読めるようにということで整理をさせていただいたと思ってました。以上です。
2:05:09	同じ。
2:05:11	座間 39条の方の、
2:05:14	第二グループの方の移行申請ですけれども、こちら、今回バーにしてますけれども、こちらは、
2:05:23	%です。
2:05:32	日本ギリシャでございます。すいません、ちょっと大橋さんの声が聞こえなくてですね。すいません。
2:05:40	これ、これ、
2:05:43	は、39条の第二グループの第1項の記載が、檀、今回バーになってる理由をちょっとお聞きしてます。
2:05:56	聞こえましたでしょうか。
2:05:58	日本原燃車でございます 39条ですかね。はい。
2:06:04	39条ですと今回重大事項の所、Cの条文になりますので、新規要求ということで2項現金化からの変更するものと言え、あくまで新規ということで1項新規が2項目をつけさせていただきました。

2:06:22	関連する設備はあくまで1個新規、出るもの、及び2項変更側には、どんな近活重大事故関係の設備はありませんので、そこでリンクはないということでパーにしてみました。以上です。
2:06:37	はい、わかりました。
2:06:41	はい。
2:06:43	規制庁の藤原です。多分大橋が聞いているのは前回の資料からの変更点で、通信連絡のところ39条のところは、第二グループの、
2:06:54	1項のところにもまず書いてあってっていったところがあったのが今回パーにしてる理由と、前回緊急時対策所のところは、の第三グループのところはパーになってたところに、今回は入っているっていう変更点で、
2:07:07	どういう変更されたのかっていう確認だと思うんですけど、それって今返事になってました。
2:07:12	日本原燃石田でございます。はいすみません単純に言いますと誤記を修正しましたということでございました。以上です。
2:07:19	規制庁の藤原ですわかりました。
2:07:26	あ、すみません規制庁コサクです今の点でちょっと、
2:07:32	確認なんですけど、SA設備としては新規だというのはその通りではありつつですね。
2:07:39	DB設備のものを使うというSA対策もあって、それについては、第2項側でもいいような気がするんですけど。
2:07:51	そこはあれですかねMOXはまだ建設途中だったということもあってそういうのも全部第1項側にありますってことなんですかね。
2:07:58	はい。日本原燃石田でございますはい。前もご説明した4回分の2回までしか出てなくて通信も含めて、もともとあんまり具体で相手にしてなかったのがありますけど、資金管理は対象がないということで以降新規側ということでございます。以上です。
2:08:16	はい。規制庁コサクです。で、一方で、33条の閉じ込めのところは、第三グループに第2項があって、これはすでに申請されてたグローブボックスなりがあってってということですね。
2:08:30	はい、ニューシアでございます。おっしゃっていただいている通りでございます。
2:08:36	はい。規制庁コサクですわかりましたそれですすねちょっと大きな話になっちゃうんですけど、今回MOXの新基準適合での分割の考え方は、建設の工程を踏まえてと。
2:08:50	いうのを大枠にお話をされていて、それ自体は理解するんですけど、一方で第2項申請が2、



2:09:02	2グループ3グループ4グループに散りばめられてるっていうのが、何でこんなことになるんだというのがよくわからなくてですね、建設工事の趣旨
2:09:13	生成分割だって、工事工程に合わせて申請されるはずで、そこはどう理解をすればいいんですかね。
2:09:23	はい。稲毛イシハラでございます。昨日公開1前にも同じ話をさししつつやりとりをしたような記憶があるんですけど、おっしゃっていただいている建設工事の前にですね設工認を出して、
2:09:37	それを4回に分けて申請をするということで、もともとから建設工事のある段階を見て4分割にしていたんではないのかというのがまず前提だと思ってました。で、
2:09:51	今回ですねやはり新たに今回の新規基準に従っていろんな設備を新たに設置するものも含めて並べてですね、各階層ごとの工事の仕方というのをもう一度見て、
2:10:05	施設、工事工程に合わせてどういう組み方をすれば効率的に申請と工事がなってるのかというのを整理をした結果として、
2:10:17	前々回ってか以前のキンカンを真っ向から否定するつもりないにしてもやはりより、
2:10:24	成果をさせていただいたということでございます。
2:10:27	共通05の、
2:10:30	これに昔いただいたところでやはり新規基準で部会を受けたときにですね重大事故として新たにエントリーをした設備のいろんな設計なりっていう進捗も踏まえて、
2:10:43	そういった工程との関係も相まって、今の二階三階によるグローブボックスを変えたりとかっていうことで、計画をさせていただいたところでございました。以上です。
2:10:55	規制庁コサクです。それ、今言われたところを端的に言うと第三グループの第2項申請っていうのは、当初の工事工程なりを考えれば、
2:11:09	第二グループの第2項申請に入れて対応した方がいいんじゃないのかというようなことになりますけど、そこは今説明されたSA対策との関係での設計進捗で、
2:11:21	第三グループ側でまとめて対応したいということですか。はい。弓削石田でございます。おっしゃっていただいた通りでございます。
2:11:32	はい。規制庁コサクです。わかりました。じゃあ、その辺りってあれですかね本文、共通05の本文側とかで読めますかね。
2:11:43	日本列車でございます。
2:11:47	気持ちが来ていただいきをしますので、そこはちょっと文章をいじりたいと思います

2:11:53	そういった考え方がちゃんと丁寧に分割申請計画に反映されてるってことをやはりご説明させていただく我々としても必要がありますので、ちょっと今回本文じゃなかったのが最初のやつも含めてどういう自動化って悩んで、
2:12:06	気をつけてやったので、積極的に直していきますからです。以上です。
2:12:13	はい。規制庁コサクですわかりました何分先ほど言ったように、わかりにくくていきはいるものの売価に悩んでしまうということがあって、
2:12:24	わかるようにしていただける
2:12:26	ます。
2:12:27	それで、
2:12:33	逆に
2:12:35	そういった点でいうと第二グループの第2項申請。
2:12:41	についてはS Aの部分は大きくなって、火災防護が入ってますけど、
2:12:52	これ、
2:12:53	DB側が基本的に対応するものがあるってというのは先ほどの説明には性をやるかなと。
2:13:03	思うんですけど、
2:13:05	今のS Aの火災だけマーキングされてるのは何でしょう。
2:13:23	日本原燃石原でございます。29条の話ですか。向こうのところはい。議長これですね他のところでもちょっと
2:13:33	電話でご質問いただいたのかもしれませんが
2:13:39	29条に入ってる分が、S Aの設備に対する、
2:13:46	他の保管とか設置している場所に対する感知消火設備を呼んでまして、DBと兼用している清設備は、ゆり側が出るときに、
2:13:57	運行変更できる場合はそのそれに対する設備に対する感知消火設備として29条で今エントリーをしていたというところでございますそこ、丸が備考変更についてどこでした。以上です。
2:14:11	規制庁不足ですそれはあれですか消火設備の、それも先ほどタジリがありましたけど、施設共通基本設計方針と書いてあるんだけど、
2:14:25	個別項目の消火設備のところでの今の観点での第29条対応もあるっていうことですか。
2:14:35	はい。乾西原でございます。具体的にはですね、
2:14:40	そんな、
2:14:42	菱洋チームでもなかった。
2:14:45	29条で、
2:14:48	2回で出てくるのは、発生防止とかの共通的な、なしで配置上の考慮とか、

2:14:56	カー。
2:15:00	話ですね2-2が出てくるのが、
2:15:04	防爆対策とか設置対策とか、そういう、
2:15:09	設置対策関係ないか。
2:15:12	あとは、
2:15:14	共通08とか86ページにありますけど
2:15:20	パッキンでの接続のうち、
2:15:23	設置とか何かそんな共通的な設備が出てきた時に合わせて、発生防止系で出てくるようなものとか、
2:15:31	S2、あとは、
2:15:34	難燃材料載せしようとか、はい。そういったものが共通として入ってるものでした。以上です。
2:15:41	はい。それでいうとあれですねこの部分方針の申請があるということではなくて、第1回で方針をすでに申請されているものが、第2、第二グループ第2項申請の申請対象設備の中で関連するものがあってマーキングされてる。
2:15:58	ということですね。はい、上西でございます。最後おっしゃっていただいている通りでございます。
2:16:03	わかりましたそれは対象物ですよね。先ほどのその三角になるような方針だけではない設備ってということですね。
2:16:13	はい、そうでございます。
2:16:15	規制庁コサクですわかりました。ちょっとこれだけ浮いてたので、
2:16:20	わかりにくかったなと思いましたが理解をしました。
2:16:30	決定済みってほか、まず共通05のこちらの主張について規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:16:42	なければ、他の共通05全体を通して規制庁側から何か確認ございますでしょうか。
2:16:50	規制庁の藤原です。
2:16:53	通しページの7ページの樹形図のところサポートですか、こちらなんですけど、前回のヒアリングで、放射線管理施設のところの、
2:17:05	環境管理設備の記載の仕方とかがっていうのがわかりにくくて、
2:17:09	対応、何がは、
2:17:12	対象となってるかっていうか何の設備があるのかっていうのがわかるようにしていただけないことだった気がするんですけどその対応ってどうなってますか。

2:17:22	日本原燃石原でございます。重ね重ねで大変失礼いたしましてちょっと私がパンクしてました。はい。おっしゃっていただいたことは記憶しますので、
2:17:32	37番だったでしょうね。そこに対して、設備を書くなり何なり
2:17:39	見直す時に、すみません明確にさせていただきます。以上です。
2:17:44	規制庁の藤村です。その時に、おそらくすみません私はちょっと推測になりますけど、34条から34番の環境管理設備って、研ぎ所観測の設備があり、放射能コン
2:17:56	車で何かモニタリングカーがあると思うんですけど、常設の方に行った時のその34番で、DBの施設と兼用と書かれているところは、これは気象せ、
2:18:07	観測設備になって、bポツの可搬のところに入ってるのが、そのモニタリングカーになるっていう、37%モニタリンカーになるっていう理解でいいんですかね。
2:18:17	はい。日本原燃志田でございます。はい。おっしゃっていただいている通りでございます。そういうのが全体通して確かに放管が一番わかりづらいので、別言葉が並んでいて、そこをちょっと見える化したいと思いません以上です。
2:18:31	規制庁の藤村ですわかりましたで、今の部分についてはわかったんですけど、先ほど石原さんからあった通り、放射線管理施設って結構わかりづらい状況かと思っていて、
2:18:42	許可のこれからの整理かもしれないんですけど、今言ったような環境管理設備の中にあるモニタリングカーって、モニタリングポストと同じような機能を有していると思っていて、
2:18:54	そのモニタリンポストっていうと実はその30番で示されてる放射線監視設備の中に、環境モニタリング設備っていう分類があってそこに入っていたり、
2:19:05	ということで、ただ、放射線監視設備は、屋内モニタリング設備等、
2:19:11	排気モニタリング設備と、今言った環境モニタリング設備っていうような形になってて、この放射線管理設備っていうのは実は、エリアモニターなんかでも工程を見るようなものとか、あと、
2:19:23	廃棄関係と放出関係に関係するところとその環境モニタリングっていうのが、結構後ちゃまぜにっていうと悪いのかもしれませんがそういったものもろもろが入ってる気がするんですけど。
2:19:33	こういった整理そのほかに環境管理設備っていう枠も設けながらもこういった整理されたのでどういった考えだったのかというのは、後説明していただけますか。
2:19:49	は、

2:19:53	はい、日本原燃石原でございます。
2:19:56	そういった複雑さはあり得ると言いながら、確か当初、最初作ったの私なんですけど、女性に許可の順番、縦に並べるだけだった記憶がしますちょっとそういった交換独自の
2:20:12	君っていうのも、なるべくわかるように工夫はさせていただきたいと思います。かつ、樹形図の範囲を超えないことでのいきたいなど。
2:20:22	実計じゃなくて申請紹介で見たりたくはないのでということで他との並びも含めて整理をさせていただければと思います。以上です。
2:20:33	規制庁のフジワラですわ。郡もした。
2:20:39	ただあれですかね、許可でこういった形で整理しているので、今言ったような同じ機能を有しているというか同じカテゴリーズであっていいようなところ、
2:20:49	もう、もう別々にだったり、いろんなシステムが入っているものは、一緒くたにっていう形からはいたせず、わかるようにしますよっていうことですかね。
2:21:00	ありがとうございます。はい。日本原電車でございます。はい。私から言いにくいことを言っていてありがとうございますということですか。はい。
2:21:10	成長のフジワラ実わかりました。
2:21:15	規制庁コサクですけど、
2:21:22	9に整合していれば表。
2:21:25	用語なりは変わっても問題ないとは思いますが、
2:21:30	うまく書けますか。
2:21:35	はい。日本原燃石田でございます。
2:21:38	私の横に何人かいますけど、みんな頭が9ということで、ちょっと考えますすいません。はい。
2:21:52	はい。まず昨日から考えてどうなってるのかっていうのを整理していただければと思っててちょっと補正まで時間がないところであれですけど、よく考えてもらいたいと思う。
2:22:03	ましてそのときに、26番の、
2:22:06	工程室放射線計測設備もあわせて、
2:22:11	ちょっとどういう関係なのかっていうのを整理していただければと思うんですけど。
2:22:17	はい、宮城西原でございます。はい。そうですね、26番は今もともとは例の重大事項の一連の流れでやる回復操作のための、確か措置使う設備としてここにエントリーをしてました。
2:22:33	す。それとも、まず、実行対象としてのグルーピングでこの24からの繋ぎで書いていたところでございます一応許可ではそういう整理を、

2:22:45	させていただきましたのでそれぞれの役割がわかるようにということで、記載を、以内を書いてそれぞれの分類額が誠意、
2:22:58	何ていうかね、わかりやすいようにさせていただくということも一つやり方としてあるかなと思ってました。以上です。
2:23:13	うちのシミズです。
2:23:15	とか、共通 05 資料にて行ってきてって、わからないでしょうか。
2:23:24	受ければいいと原電側から振り返りとして資料の修正放送と、そのスケジュールについて簡単をお願いします。
2:23:40	はい、弓削西原でございます。東郷でございますが今日のところはいくつか指摘いただきました三角と丸だけで表し切れないところあたりは整理をして、
2:23:54	新しい器具を作るなりその他に含まれている意味合い、例えば営業評価みたいなものが0に入っているとか、いうことがわかるようにそれぞれ整理をさせていただければと思います。
2:24:06	はい。
2:24:09	これちょっと施設共通のところは、共通 08G だけではなくてこちら側にも多分リストをつけてわかるようにということもさせていただければと思います。
2:24:19	あとは本文への、いわゆるMOXの分割申請の考え方、これもちょっと明確にわかるように考えていることをつか伝わるように、修正をさせていただければと思います。
2:24:32	はい。あとは最後にあった樹形図のところは申請書での整理であったり機能であったりというのも考えた上で特に他のところがわかりづらいところもありますので整理をして、
2:24:45	見える化させていただければと思います。
2:24:48	はい。修正につきましてはこれは、
2:24:52	1週間ほどいただければというのとあとは再処理の共通言語の修正のタイミングとも連携しながらちょっと考えていきたいと思います。以上です。
2:25:06	設定結果についてはまた研修なりで示していただければと思います。
2:25:14	藤古野谷津。
2:25:16	家ヒアリング返して2時間半を経過するんですけども、もう一度通ずる8までやってしまってから休憩を入れるか今入れるかだと元がどちらがよろしいでしょうか。
2:25:30	はい、日本イシハラでございます。これはこちらからお伺いしようと思って、共通 08 と在庫の関係ってどういう感じで思っておられました。
2:25:39	でしょうか。

2:25:41	驚見です。一応材料構造の関係で今日津崎も合わせてっていう話があったと思うんですけど、それは
2:25:50	共通 08 で今回修正された今日なりの話が終わってそのままの材料構造 01 の資料に移った時に、そこで合わせて
2:26:02	浦町も関連して説明していただくっていうイメージで、
2:26:06	はいわかりました。はい。
2:26:09	では、08 と在庫 01 も含めて全体流して、
2:26:15	ご説明をする。08 で受ける 0 月の前提が、今の在庫 01 での説明がありますのでそこを 1 例、ご説明をさせていただくということでよろしいでしょうか。
2:26:28	はい。失礼しました。
2:26:32	一旦休憩を入れるっていう。
2:26:35	ことで、
2:26:38	よろしいでしょうか。
2:26:39	はい。
2:26:41	そうですね。休憩お願いできればと思いました。
2:26:47	はい、わかりました。それでは一旦ここで休憩を挟ん。
2:26:51	で、教授の後に、40 分に再開したいと思いますので、本庁側で録音の精神を呈しお願いします。
0:00:00	あ、
0:00:02	正しいです。それで
0:00:05	資料で、教授は室長代理横尾宗 01 合わせて原燃側から説明をお願いします。
0:00:13	はい、井上西原でございます。まず共通 08 ディビジョン 9 ということで 7 月 29 日に提出をさせていただきました。
0:00:22	修正としましてはまずは本部部分でございますけども右下 22 ページの遮へい設備のところの説明前回、
0:00:35	建物として説明をする部分と、設備との関係で、申請開示をしたところというものがわかるようにということで整理をさせていただきました。
0:00:47	というのがまず円でございます。
0:00:50	あとは、添付側で右し、25 ページとかのところで適合性に係る整理ということで申請対象施設リストですね、もう、
0:01:03	ばる一付けるときの考え方丸三角の考え方というのを整理をさせていただきました。
0:01:12	条文ごとの共通的な考え方プラス、条文ごとの考え方というのを、指標の方で整理をして、それを踏まえた上でそれぞれ右下 30 ページ以降にリストがついていると、ということでございます。

0:01:27	あれは、全体的には前回からの表に直したものを別紙2を最終版等の関係の突合せで修正をさせていただいたり、あとは共通項目との関係で、
0:01:44	駐車場でそれぞれ説明をさしていただいていたということ整理をさせていただきます。あと
0:01:51	労金、
0:01:52	瀬戸内の共通部分ですね、共通事故、施設共通としているものは先ほどから話題になった方右下84ページからのリストでそれぞれ条文ごとにと。
0:02:04	注釈の説明については右下87ページにございます。
0:02:11	また、添付ということで右下88ページから、技術基準の基礎技術基準規則各条文と関連書類の整理ということで本添付関係の整理の仕方と、
0:02:23	考え方をまず、88ページにそれぞれの条文ごとの整理を89ページごとにそれぞれ書いて、
0:02:32	実際92ページからそれぞれの表が始まっているということで整理をさせていただきます。
0:02:41	はい。あとは、
0:02:46	修正しているのは、
0:02:54	あとそうですね先ほど共通06でも言いました仕様表関係は右下103ページからそれぞれ仕様表関係付けさせていただいてございます。
0:03:04	今回の第1回に対象としての事業表をつけさせていただいております。
0:03:10	はいの中でですね大変申し訳ございません。
0:03:16	右下130、かつ、
0:03:20	4ページから始まって、別紙2というのがあるんですけどこれすみません最新の状態になっておりませんで、修正をし忘れておりました。
0:03:28	具体的にはM I S I A138ページとかにあります計算プログラムの概要のところ相変わらず5シリーズで一番最後についてますけど今剛性見直してますので最新の状況が、
0:03:41	反映しきれませんでした。次に出すときには、直してお出しをしたいと思います。
0:03:48	はい。あとは、右下158ページの、
0:03:55	先ほど
0:03:57	ラックランドのご質問と実際、どう考えてるか共通05の中では、説明させていただきます申請の中での、いわゆる分割申請の、
0:04:08	方針については理由については右下158ページで修正をしたもので考えておりました。
0:04:16	はい。あとは、
0:04:19	右下159ページから別紙6ということで、許可との整合性に関する説明書の記載方針であったり記載、その部分整理表であったりとか、



0:04:29	いうのをつけさせていただいております。
0:04:33	自生学校は、
0:04:37	右下 100456 ページから添付図面の記載についてということで、プレゼン第1回の対象としてどんなものをつけるかというのを、ご説明をあと当該店舗を追加をさせていただいております。
0:04:54	一部ですいません最新の情報が反映できてないところがありまして、
0:05:02	地上1階、
0:05:06	意味ですよ。はい。
0:05:08	470 ページでいいのかな。
0:05:11	470 ページの図面なんですけど、図面自体はマスキングなので、細かいところというよりは一層の中で、開口部の高さの説明をしてました。その時につけた図面で、
0:05:25	交通量の開口部の高さっていうのを説明してましてそれをここで出さなきゃいけないところを、そういうのが吹き出してついてない図面をつけてしまいました。これも次の時修正をさせていただきたいと思います。
0:05:40	兵藤座間8は以上でございます。先ほどの給付まで共通する価値の、いわゆる申請対象設備リストと、条文との関係のマルつけをやる前提として、以前お話をさせていただいた、
0:05:55	材料構造の部分について見直しをしてマルつけのほうに反映しております。
0:06:01	その考え方を整理をしてお示しをしようとして、代行前の1リビジョンということで8月1日にお出しをさせていただきました。
0:06:15	あらかじめお詫びを申し上げておきます修正が非常に中途半端でございまして
0:06:22	治ってるのは右下5ページの図でございますまずは、加えて次が、
0:06:30	大きくなる円っていうのがボックスを返したという趣旨でいくと右下5ページの図、あと右下7ページの図、
0:06:40	あとは、右下、
0:06:46	29ページからですかね、の表がついたということでございます。その中で、
0:06:53	MOXとして対象に行ってた、それぞれの在庫を出している設備、
0:07:01	の区分に対して例えばボックスをして、対象に及ぶかということに記載を拡充をさせていただきましたということでございます。
0:07:11	例えばでいきますと右下5ページでいくと、
0:07:18	報告書の方に追加したのは左D-71-2であれば分析設備の分析済み中和槽だったり対象になりますとかですね、右側のBのところ、

0:07:32	容量空気貯槽であったり、空気差であったりGB消火設備の問題が対象になりますよというようなことを追加をして対象がおわかり得るさせていただきました。そういった部分の対処上ボックスとして整理している表が、右下 29 ページから 1 表ということでございます。
0:07:49	こちらの表もすみません若干ながら誤解を生じる恐れがあるところが、右下 31 ページのところでは区分の取り扱いボックスのところには丸として括弧表記ついています
0:08:03	このグレーボックスとか延期として代行で扱いますよということではなくてですね、右のさらに右側にありますただし書き、
0:08:11	くらし購買部程度が利益の拡大防止のためのグループトレイを経由する場合はその部分に限って対象とするということを説明したがために丸でした。ちょっと
0:08:22	記載をそのままについて再処理表と同じように合わせて書いてあるんですが、この文書自体が、
0:08:28	表の作り方が非常にわかりづらかったんで誤解を生じないように次の時には修正をさせていただければと思います。
0:08:36	はい。説明は以上になります。
0:08:40	はい、規制庁市民ですと、それでは規制庁側から順番に確認をしたいと思いますが、当間確認の進め方としても 2 ゆっくり分けて、
0:08:51	しますと、一つ目、添付 3 の設備率の関係について説明。
0:08:59	点数 4 の関係書類の整理について、三つ目にその他共通 08 に本文構成であったり、事業所名次回あたりについて確認。
0:09:12	この四つめではちょっと、
0:09:15	先発とかあるかもしれないんですけど材料構造についてまぜる位置も含めて確認するっていうことで、
0:09:22	進めます。
0:09:23	それではまず、一本八名の
0:09:27	説明した患者さんの目下関係で、
0:09:32	顔から確認ございましたらお願いします。
0:10:00	すいません県庁オオハシですけども、添付の 3 に関して、1 点確認したいと思います。この資料でいくと、
0:10:12	47 ページ。
0:10:14	ですけども、
0:10:15	例えばということではちょっとせ、確認しますけれども、
0:10:25	こちらで
0:10:28	ちょっと番号聞きたいんですけども、
0:10:36	えっと 617 番とかの設備、こちら窒素ガス消火設備とか次だとその支払機関、纈纈打越、消火系というようなものが、

0:10:48	ありますけれどもねこういった設備に関しては、
0:10:56	ちょっと29条で丸をしていってSAの火災のところですね、丸をしていって、
0:11:02	30条側では特にはしてないと、いうことなんですけれども、こちらの方の
0:11:09	整備の考え方をちょっと教えていただき、説明いただきたいんですけども。
0:11:19	はい。海野イシハラでございます。今の617番からずっと続いて消火系の設備でございます。59条に丸がついてるのは重大事故等対設備の受間に対する火災、
0:11:36	防護を条文でございまして、重大事故対象設備が設置される区画であったり設備の設備であったりに対しての、
0:11:47	火災を消火に使うものということでエントリーを29条でさせていただきますので、これ自体は重大事項と大切ではなくて重大事故等対設備の
0:11:59	キャンペーン、絶対その区画でも火災に対する消火の機能を持っているという意味で29条の対象ということで整理をしてました。以上です。
0:12:15	こういった経理っていうのは、実用炉側と一緒にということであるんですか。
0:12:29	はい。日本原燃志田でございます重大事故と対設備を設置する核のいわゆる火災防護設備という意味では、整理は同じだと思ってます。以上です。
0:12:40	ちょっと確認ですけれども直接SAの方に関して対応するものではないので、30条まではマルしてないということでもいいですかね。
0:12:52	はい。乳井西田でございますはい。重大事故の対象に直接使うものではないでございます。枠組み重大事故対設備設置する区画に対する消火という意味でのエントリーということでございます。以上です。
0:13:05	はい。
0:13:07	私からは以上。
0:13:10	規制庁コサクです。今の観点でちょっと
0:13:14	話広げちゃいますけど、
0:13:17	そういうことだとする等、消火設備については在庫の対象外だということですかね。
0:13:32	はい。日本原燃石原でございますそういう意味では重大事故対設備の枠には入らないので、従来事故側の在庫の対象にはならない。私安重の場合は、
0:13:44	DBとして同じ設備を期待しているはずですので、DB側の上場の対象になるという整理だと思ってました。以上です。

0:13:54	規制庁コサクです
0:13:56	そこがまたよくわかんなくてDB側なんで、
0:14:00	対象設備になるんですか。
0:14:09	はい。日本原燃石原でございます。現状、グローブボックスの総括装置のポンベなんかはいわゆる放射性物質数は内包しないけどもその機能喪失によって、
0:14:23	被ばくを恐れるということで安重としてエントリーをして、在庫の容器の対象に今考えてました。
0:14:35	規制庁細木です誰か安重濃い。
0:14:44	安重の整理の中では、設計基準事故対処だけではなくて、
0:14:50	概念が広いですと、一方で、SAの方は重大事故等対処ということで狭いままの定義になってますってことですか。
0:15:02	はい、与儀西田でございますはい。そういう整理ですはい。
0:15:07	規制庁コサクです。条文対応としてそうだとまず理解しつつ、
0:15:15	といっても何か変ですよねっという時に、在庫の方でポンプなりなんなりって話ししてますけど、
0:15:23	次、じゃあ外れるところの設計ってどうすんのっていうのはどう整理をしていくんでしょうか。
0:15:38	はい、弓削西原でございます。コサクさんがおっしゃっていただいているのは、DBの世界は、放射性物質ってと、また、例えば最初入手から5種の機器以外に、安城だといってエントリーするものがあると。
0:15:56	一方、OSL場合は直接的なSAの対象に入る設備は当然ながら枠に入るけども、SAを守るような設備、
0:16:08	消火設備であったりといったものは、その枠からそもそも直接的なSAの対象じゃないかなんて外れてしまう、いわゆるこれ見なきゃいけないものが抜けてる場合もあるんじゃないかというところをちゃんと整理しないとということですかね。
0:16:24	はい。そうですね。
0:16:40	うん。
0:16:41	井上西原でございます。
0:16:46	うん。おっしゃっていただいていることは十分理解をしました。はい。ちょうど今の整理だと、
0:16:54	純粹に見たときに、対象が抜けてるような、大きな枠で見たときには、
0:17:01	何か対象にしないといけないものが全部うまい具合に広げてないんじゃないかというのは私も同じ気はしましたので、ちょっとそういう意味で、火災は火災でちゃんと見てますと言いながらも、
0:17:14	材料構造として見るものって一体どんなものなのってそれが

0:17:19	S Aの対主で整理対処する設備自体のいわゆる消火であったり、期待するものも同じように、
0:17:30	S A相当というかS Aの機能をす、維持するために必要な設備としていわゆるDBと言う、安重の枠に囲っているのと同じような分類で、
0:17:41	そういったものを広げなきゃいけないんじゃないかというところはちょっと検討させていただきたいと思います。現状だとただ単に枠外になってしまうのでその整理をさせていただければと思います以上です。
0:17:54	はい。規制庁コサクです実態上はDBと同じように設計をしていくということだと思えます。S A設備も代替するDBと同レベルの設計をするということになりますので、
0:18:08	そういった防護設備も同じだろうなと思えますけど、そうすると、条文の枠を超えてということになって、
0:18:19	そのときにどう表現しますかというの1例でいうと在庫の方でポンプなり、
0:18:26	何でしたっけ。
0:18:29	ポンプ弁かとかは枠を広げて、弁か何か材料構造の設計として考えていきますというふうに言われてますけどそれはこの表だとどういうふうに表されてるんでしょうか。
0:19:04	はい、二本木の石田でございます多分今ですね単純に丸をつけたので同じように、丸を付けるかただとはいえ、DB側で同じように、さっき古作さんおっしゃっていただいたように、
0:19:18	設置するか、セットで設置するじゃないな紹介の対象として設備と同じクラスで消火段階の設備はクライテリアを考えると、いうことがあるので、その設備が、
0:19:32	DBとS Aで要望かぶっていれば当然それが最高位クラスであれば消火設備側も同じようなグレードで設計をされるということで拾えてるよねという、
0:19:44	確認をするという同等でこの中で当然扱いますよということの分類になるように、三角だとおかしくなるんでなんか記号を決めて、同じようなところで見入ってますというようなことがわかるように、ちょっとす工夫をするか考えさせていただければと思います。以上です。
0:20:05	はい。
0:20:07	結局はその条文、直接じゃないけど、同等に、営行為指導等の視点を持って設計をしますという古藤を
0:20:18	どう見せていくかと、いうことだと思いますので全体整理をしていただければと思います。
0:20:30	ですから、ちょっと材料構造の話をしてますが、ちょっと他の振りした関係で規制庁側から確認ございますでしょうか。

0:20:42	規制庁の竹田です。
0:20:45	何点か確認をさせていただきます。
0:20:49	まず 32 ページの方ですね。
0:20:54	第 31 条の第一歩んところなんですけれど、ちょっと在庫に絡んでしま うところではあるんですけど、
0:21:04	ここで、③が 9 番の考え方のところで、S A の管及び容器、その主要 弁ポンプとなっているんですけど、
0:21:16	これ可搬のダクトっていうのは、入らないのでしょうかって言う、まず 確認させてください。
0:21:33	はい。宮城西平でございます。そうですねまず一つは、おっしゃってい ただけるのは、
0:21:40	在庫の方では、私はつ明日では可搬型ダクトを、
0:21:49	入っていて、頭としていて、ここでは、容器と管容器ポンプ弁と書いて あるだけに可搬ダクトみたいのが入ってるような感じで書いてないの で、
0:21:59	そこに多分層があると思いますので合わせますということと、対象とし て、そもそも見なきゃいけないのかと書いておきながらあれですけど、 そこには若干の違和感を持ってました。
0:22:13	ダクト自体 M O X 側からいくと、重大事故でいくと最後の回復、回収作 業をする時の、いわゆる環境を整えるための、
0:22:24	回復としての位置付けで整備をします。
0:22:29	それ自体が、それなりの圧力になるかと言われると、そんなものでもな く、代行の中で見る範囲のものと言われるとちょっと若干ちょっとや り過ぎかなという、
0:22:40	こういうふうに個人的にはしてましたのでちょっとそこを入れるかどう かの至急ちょっと整理をさせていただければと思ってます以上です。
0:22:48	はい。規制庁の竹田です。わかりました。ちょっと整理をいただきたい と思います。なぜこの 1-1 にしたのかというと 67 ページにですね、第 3 回申請の設備リストがあって、ここで、
0:23:02	ついてるナンバー 501 番の看護ダクトで、31 のところに丸がついていた のでこれも対象になるのかどうなのかなという。
0:23:12	うん。その記載ぶりの整合性について、最初ちょっと疑問を持ったとい うところですちょっと今、市原さんのお考え。
0:23:20	ちょっとまだ整理をする必要があるということでしたので、ちょっと整 理をいただきたいと思います。
0:23:27	はい、森下でございます。現状は先ほどの表の部分だけが多分整合がと れてなくて、丸あとは先ほど代行の方の図で出したものが整合がとれて いるという感じでした。すいません。

0:23:43	まず最低限はベースをちゃんと合わせるとのことプラス、ナカハマ断層については位置付けを、今一度整理をするということ考えております以上です。
0:23:55	はい。規制庁の竹田です。わかりました。ではお願いいたします。
0:24:00	定例続けさせていただきます。次が52ページをお願いします。
0:24:16	それでこの一番下の運搬台車っていうのがあると思うんですけど、犯罪者が地震による損傷防止で、バーになっているという整理なんですけれど。
0:24:30	例えば同じような台車で言いますと、ドウドウ。
0:24:35	搬送台車みたいなのがあって、
0:24:38	これは運転中、それは56ページですかね整理されているんですけど、これについては第6条丸がついているという整理なんですけれど、これはどういったつき合いがあるのでしょうか。
0:24:52	はい、乳井西原でございますまず、阿寒設備かどうかの違いです。運搬設備賠償について恩田の
0:25:01	台車です。
0:25:02	あとは道路のところの台数については00も含めて構造体としては耐震クラスBクラスということでやっていますので、耐震の上部に丸がついてある三角。
0:25:13	ついているということでございました。以上です。
0:25:20	規制庁の竹田です。はい。わかりますの過半ということでそういった整理になってるということで理解をしました。
0:25:28	それで最後なんですけれど、82ページ、お願いします。
0:25:40	絵の一番上ですね。
0:25:45	燃料よよ設備、かっこ蒸気供給設備とあるんですけど、
0:25:52	これは登録される設備としましては、どちらが主なんですかという確認なんですけど、長期供給設備というのが周というわけじゃないんでしょうか、ちょっと括弧書きで書いてるの関係がよくわからなかったんですけど説明いただけますか。
0:26:20	入園者でございます少々お待ちください。
0:27:13	はい。お待たせしました。宮城西原でございます。
0:27:19	設備上は、許可の添付でも燃料油供給設備となっておりますので、
0:27:29	そういう、
0:27:31	それを、
0:27:34	基軸に、整理をさせていただきたいと思っております。ちょっと今の自動車ってどっちをメインに立てるのかってのがわからないので、そこを整理させていただいてはい。

0:27:48	規制庁コサクですけど、許可で書いてあるから云々ではなくて、
0:27:53	最初にでも話してますけど、設備抽出としては、昨日、
0:27:59	担保すべき機能が何でそれを担う設備が何かと。
0:28:02	言う古藤なんですけど。
0:28:05	汚泥言っている機能って燃料供給機能ではなくて本来蒸気供給機能であり、それを担うための燃料いう供給設備なんじゃないんですか。
0:28:18	はい、弓削西原でございますそうですねすみません私もちゃんと記憶が曖昧で、空調の蒸気設備で使える遠慮油を貯蔵するための設備ですので趣旨としては、
0:28:32	郡上用の蒸気設備がもともとの収集登録の設備だと思いますそのための附属物の中の一環の人情油の供給設備ということでございますので、ちょっと機能としてわかるように、整理をさせていただければと思います以上です。
0:28:53	規制庁不足ですとそうすると一蒸気供給設備とこ括弧書きで書いてありますけど、
0:29:01	その元の機能っていうところでいうと換気設備の食う、空調設備でしたっけっていう内数の中に入ってるってことですか。
0:29:20	規制庁の竹田です。ちょっと割り込んですみません。早朝用蒸気設備というのが申請対象として入っているんですけど、これのことん括弧書きで書いているものってそれに当たるのかなと思ったんですけど、原燃の方がいかがでしょうか。
0:29:35	はい。日本原燃石原でございます。はい申請書上そうです。もともと、おっしゃっていただいている通り、燃料油無料供給設備の大前それと、
0:29:48	エリアの空調用の蒸気設備がありますのでこの設備のための燃料を、猪野有賀浦の供給設備ということで
0:29:59	機能との関係でこれをそれぞれ絵付けがつけるとかその中の一体として、施設区分を整理をさせていただく、いくのかというのはちょっとこちらで至急整理をさせていただければと思いました。以上です。
0:30:20	はい。規制庁の竹田です。わかりました。お願いします。
0:30:24	私からこの基本について確認は以上です。
0:30:27	規制直接です。今の話でいうと、96 ページGで見ると今の区長用蒸気設備が7.16 で書いてあって、
0:30:39	その下に7.17 で燃料用供給設備と、
0:30:44	あってと。
0:30:46	ということですけど。
0:30:50	許可でも列記されてっていうことだと思いますがこちら辺の
0:30:55	機能の関係性っていうのがわかるようになればいいのかなというふうに思います。



0:31:04	それで言うとそれ以外もですね、7.15 は空調用冷水設備と
0:31:14	その上には、給排水、その上に冷却水とかとあってと。
0:31:21	いうところでありましてその冷却水なり、水があった上で、7.18 には窒素循環用冷却水設備とあって、
0:31:33	でもその窒素循環用っていう窒素循環はどこにあるかっていうとまた全然違うところにあるんだらうなと思っててですね。
0:31:44	ここら辺どういう関係で整理してんのが全然わからないんですけど何か考えてありますか。
0:31:56	はい、二本木西原でございます。
0:32:01	この部分ですんで正直すいません記憶でいきますと、既許可から新基準でいろいろ議論をさせていただいた時にあまり
0:32:12	いじってなかったところの気はしてますその時にちょっとどういう整理だったかっての私もすみません、途中からボックスに合流したところもあって、
0:32:20	もう一度整理が頭の整理をさせていただかなきゃいけないなと思ってまして、今現状結果の中で本当に順番をそのままトレースして、順番、鍋田に近いですこの共通 08 の構成ですね。
0:32:34	いうことになってますので
0:32:37	それぞれの役割分担であったり基本的にはその後ろに並んでもほとんどがいける。
0:32:46	設備が勉強されてるグループっていうのがあるので、そこで
0:32:51	それよりにある
0:32:53	参与規制とかそういった面でこの機能があるところとは若干のレベル感が違うところを開けているということだけかと思っておりますそれぞれのところ、その記載のそれぞれの役割分担とか、
0:33:05	企業のその連携とかっていうのは、ちょっと整理をした上で構成が反映するかどうかは、至急整理をさせていただければと思っております。以上です。
0:33:16	はい。規制庁コサクです少なくとも機能としての累計は見えるようにしていただきたくて、
0:33:24	流れていって 7.23 にもまた空調設備がありますし、
0:33:30	許可整合はですね別に並びは整合してなくても、
0:33:34	設工認として設計の構成が明確になるようにしていただいてそれが許可の内容とずれてなければいいわけですから、整理をしていただければと思います。
0:33:49	はい、宮西でございます。はい、承知いたしました。
0:33:56	規制庁補足です。それで空調は何となく見て雰囲気はわかるんですけど、

0:34:03	7.19 以降のガス系について、これは
0:34:12	当MOX燃料を加工するにあたっての雰囲気管理と、
0:34:18	という意味合いの文の、或いは還元ガスというこ等があると思うんですけど、
0:34:26	それ以外で使うガス、
0:34:30	という意味合いもあるような気がしてそこら辺はどんな感じなんですかね。
0:34:37	はい。二本木の石田でございます。まず窒素ガス粉末の紙なんて品質管理用の意味合いとあとはグローブボックスの窒素雰囲気にするための、
0:34:50	窒素の供給という話がTOWA。
0:34:55	そそれ以外なんかそっちなんだっけ。
0:35:00	焼結炉もそっか焼結にも使うものわかったら推移される部分は、そうですわ水彩部分は、
0:35:08	焼結設備の宗家坪に供給するための、ガスということになります。
0:35:15	すとグーッと出てくるんだっけ。
0:35:20	ある部分が水素ガスがそれでその作業だった杉沢群今後はすぐ求めてになる設備になるということです。
0:35:31	それだったり設備としての目的は以上でございます。
0:35:36	はい。
0:35:38	いえ、つい窒素ガスでいろいろ言われましたけどそれも結局雰囲気であるということからすると、
0:35:46	大きくは違わないのかなと思ってて、ここにはあれですね消火用の窒素っていうのは入ってなくてそれは消火設備側にあるってことですね。
0:35:54	はい、乳井西田でございます。はい紹介は消火設備としてエントリーをしてます。以上です。
0:36:00	はい。規制庁コサクですからそういう意味ではこのガスは
0:36:04	燃料確保にあたっての雰囲気調整にあるということで大きく1括りなんだということは理解をしました。ちなみに7.2の水素ガスって何ですか。
0:36:25	日本原燃石原でございます水素ガスはですね。
0:36:30	あれですね、
0:36:34	それこそあれです許可のときに話がいろいろあったトレーラーからちょうど容器に移したりする部分の水素ガスを持ってくる部分。
0:36:43	スタートの設備が、この水素ガス設備になります。
0:36:48	と、規制庁コサクですちょっと許可のときの議論が

0:36:52	目ちゃんと覚えてなくて申し訳ないんですけど、水素爆発を防止するという関係から、搬入する際から、今後ガスで水素濃度を低くしてっていう話だったような気がしてたんですけど、私の記憶違いでしたっけ。
0:37:08	容疑者でございますいろいろ議論をやった結果最終的な形は、水素アルゴン別々に持ってきて今後するところまでに、
0:37:20	個人管理建屋であって、今後サービスを一旦貯蔵して、100%そのまま直接入ってこないようにP伊達側に入ってこないというところで整理をしますということで、
0:37:30	設計をお示しをしてました。以上です。
0:37:34	規制庁コサクですわかりましたPA建屋のところには、今後ガスで入るように、そのところで塩切りがされていて、ノウドウ確認をしてから、接続して入れますっていうことでしたっけ。
0:37:48	はい、宮でございます。その通りでございます。
0:37:52	規制庁コサクですわかりましたそうすると、エネルギー管理建屋側どうあっても、問題ないように、何か波及影響出ないようになってますよっていう整理は、
0:38:06	あるんだと思うんですけどそれってどこでどうまとめているんですっけ。
0:38:11	はい。弓削西田でございますがそれが多分ですねそれこそアルゴン混合ガスの設備が、まさしくPAとPBのコラボになっていたと思ってたので、
0:38:25	ここの多分、一色さんがセットでだぶ申請を、第3回だったと思いますけどさせていただく中で、委員のところの設計とか安全機能を有する施設の設計方針をご説明をさせていただくと貯蔵であったり、
0:38:43	バッチで供給したいという話の設計方針を示させていただくということかと思ってました。以上です。
0:38:53	はい。規制庁コサクですわかり、わかりました。この7.19から7.2までというところで、ガスの雰囲気管理のガスの扱いというところが、
0:39:05	どんどういう基準適合の関係で整理をされるかは大体イメージが湧きましたのでありがとうございます。
0:39:15	等、あと須磨せっかくなのでこの流れでもう一つ、
0:39:21	用語としてわかりにくいなというところでいうと、7.4の補機駆動用燃料補給設備ですけど、
0:39:30	これってんな機能としては何ぶら下がりなんでしたっけ。
0:39:38	はい。与儀西原でございますこれ再処理と共用すると言ってたSn飲料の分が、
0:39:47	これになります。

0:39:50	ポリビンがいまいちですけど、この名前では医療法で使ってたと思ってました。以上です。
0:39:56	規制庁コサクですそれでいうと、ここ所内電源設備の次に書かれてますけど、
0:40:04	資料の中では、確か電気関係だったような気がするんですが可搬発電機に、
0:40:11	MOXとしては使うんだけど、
0:40:14	再処理の方ワーポンプにも使うということで、ポンプの方が主なので、名前としては大きく同様になっちゃってて、それを
0:40:26	共用で使うのでこうなってることですか。
0:40:28	はい。峰志田でございます。おっしゃっていただいている通りでございますが電源で可搬型の発電とかの多分並びとして、所内電源設備の時代に、その次につけて、
0:40:39	ほんとの関係であるということで展開をしようとしたと思ってました。以上です。
0:40:45	はい。規制庁小阪ですその点は理解をしました
0:40:51	共用するものであり、また扱いが違ふとよくないというので併記併記とか何か横に並んでいるということで理解をしました。
0:41:05	竹田さんもおありなんでしたっけ。
0:41:08	はい、竹田です。私からの確認は以上です。
0:41:14	はい。規制庁コサクですわかります私としても
0:41:18	エイシ設備との関係では理解しました。以上です。
0:41:25	市民ですか。県さんの娘リスト関係で、規制庁側から普通にございますでしょうか。
0:41:37	道路へ入れれば、続いて、
0:41:40	添付4-9種類との関係で規制庁側から何か確認があればお願いします。
0:41:57	すみません、原子力規制庁のセトガワです。
0:42:03	すみません、共通08にちょっと実施したくて編集規制します。
0:42:18	赤津08の添付4の技術基準規則各条と核燃書類の生徒の整理のMOX加工施設分なんですけど、
0:42:26	ここちょっとこの以前の会議、ちょっと、
0:42:30	お願いしたんですが、添付書類のところに、各図面、
0:42:37	そうですね。
0:42:43	構内配置では閉院平面図及び断面図や、あと系統図、系統図に単線結線図が今回含まれているところがあるんですが、これらの説明書類が、

0:42:54	添付のところになくて、おそらくこの今回の第1回申請で、構内きちんと平面図断面図ができてこない範疇でした地形図がありますので、
0:43:05	外部の
0:43:07	財務省外部からの衝撃に対する損傷とか、その辺の条項の確認のための紙を出してくれてるんじゃないかなと思ひまして、そのあたりの資料、何でしょう。この添付4の、
0:43:20	資料の添付の下に、一番下の安全避難通路等に関する説明書ってあるところの車に、構内配置図等とか、平面図及び断面と、まず系統図とはいえ、配置図、
0:43:34	及び構造、ちょっと出していただいて、この配置図が今後どういう、
0:43:38	条項の参考資料となるのかっていうのをちょっと、
0:43:43	追加していただけませんでしょうかというのが1点です。
0:43:53	はい。日本原燃石原でございます。
0:43:56	まず、今のご指摘は1階から順番に92ページから本文添付書類、それぞれ書かせていただいておりますと、
0:44:06	その中で局長の中に添付図面というのがまずないということで、一方、今回第1回分としては右下456ページから別紙7として添付図面の
0:44:20	記載方針であったり、第1回でつける添付図面をつけさせていただいてますので全体の開示を通してつけた図面、
0:44:30	僕としてはコーナー配置図で
0:44:35	平面図、
0:44:40	そういうフロー図であったり、構造であったり、言うとな系統図の仕切りチャート前回出た分血もそうですけどもそういった図面の処理がありますので、
0:44:52	まず、6第4回まで見て必要なグルーピングした場合の、添付図面の名称を、
0:45:00	もうつけさしていただいて
0:45:04	部分もあるんですけど、1個、各情報との関係で丸をつけさせていただくという整理をやらしていただければと思いますがそれでよろしかったでしょうか。それで大丈夫ですありがとうございます。
0:45:15	あともう1点なんですか。どうぞ。すいません。規制庁加来です。今の点で言うと、00資料の方で、
0:45:27	C、
0:45:29	いいもんな。
0:45:30	部分でしたっけ。
0:45:32	別紙1款、ごめんなさい。本文と、
0:45:37	とかの時に図面とかも入ってて図面で確認って、

0:45:41	方針については確認できますっていうふうを書いてあったと思うんですけど、それを集約してここで表していただくということかなと思っ
0:45:50	ているんです。
0:45:52	そういう検討されてるってことでいいんですよね。
0:45:55	はい。入社でございます赤瀬と、今、たくさんおっしゃっていただい うれしいから言ってこようと思ってました。そういうことで整理ができ るか。もともとそういうことができるみたいなそういう整理のもとに 別紙に作ってますので、それを集めてくれば、必然的にでき上がるかな と思ってました。以上です。
0:46:13	はい、規制庁不足ですそれで、
0:46:18	この会議は、こういう図面が必要だよねっていうことがチェックできる ということだったと思いますので、よろしく願います。で、念のため ですけど、
0:46:27	460 ページに、まず構内配置図があって、これは先ほどセトガワ言っ たように、まず、外部衝撃というか、
0:46:37	形とあと、同じように、津波だったり、或いは位置的分散という関係 と、
0:46:47	というようなところが確認できる所っていう理解でいますけど。
0:46:52	原因って何か他に考えてることあります。
0:46:57	はい、弓削西田でございます今おっしゃってた津波とか外部衝撃ぐら いにしか丸がつきようがないかなと思ってました。以上ですはい。
0:47:07	規制庁コサクです位置的分散という関係だと 30、
0:47:11	A 案いうとか、ああいうが入るかどうかちょっと精査してもらいたい と思うんですけど。
0:47:16	いったところも検討しておいていただければと思います。
0:47:21	はい。入園者でございます承知いたしました。
0:47:25	規制庁コサクでその次の平面図とかになると、建屋内の配置というこ とになって、これも位置的分散だったり、或いは断面だと遮へいとかも入 ってる。
0:47:39	ていう気もしますけど、
0:47:43	そういった視点で整理をされてくるということでもいいです。
0:47:48	はい。乳井西田でございます。今回、第 1 回いけば先であったり、あと は、あれですね、火災だったり、
0:47:58	というようなことも踏まえて、あとは次回も含めて全体設計条文との関係 を整理していくと、いうことかと思ってました。以上です。
0:48:06	はい。規制庁、宗ですそれ、今葛西いただいたので、そう。その同列で 溢水とかもあるだろう。

0:48:13	思いますのでその点漏れのないようにしていただければと思います。それで
0:48:24	平面断面とかそんな関係でわかりやすいかと思うんですけど、系統図になると、あ、すみません、平面図なんですけど、IUで検査性とか、操作性っていうような話もあったりするので、
0:48:39	そこら辺も軒並み入ってくるんだと思いますけどその理解でいいですか。
0:48:47	はい。弓削西田でございます例えば、私が例えば検査という意味でいくと、フィルターのところでCAPE図上で何かの検査ができるんだっていうとか、そういうのが見えるとか、そういったたぐいでは系統図が試験警察の中では効いてくるかなと思いますんで、そういう整理も含めて、
0:49:05	させていただければと思います。以上です。
0:49:07	はい。よろしく申し上げますそれで系統図の中に単線結線図もあるっていうふうに、何か。
0:49:14	されてるようですけど、それってどういう意味なんですか。
0:49:22	その他の設備、施設だと、単線結線図っていうのを系統図と呼ばないんですけど、
0:49:28	なんでそんな整理をしてるんでしょうか。
0:49:38	はい、井手西原でございます。
0:49:43	料理の成果は、もう一度確認をします。確かにおっしゃっていただける通り0も含めた要求があるところっていうのが団結を団結として、
0:49:53	分類されているんですけども、今、すみません、うちの方で整理してたのが、
0:49:58	私も違和感なく読んでしまいましたが、所内電源設備の系統図の中に団結を入れてました。
0:50:04	今、ちょっとそこは、非常用燃料としての要求がメインでということも含めてどう整理するかっていうのは他の施設の関係も含めて、今一度確認をさせていただければと思います。以上です。
0:50:19	はい、規制庁、蘇武です。おそらくそれを単線結線図と言ってす。
0:50:24	書いているっていうことなんじゃないかなって気もしますが、ちょっともの見てないので申し訳ありませんが、
0:50:30	整合、他の施設との運用の整合を図ってもらった方が5回位されずに資料見れると思いますのでよろしくお願いします。
0:50:39	はい、日本石田でございます。はい。承知いたしました。
0:50:51	セトガワさん、終わりですか。すみません。あともう一つ、原子力規制庁セトガワです。もう1点ありまして、先ほどのこのデータのさっき、
0:51:00	仰ってからこの第1回設工認申請書の本文コース、

0:51:05	本文構成の添付7の方なのですが、
0:51:08	これは102ページのところで、
0:51:13	上のところの図面の目次は第1回で添付する図面について示しているってなってます。
0:51:19	何かこの他のところだったら、第2回申請以降のものは次回申請以降で書いていますので、なんでここちょっと、
0:51:26	ここだけ第1回添付する図面だけなのかっていう、ちょっと教えていただければと思います。
0:51:34	はい、乳井西原でございますまず
0:51:37	他のところは全体の添付書類を含めた構成というのが、そのそれぞれのリンクを含めて、示すことによってそれぞれの説明書の中で、
0:51:51	他のテンプレだったり他の基本設計方針の他の基本設計方針飛ばして、それがどういったものかというのと次回出てくるという因果関係を示すっていう意味も含めて、
0:52:02	ここ次回も含めて構成を記載をして目次に入れてます。その上で次回申請であるのは実行委員会申請だということがわかるようにさせていただいてます。
0:52:13	一方図面の方については今回も図面といったものがわかるようにという書き方をしているので、大枠での系統図であったり、配置図であったりとの系統図の分類はもう一度考えますけども
0:52:29	枠組みになるものは書いてますけどもこの中で配慮の方については、前回といえば、申請対象を思うとの関係でお示しをします。
0:52:39	ということで、必要な情報量にはなるかなと思ってました。以上です。
0:52:45	わかりました。
0:52:50	了解ですとか、このままでいいかなと思います。
0:52:56	規制庁コサクです先ほどの系統図の話。
0:53:01	資料、ちょうど開いていただいたのであれなんですけど、束ねること自体は別に構わないって、単純に表題として系統図って書きちゃっててそれに埋もれちゃうのかどうかっていうようなことなのかなと思いました。個別には単線結線図という表現で、
0:53:19	入れられるようなので、その点で開きやすいようにしておいていただければと思います。
0:53:25	はい、右下でございます承知いたしました。
0:53:33	伝票シミズです。ちょっと他にもわかりますけど、まず添付4の関係種類について他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:53:48	通らなければ、すいません規制庁コサクです。
0:53:51	ついてんであれなんですけど、先ほど、上から開いていってこの2-1、5-2-2、5-2-3。



0:54:02	というところ、5-2-2のところまで話を止めちゃいましたけど、
0:54:08	5-2-4の配置図っていうのと平面図断面図との関係ってどういうものであり、それぞれ何が違う説明になるんでしょうか。
0:54:39	区域の場合、日本で2社でございます。平面図は、断面図については本当に構築物としての側の図面として出してますでは位置図は、
0:54:49	今回の対象物が火災区画構築物なのでわかりづらいですけどあの中ので機器とかを示すためのものが配置図ということで考えてました。以上です。
0:55:02	規制庁小阪ですわかりましたそうするとあれですね先ほどのでもあれか。
0:55:09	エース建屋と指定検査性云々の配慮っていうのは平面図断面図の方でも関係するけど、機器の方での検査性云々っていうのは、
0:55:21	配置図の方で話をするっていう感じになるってことですかね。
0:55:25	はい。乳井西田でございますおっしゃっていただいている通りかと思いません解決側で、その設備の位置とか、あとはスペースとか、そういうことも整理かと思ってました。以上です。
0:55:37	はい。規制庁、古作ですわかりました。そうするとあれですね、機器の
0:55:44	檀断面みたいな話ってのはもう構造図であって、この2-2の平面図断面図ってのはもう建屋構築物だけっていうことですね。
0:55:54	はい。日本原燃石原でございますはい。そういう整理でございましたはいすいません私の説明もなくなってすみません。はい。
0:56:00	規制庁コサクですそれを実用炉とかでそういう要望なんですかっていうところも含めてパッと見てわかるようにしていただけるといいかなとは思いますが、整理しておいてください。
0:56:12	はい、日本エリアでございます。後年度も見ながら、確かおっしゃって断面図と言われると、設備の断面図もあるような気がするの、上がってくる図面だということが、その関係でわかるようにということで名称としてはもうちょっと適切な名称も含めて整理をさせていただきます。以上です。
0:56:36	主務とそれに
0:56:42	はい。
0:56:45	第2回申請のところ、
0:56:52	前と伺った
0:56:55	廃棄施設に似たような丸廃棄施設に関する
0:57:00	全部なくなって、閉じ込め能勢
0:57:04	丸ついて、
0:57:08	崩壊熱除去の観点で、従来は
0:57:12	換気は廃棄施設に関し

0:57:16	での、それを、
0:57:20	方針を変えたからこういうふうに、
0:57:21	整理されたと。
0:57:22	つきでよろしいでしょうか。
0:57:26	はい。弓削西田でございますご紹介というか整理をさせていただいたということでございました。以上です。はい。はい。社長からです。それ、その上です、第3回申請の方で、当貯蔵施設、
0:57:40	の、
0:57:40	対象。
0:57:42	説明書から、
0:57:43	閉じ込めがついてないってところがあってこの閉じ込めがついたりつかなかったりってその違いは、
0:57:52	何なんでしょうか。
0:58:01	17条の第3回の十七条ではい。はい、上西でございます対象になる部分は、いわゆるグローブボックスみたいなものが入れば、当然米にも当然タレント利用されますし、
0:58:15	設備の中に入ってる、何だっけなグローブボックス、
0:58:22	負圧運動管理装置。
0:58:25	議会のみだけがエントリーされてしまうと。
0:58:28	多分、綴じ込み部分には多分マルが使わない。
0:58:32	作るのか。
0:58:35	ちょっと待ってくださいすいません。
0:59:28	与儀西原でございます。すいません。
0:59:32	私ました。
0:59:34	閉じ込めが貯蔵と認可が入るのは、崩壊熱助教のに関する冷却のための排気機能とか、とじ込みに入ってますということで、閉じ込めとちょうど設備があるのか取られると、
0:59:52	いう部分ですそれは、3階2階、二階ですね、二階に申請をされるので、2ヶ月の話がクローズしているということで、その分、設備等の申請対象設備との関係で二階と三階で差が出ているということです。以上です。
1:00:09	規制庁岡ですわかりました。前回は何か三階につい
1:00:14	たんですが結局それも、
1:00:16	年寄りが、
1:00:17	変わったとそ再整理したとそういうことなんでしょうか。

1:00:22	はい。日本原燃志田でございますが、再整理というのがだんだんおかしくなってきたので、誤記の修正も含めてやらせていただきました。以上です。はい、わかりました。あともう1件あってその班、
1:00:34	貯蔵設備とあと搬送設備も、隣の、
1:00:38	搬送設備もなんです、
1:00:40	1000 設備別記載事項の設定に関する説明書で、前回、丸がついていたところは全部、今回、バーになってきたんですが、
1:00:50	これは個別説明書で説明。
1:00:53	という。
1:00:54	ふうの方針変更したとそういうことなんで、
1:01:01	はい、峰社でございますはい。そういう整理でございますそうですね右下 89 ページの 16 条のところ、搬送設備に関する説明書で説明してこの丸をつけてますということで考えておりました。以上です。
1:01:17	社長から、わかりました。私からは以上。
1:01:24	シミズが、検品を関係書類関係で規定する側から確認ございますでしょうか。
1:01:35	古作です。ごめんなさい。
1:01:38	ちょっとどこで聞くのがいいかわかんないんですけど、今の閉じ込めの関係で思い出したんですけど、
1:01:46	グローブボックス数負圧温度感強い設備っていうのが、
1:01:53	各施設に入ったりするんですけどこれってどういう位置付けのもの。
1:01:59	どういう申請をされてくるのかっていうのを説明いただいていいですか。
1:02:19	はい、日本イシハラでございます。
1:02:23	薄不破通温度監視素地。
1:02:27	各設備単位についてますロコヤマいわゆる加工施設の上部として適合するものが対象するものがない、計装関係の設備として
1:02:38	今は第3回にまとめて、この設備としてエントリーをして、続きまして説明をしようと。実はこれはグローブボックスは I I 温度監視装置自体は非安重って、
1:02:53	上のやつはまた別の名前で確かインプリしてましたけど、それとはまた別で、それで安全の分をまとめて第3回でということでした。以上です。
1:03:04	規制庁コサクです。それはあれですか、取り扱うそのグローブボックス農その一ん。
1:03:12	取り扱いのも、物量なりとかで種分けされてるっていうことですね。

1:03:25	すいません日本石田でございます。安重とヒアリングの区分ですかね。 はい。今聞いたのです。はい。グローブボックス自体で、今抱えている 確認の手数料とかで、
1:03:37	安重のグローブボックスについている、温度監視負圧監視か運動温度監 視か別途アジュールにするか避難所にするかというので決まってい ました。以上です。
1:03:49	はい、規制庁不足ですね一方安重か非安重かっていうのと、基準適合の 条文との関係っていうのは何か違いがあります。
1:04:12	はい、二本木西浦でございます。
1:04:15	50 か批判というかでいくと、負圧に関しては、
1:04:19	ペイロード、岡部の条文で要求を満足すればと思っております。ちょうど温 度監視の方が、確か安生いわゆる感知設備、火災の感知設備か、
1:04:34	なんで、こちらは火災防護としての赤津安全としての要求事項で、適合 性の説明が必要ということだったと記憶をしています。その辺も、
1:04:44	ちょっと整理の具現化はしないといけないかなと思いつつも、現状 そういうことで考えてました。以上です。
1:04:52	はい。規制庁日下です。わかりました。そうすると避難所の方は換気設 備の附属みたいな。
1:05:02	ものと思えばいいんですかね。
1:05:05	はい、そうですね日本一社でございますそういうことでございました。 以上です。
1:05:11	はい、規制庁側でそれで、安生の方は、今、火災防護の関係もあってと いう古藤ですけど、菅希衣のように換気の関連ではありつつも、火災 防護設備にも関連するってことですかね、設備の単位とするとどっ ち側と思えばいいんでしょう。
1:05:55	少々お待ちください。
1:05:57	コサクですすいません。どっちかと言いつらいから計装としてとかって いうので、宙ぶらりんにチュウワリっぽく見えちゃってるってこと だとは理解をしつつ、
1:06:08	なのでどっちでもありますって回答でもいいです。
1:06:49	はい、日本イシハラでございます。
1:06:53	これもですねの監視、安城の場合は、火災として見なきゃいけないし、 とじ込みとしても見なきゃいけないし両方込みかな、ちょっとその辺 は、すみませんさせていただきたいと思っております
1:07:05	ちょっと計測は確かにがん今、整理ができてないところもありますの で、必要な多分ちゃんとぶら下がってるって整理ができればいいの かなと思っておりますけども、意識の整理をさせていただければと思 います 以上です。

1:07:19	はい規制庁コサクです計装関係は、許可のときから悩ましくて話をさせていただきましたけど、今の閉じ込めなり火災という関係での機能の関係での見え方と、
1:07:32	あと通信連絡なり、
1:07:36	ものとの関係でそちら側に入っていたりと幾つかあったかと思しますので、その辺りの
1:07:44	設工認の設備申請の扱いとしてこうなってますっていうのがわかるようになればいいかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:07:57	次のやつ。
1:07:59	それは共通0発注全体で、本当に添付の構成なり仕様書の記載なりで共通では、認定等してきて町側からの確認事項ございましたらお願いします。
1:08:16	規制庁岡です。先ほどちょっと初めの方で説明があった溢水の、
1:08:23	間建屋が移行高さの考え方で、
1:08:26	基本的には、今の説明としては先ほどの平面図断面図の、
1:08:33	ところでちゃんと開口部というのを明記した上で、TMS Lルーの差とかで補足説明とかで説明を受けてるような内容で読むと、
1:08:43	これ一応建屋としての担保事項なので、基本設計方針の流入防止、
1:08:49	この辺りで読むとそういう。
1:08:52	ふうに整理されているということでしょうか。
1:09:04	配慮エリアでございます。図面が作業としてはおっしゃっていただいたり溢水0域とかでお示しをした開口部のところに高さがわかるようにということで今回の担保事項が明確になるように記載を拡充をさせていただきます。それとしたCAPE図面ですので、
1:09:25	リンクが張られるとすると、
1:09:27	添付書類でリンクある。
1:09:31	読む。
1:09:32	それでマルつける。
1:09:36	添付4ではない。
1:09:38	当分と受注し、今の申請書ですよね申請書でもいいからどうなるかっていうご質問ですが、規制庁申請書上をどういうふうに担保してどういうふうに表示するか。
1:09:50	審査上の作業の表現の仕方を伺って、
1:09:59	古作です。それで言うのであれば、図面っていうのは、関連する
1:10:06	添付書類で呼び込む形で整理してはいたっけ先ほどの検査性とかだと、案いうの健全性説明書の中に検査性っていうところを語る。
1:10:18	部分があって、

1:10:20	そこで系統となり何なりでっていうことを書くようになってるかどうかというと同じような気はするんですけどいかがですか。
1:10:27	はい。乳井の石原でございます。現状でいきますと、を呼び込む形にはしてないのでさっきの岡さんの質問にどう答えようか悩んでるところでした。
1:10:37	ただこっちに必要なところがある場合は個別の添付書類説明書の中でいろいろとズーリングしたりとかいう展開はしていてその説明とのリンクが張られると。
1:10:50	いう形にはなっていたと思ってました。はい。ちょっとそこも含めて整理が必要ですかね。
1:10:58	はい。規制庁甲斐です今その表現できてないってところでちなみになんですが、念のための確認ですけど、仕様表上は今、そういうことは全く、
1:11:08	表現してませんがそこら辺は、の考え方というか何か整理されてますか。
1:11:26	はい。稲毛の石田でございます。仲井新評価では建物の大体の外径としての寸法であったりあとは、遮へいとか要求として評価をする前提になっていたというものを、
1:11:40	仕様表上は展開をさせていただいてると思ってます一方それでは、外部溢水のが流入しないような高さを確保すると言って結果して80センチ以上ありますというところが、
1:11:54	直接的にその必要な高さとのリンクではないので収集所特に担保することなくなる、担保する必要性はないかなということ今、仕様表には、あえて書いてないというのが現状でございます。以上です。
1:12:07	はい。規制庁岡です。でしたらやっぱり
1:12:10	どっかでしっかり、
1:12:12	リンクを飛ばすっていう作業が必要になってくるという認識で、
1:12:17	今ちょっとそれ表現できてないっていう。
1:12:20	こちらもちょうと申し訳ありませんでしたというところなんですが、仲井でありますでしょうか。
1:12:29	コサクで、コサクですけど基本的には方針で整理を、00の資料でまとめられたと思いますので、その方針を受けるのは、添付書類の説明書であり、
1:12:44	その説明書の中で具体的にその開口部の高さが云々というところで、書かれるんでしょうからそこに図面のリンク、図面に幾つ参照とかっていうような形で付記されれば、
1:12:58	繋がるんじゃないかとは思いますがいかがですか。

1:13:01	はい。乳井西浦でございます。私のイメージも各直接的にコヤマおっしゃっていただいたり添付書類の溢水の、
1:13:13	説明の中で、その他、相川リースに対するということで必要な高さ以上確保しますというようなことで書いてますので、そこでとリンクして、必要な高さが、ある程度の高さが確保できているというか実際数字が見えると。
1:13:29	リンクをさせていただければと思ってました。以上です。
1:13:34	はい、規制庁下ですそうの方針が一番シンプルというか、わかりやすいと思いますので、ちょっと溢水、すでに1回出していただいているんですが、また、
1:13:48	00-02 も含め、
1:13:51	ちょっとその辺
1:13:52	記載を検討いただいて、再提出いただければと思いますので、よろしくをお願いします。
1:14:00	はい、乳井西田でございますはい。まずは、使いに予定してます補正の中でしっかりと今お話をしたようなリンクをとらせていただきますその上で、
1:14:11	シリーズはそのをお互いを反映したものとしてお出しをするということで整理をさせていただければと思います。以上です。はい、規制庁ですよろしくをお願いします。
1:14:23	もう1件、
1:14:24	許可制もう、
1:14:26	説明書を今回たくさんつけていただいて、
1:14:29	ちょっとずっと気になってたところがありまして遮へいなんです、
1:14:33	172 ページ目。
1:14:36	の遮へい条文の、
1:14:39	許可本文の④に相当する遮へい材は主としてコンクリートを用いるというところの、
1:14:46	対応する、まず、設工認申請書のところもですし、整合性のところの付番もですし、
1:14:55	この辺の何かちょっと、
1:14:57	今まででし 100-02 ページ 1 とかで聞いてた内容と違ってきているんですが、
1:15:03	ちょっとまず説明いただけます。
1:15:22	日本イシハラで少々お待ちください。
1:16:00	はい、与儀西原でございます。
1:16:03	現状の記載でいきますと、これが決して正しい姿と言ってるわけではなくて現状を説明します

1:16:11	272 ページの④番の遮へい材を主としてコンクリートを用いるというところについては、現状は放射線遮へいするための壁床天井と言うのも含めて書いてある時点で、
1:16:26	コンクリート前提だということでそれを一対一の意向を張っているということでございます実際多分コンクリートを使っているということで使用標高載せて、人口と本文整合討論との整合という意味では、
1:16:39	説明が要るかなと思います。現状の設定の考え方としては以上でございます。
1:16:44	はい、規制庁下です。今野氏、整理では仕様表対象になってましてで、一方で、
1:16:52	遮へい設備は、テンプレ側で、
1:16:56	説明されているものをリンクしていたと思います。で、あと付番整合性のところにある付番なんですけど、
1:17:03	ロボツ、（口）の-6ってこれは、
1:17:07	何なんでしょうか。
1:17:09	大きいでしょうか。
1:17:27	日本の石田でございます今整合性ところに書いてあるロボツ（オ）-6ですよね。はい。
1:17:34	ちょっと見当たらなかったというか、何を書いているのかなと思います。
1:17:48	はい。読売社でございます。失礼いたしましたこれ誤記ですすいません。NRAのところになるように左側の番号とリンクをとらなきゃいけないので、
1:18:00	6 ポツ（5）（2）の④って書かなきゃいけない。
1:18:05	久野清剛
1:18:07	丸運じゃないな、
1:18:10	本文が、ボツ括弧（2）④、設工認側、
1:18:18	安保先生かあわせて生後同じ番号で、具体的に記載をしており整合しているということで、現行あるべきところちょっとどうもない、違う番号が書いてますはいすいませんでした。
1:18:30	はい、規制庁岡です。ただ、おそらく動きだろうと思いつつもちょっとここがだから対応していないものなので、
1:18:39	本文と設工認申請書で、一方で、05等、
1:18:45	は、ここは何で付番をつけてないんでしょうか。
1:18:49	ここは対応していると思うんですが、
1:19:04	はい、日本原燃石田でございます。左側と、設工認申請書の該当事項のところに、或いはのところは、同じような番号を振ってこれとこれが手対応関係だというのがわかるようにしているけども、



1:19:21	⑤番のところは、再開てないのはなぜかという、委員のところ特に番号が振ってないのはなぜかというご指摘だと思います。
1:19:30	現状、ルールとしては、⑤番に書いてることとポツに書いてることが、同じことを書いてる場合は、特に付番をしないということ。それで一対一だということがわかるので、特段この番号付けとしてのリンクがとらないということで、
1:19:47	主化して整理をしてました。
1:19:50	以上です。光岡です。いや完全に同じであれば、
1:19:54	とか、そういう感じなんです。具体的に記載している場合は、
1:19:58	整合性のところに書いて、
1:20:01	完全に同じやら、
1:20:04	付番取らないと、そういう整理なんですけど。はい、西田でございます。もう一度こちらでも確認しますがルール上はそういうことでやってみました。完全に一致する場合は、番号を振らないということでございました。以上です。
1:20:18	はい、規制庁わかりますわかりました。
1:20:21	私から以上です。
1:20:26	成長シミズですとか、共通 08 について規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:20:35	それでは続いて材料構造関係で、規制庁側から確認を進めたいと思います。規制庁側から確認ございましたらお願いします。
1:20:47	規制庁の竹田です。
1:20:50	まず、ちょっと1点確認させていただきます。
1:20:54	共通 08 との絡みになってくるところなんですけれど、
1:21:04	数年ちょっと少々お待ちください。
1:21:18	ちょっと最後の方になるんですけれど材料構造の 18 ページ目でのまとめのところなんですけど、
1:21:29	結局、
1:21:31	この条文に書くの条文に該当するものっていうのが、
1:21:36	まず、DBで言いますと、ポツの二つ厚いPEEK分が再処理を第1種から5時に該当する要請及び、
1:21:46	宇田。
1:21:47	安全上充実に属する要求及び国土、
1:21:54	で、
1:21:56	また書き以降で、
1:22:01	安全機能を有する節のRI大きいマターは、
1:22:05	MSAの利用権接続するポンプや面も対象になると。

1:22:10	ということなんですけれど。
1:22:13	今挙げた三つっていうのは、共通 08 で言う、
1:22:20	3 ページの
1:22:24	ところ一番上に当たるところなんですけど 15 条の、
1:22:28	に挙げられてる三つ。
1:22:32	例の関係で言いますと、だとやっぱり対応はしていないのかなと思うんですけれど。
1:22:42	もうコスト再処理、
1:22:44	の更新っていうのはやっぱり事業間で、少し違うという理解で正しいのでしょうか。
1:22:51	はい。日本原燃志賀でございます。まずあの、すいません竹田さんさっき、今何ページっておっしゃいました。
1:22:59	8 の病棟の 30 ページです。30 ページ。
1:23:08	はい日本イシハラでございます。まずう、
1:23:15	会計順番。
1:23:17	ぐらい合わせるよという感じはしますが、先ほどあった、漢字安全上重要な施設に属する要求に感と言っているのが、この表で言う安全上重要な施設の間ぼつ容器です。
1:23:35	最初に第 1 種から第 5 週に外属する容器及び管と言っているのは、加工施設でいきますと、加工施設、加工の第 1 種から第三種の機器。
1:23:47	なので、ここの、
1:23:51	容器及び 2 ポツ、陥没用地区を書くところですか。ちょっと書き方がおかしいですけど、プラス、先ほどのまた書きで主要弁とポンプ、弁とポンプが対象に入りますと、いうことでけど、
1:24:07	フライアッシュと言ってる区分は、加工会社で違いますので、そこで差があると考えてることはおんなじだと思ってますそれがちゃんとわかるように、
1:24:17	記載は、その見直しをさせていただきたいと思います。以上です。
1:24:24	規制庁の竹田です。
1:24:27	この共通 08-30 ページの記載って言いますと、一番最後のポツ三つ目のポツは、主要弁とポンプは安全上、
1:24:37	ような施設の主要弁とポンプということなんですけど、
1:24:42	これが在庁の方であれば、
1:24:48	釜田木野。
1:24:50	安全機能を有する者に接続するものということだったので、在庫へというのが再処理の話なので、最初の方が若干、意味としては広くなっちゃうのかなと思ったんですけどそういうわけではないんですか。

1:25:12	はい。
1:25:13	茂木の石原でございます。
1:25:15	えっとですね、この資料の記載が、
1:25:21	よくないんだと思います右下3ページ、在校01の右した3ページですかね。
1:25:30	2、
1:25:32	技術基準規則第17条に規定された安全機能を有する施設に毒性容器及び管並びについて書いてあるのうちに再処理施設が安全性を確保すべき重要なもの。
1:25:43	先ほどの第1種から第5週であったり、
1:25:47	安重であったりというものをやりますと言ってる部分を対象を、安全機能を有する施設容器等と書いてますので、先ほどのまた書きのところは、
1:25:58	安全機能を有する施設の容器等と書いてあるので安全機能を有する施設全般を見てる2てしまってますけど対象は安重ですということだと思ってます。以上です。
1:26:09	規制庁の武田です。わかりました。そういえば最初にこういった説明があったなとすいません今思い出しました。では整合がとれているということで理解はしました。
1:26:21	とりあえず私からは以上です。
1:26:24	すいません日本イシハラです。そういう意味でですね説明をうまくできてなかった5ページとか7ページ、例えば特に5ページですけど、
1:26:35	③番という区分新しく入れてるんですけどこれだと、今ご説明したことの趣旨がうまく伝わらない気もしてまして、
1:26:44	もともと考えていた安重としての範囲に対はける容器の関係も含めたベントポンプを対象にしますってことで
1:26:54	今のような、このやりとりの誤解も生まれるような図になってしまっているのでもう誤解がないような図として整理をさせていただければと思ってました。以上です。
1:27:06	はい。規制庁の竹内です。ちょっとこの図は確かに適切ではないのかなということは思っておりましたので、あわせて数字が伝わるように修正をいただきたいと思います。
1:27:21	を、
1:27:22	ひとまず私から以上です。
1:27:25	規制庁コサクです。
1:27:28	そうですね。
1:27:30	レンズでありながらまいちわからないというところが非常に問題があるんじゃないかなと思います。

1:27:38	で、
1:27:40	藤。
1:27:42	先ほどもお話したように、ポンプ弁というだけではなくて他にもいろいろと考慮事項があるような気がしますので、
1:27:51	あわせて整理いただければと思うんですけど、ちょっとどこだか忘れましたがフィルターについてもうなんかあの容器アカン容器、管でもないし、ポンプ弁でもないから対象外ですが云々というふうに、
1:28:06	なってるんですけど、
1:28:08	フィルター特にその換気系のフィルターという関係だと、ダクトと基本的には変わらなくて流路としてっていう古藤だと思うんですけど。
1:28:22	その関係で言えばそのダクトと同じような関係で整理がされてますっていう説明があるんじゃないかなと思えばポンプ弁と変わんないんじゃないかっていう気がするんですけどそのあたりってどうなってます。
1:28:45	40年オオクボでございます
1:28:48	今おっしゃっていただいたのが資料でいきますと、
1:28:53	右下30ページのフィルターのところで、
1:28:56	換気空調系のところは今バーとさせていただいているところかと思えます。フィルターにつきましては今おっしゃっていただいた通り
1:29:06	9棟を同様に風呂としての機能を持ってましてダクト以上の厚さのものを基本的に使用することになりますのでそういった説明を記載させていただくのかなというふうに考えてございます。以上です。
1:29:21	はい。補足ですそうだろうと思うので何か言われた弁ポンプだけ一生懸命やっててっていう感じがして凸凹感が強いので、
1:29:30	内容としてちゃんと整理をいただければと思います。その点ではダンパも同じような気がしますけどいかがですか。
1:29:39	はい。日本原燃大久保でございます今の整理でいきますと換気空調というラインではダンパーもフィルタも同じ整理になろうかと思えますので整理させていただきます。以上です。
1:29:51	はい。規制庁草場です。そういった点で部材の関係は整理をいただければと思う。部材というか、機器の関係は、一連で整理していただければと思うんですけど。
1:30:02	あと先ほどお話したところでDBとSAの関係っていうところも、わかるようにしていただければと思っ
1:30:12	ていて、特にですね、5ページと7ページのベン図の書き方が余りにも違いすぎて、ちょっと何言ってるのかわかんないっていう感じになってるんですよ。
1:30:23	これ何でこういう図が違うんですかね。

1:30:29	はい。大変でございます。デービーの安全機能を有する施設の5ページのところの整理でいきますと大きくは安重という区分があるかどうかというところ。
1:30:43	エッセイの7ページとちょっと変わってくるのかなというふうに考えてございまして、Dの5ページですと、
1:30:51	安全機能を有する施設の中にまたその中の安重という区分があります。ありますのでこういった
1:30:58	二重の丸がつくような形になってるんですけども性としてはそういった区分が現状ないので、一つの丸で表現させていただいてるところでございます。以上です。
1:31:16	ごめんなさい。
1:31:20	ちょっとよくわからなくて
1:31:25	今言われたのは、四角として安全機能を有する施設という大枠があって、その内数として安重があるというので左側は東さん、右側の、
1:31:40	丸囲みがある。
1:31:42	ということですかね。左の丸囲みの放射数、放射能濃度という関係からの要求に対する0って思っ
1:31:52	てるんですけど。
1:31:56	はい。2番目の行でございます。今おっしゃっていただいた通り、はい、DBとしては安重のマルが一つ。
1:32:04	追加されるというところでございます。以上です。
1:32:08	規制庁コサクですけど、今言われた話でいうと、
1:32:12	SAは左側のマルしかなくて右側の丸がありませんって言われてるんですか。
1:32:23	すいません日本原燃の仲村ですけども、設計基準の場合においては要件、機器区分というものを持ったものと、安重を対象にしておりますんでこれが完全一致しておらず、
1:32:37	重大事故の場合はピーク分のものが、重大準この中に含まれているっていうことでちょっと、
1:32:45	この人数として見え方が大分違ってきているといったことになっております。
1:32:52	規制庁長田ですそうだとは思うんですけど、
1:33:01	すいません。
1:33:04	言いつつですね須江一井とかD、
1:33:10	でもこれも違うのか、一定の放射能農道以上の云々っていうので、
1:33:17	DBの左側の丸と関連付けたように、何か書いていたりもして、何なんだろうって感じがするんですけどそこは関連あるんですかかないんですか。

1:33:30	日本原燃仲村ですけれども、さっき、今おっしゃっていただきました一定の放射能濃度以上ってところが機器区分に該当するところでして、こちらが設計基準の方だと、
1:33:43	安重の区分と完全一致していないと、重大事故の方ですと、この機器区分のところが重大事故対象設備の中にすべて含まれるというそういった整理になってございます。
1:33:57	規制庁コサクです。そ、今の言われ方だとすると、何らか関係があって配置をして
1:34:08	ていうと右側SAすいません、Bの方の右側の丸あん中の丸が、
1:34:18	SAだと。
1:34:20	重大事故の0対象設備の0ということになるんだけどその範囲が、DBよりも広がるってということなんですか。
1:34:34	日本原燃仲村です。はい。そういった理解でございます。
1:34:39	規制庁コサクです。
1:34:41	土肥。
1:34:43	いうふうに見えちゃうんですけど本当ですか。
1:34:47	SAT、安重より広いですか。
1:35:01	非安重を使うSAもSsもある、是正対象もあるっていうことで言えば広いのかもしれないんですけど、
1:35:12	そういうことですかね。
1:35:20	ホールディングのセガワですけれども、
1:35:22	放射性物質を内包するという観点でいけば、
1:35:28	SAの範囲が安重より広がることはなくて安重の範囲内に、
1:35:35	エスエーがいるってことになるんですけども、今コサクさんがおっしゃっていただいた通りですね
1:35:40	放射性物質を内包するところ以外になると、
1:35:43	生産系の設備もですね設備のラベル張って、
1:35:49	いろいろ対処で使いますので、そういった観点の範囲が広がる。
1:35:54	というのが実態かと思えます。
1:35:59	はい。そう、そう言われるとそうなんですけど。
1:36:05	端的に言うと、DBとSAで関連がありつつ、違うところがあるというときに、このベン図を並べられると何か、
1:36:15	逆に混乱してしまうという気がしてですね。
1:36:19	ジツウ設備として、DBもSAも関係しますっていうところとSAだけですだったり、DBだけですっていうのがあってあるのであれば、
1:36:30	一体として書くことってできませんかね。

1:36:43	はい、上西でございます。ちょっと多分、頭を抱えているので、他の人間の知恵も使っておっしゃったような趣旨を理解をしました全く違う図ができるとやっぱおかしいな話で、
1:36:56	同じような分類額で、DDSだと言っている、そこに入るものが、名称が変わったりということがまず大前提なのかなという気もしますのでちょっとこちらで、
1:37:08	今もして同じような整理、まずはちょっと設備としてどんなものがあるって、どういう分類でということ整理した上で、
1:37:18	絵としてどう示すかということ、考えたいと思います。以上です。
1:37:23	はい。規制庁コサクです。
1:37:25	物の設計はすでにされてきているところなので、類型として何を示さなきゃいけないかというのを整理いただいて、
1:37:34	とは思いますが、その意味ではSAの方が、こんだけ細分化する必要があるのかどうかというところも、
1:37:44	あるのかもしれないというふうには思います。SAで放射性物質を内包するか否かというのは、何かその設計条件として違って、
1:37:56	この在庫の関係から違ってくるっていうことなんでしょうか。
1:37:59	変わらないけど、
1:38:01	日本イシハラでございますが、変わらないっていうことをわざわざ分類をすることによっておかしな話になってる気がしますので、いろいろこう機能からすると分類する必要多分一切ないと思います
1:38:16	求むDBの設備区分点を引きずったまま、整理を持ち込んだ結果、よくわからなくなったんじゃないかなと思いますのでそういうことも考えた上で整理させていただければと思います。以上です。
1:38:29	はい、古作です。わかりました。それで言うとDBのほうの枠に、この部分、SAがどういうふうにならざるのかという絵があってで、
1:38:40	SAが入るんだけどSA条文には直接は、先ほど言ったようなところで絡まないものがあるけどDBのほうでわかって、
1:38:48	いのが見えてるといような絵になるんじゃないかなというふうに思いますので、そんな整理をしていただいたらというふうに思います。よろしくをお願いします。
1:39:02	はい。メディアでございます。検討させていただきます。
1:39:17	規制庁の竹田です。ちょっともう1個確認させていただきたいんですけど、在庫の01。
1:39:25	ちょっと教えていただきたいんですが、
1:39:31	ページが25ページ、お願いします。
1:39:40	ここ、主要弁のところ、弁が対象かどうか三角で短波はバーになっているんですけど、この二つってどういう違いになるんですって。

1:39:57	やっぱり日本原燃久保でございます。
1:40:02	主要弁として
1:40:04	大きく長計についてるところの、
1:40:07	今ダンパーとしてましてそれ以外の特設系統についてるところは弁としてございましてちょっと弁のところだけを今三角にしておったんですけども、先ほど小崎さんからご指摘いただいた通りで換気空調系のところにつきましても、
1:40:21	それと同等の取り扱いということでそこは見えるような形で整理したいと思います。
1:40:28	以上です。
1:40:31	はい。規制庁の武田です。今日そういう整理されるということで理解しました。そのときに、この時の、
1:40:44	対象条文としましては、
1:40:48	当然、いや
1:40:51	15条には、丸がつくと、ということだと思っんですけど。
1:40:57	関係空調用のダンパについては、
1:41:01	中部署に加えて、住所この二つに丸がつくとかそういう整理だと思っいいんでしょうか。
1:41:11	はい。弓削石田でございます。まさしく今言われたのが、先ほど我々いただいた宿題だと思っましてそういうものがちょっと意味合いがわかるように、同じ丸を付けるのかちょっと記号を変えるなりして意味合いを示すか検討させていただくと。
1:41:28	ということだったと思っました。以上です。
1:41:32	はい。規制庁だけです。わかりました。その辺ちょっと重複してるみたいで、申し訳ございません。
1:41:40	はい。私から確認以上になります。それでは、その他規制庁側から確認ありますでしょうか。
1:41:49	規制庁コサクです。すいません。
1:41:53	んのは話したんですけど、類似でですね、
1:41:59	23、通し 23 ページ G2 燃料機関の燃料系タンクっていうのを、
1:42:07	どっかがあるんですけど、
1:42:10	この辺りもですねえ、何なんだろうなっていう感じがしていて、
1:42:19	実用炉の方は、別途火力基準とかに準じてやるというような基準があって、江本の原子力での材料構造とは別に管理をしているっていう古藤の範疇のような気がするんですよ。
1:42:37	で、
1:42:39	もうそい



1:42:41	先ほど消火設備ということでそれもまた別枠っぽいような部分もあっていうところの話だったんですけど、こちらは火力関係でということで、
1:42:52	これを実用炉は火力に飛ばされてるからいいんですけど、飛ばされていないこの再処理に於いて、
1:43:00	実用炉がこうだからこうっていうわけにもいかず、何でこういう表現になるのかなっていうのはわかんなかったんですけど、どういう整理なんでしょう。
1:43:11	はい日本原燃大窪でございます。今おっしゃっていただいた通り
1:43:16	年度の整理のところをちょっと参考にさせていただいておまして、発電炉では内燃機関、燃料タンクも含めて内燃機関として整理されて、火力基準側の方で整理されてございますので、
1:43:32	すいません発電炉の材料構造というよりはその準用側で整理されているというところで、三角とこちらでも三角とさせていただいてるんですけども、その火力基準に基づく設計がされてるっていう、ご説明しよう
1:43:46	というふうに考えてございます。以上です。
1:43:49	規制庁コサクでそれは先ほどの安重は入れますといったところの判断と整合するんですかね。
1:43:58	日本原燃大久保でございますはいすみません、こちらはまず、どういったものが容器になるかとかいうところの整理を示してましてこの中で、先ほどの区分の
1:44:11	安重ですとか要件対象になるところがまだ在庫の退出対象になってくるものというふうに考えてございます。
1:44:19	以上です。
1:44:20	ごめんなさい。この燃料系単価は、4号機と言われようキーだと思んですけど、
1:44:27	その上で安全。すいません。正式名称忘れちゃった。
1:44:33	安全上重要なものでしたっけ。
1:44:36	といったところから外れるっていうことなんですか。
1:44:41	はい日本原燃大窪でございます。安重の来年期間の容器も容器といいますか燃料タンクありますので、そういったものを価格基準で設計している旨を、
1:44:53	ご説明するものというふうに考えてございます。
1:44:56	以上です。
1:44:57	そうするって、規制庁コサクでそうすると、条文の対象からは外れないから0なんだけどその0としたときの設計、
1:45:07	方法としては火力基準に準じるっていうことですか。

1:45:16	0 オオクボでございますすみません私の理解としましては三角なんですけど火力基準で説明するものというふうに考えてございます。材料、
1:45:29	ストール規制庁コサクですそれでいうとやっぱりそのベン図の右側の丸の考え方をちゃんと整理してもらわないといけなくて、どの範囲をもって
1:45:40	案、
1:45:43	と容器、有能用機関であって、
1:45:47	安全上重要な、というのかと。
1:45:52	いうことになっちゃうんですよね。
1:45:56	今のやつ、燃料は安重じゃないってわけじゃないですよ。
1:46:02	日本原燃大窪です。燃料系のタンクも安重に所属しますので、
1:46:07	はい、安重です。
1:46:11	アイホン石原でございますすみません、ちょっと社内でもうまく意思疎通ができてなくてこの話聞いた時に私はノーだと言って、
1:46:22	理由は、火力のやつを今持ってきてる発言度はそちらで同等のことは見ているから、在庫の対象にしない、じゃあこの最初にか、加工施設に行った時にじゃあ同等のことをどこで見ているんですかっていうと、人がいない以上は、在庫の条文で見るんじゃないのかと。
1:46:42	んじゃないと、結局決定がなくなるんじゃないのかっていうのがもともとやりとりをしてまだちょっと全然社内でもうまく統一できてなかったところなんですけれども含めて、一旦ちょっと整理をさせていただければと思います。以上です。
1:46:56	はい。規制庁コサクですそうだろうなと思ってます。一方再処理規格の溶接との関係はとかって言われるとそれは再処理として放射性物質を取り扱う範囲っていうのを、
1:47:12	主眼として規定をしているのかなっていう気もするので、
1:47:17	実際の設計を火力基準でとかっていうのは内容としてはおかしくないと思うんですけど、そこら辺の対象範囲をよく整理をして、
1:47:27	いただければと思います。で、幸いというか、技術基準上ワー、民間規格はエンドースはしてませんし、
1:47:37	具体は細かく決めてないので事業者の選択の余地はあるということですからその余地の中で、何をを使うかということで整理がされるんだろうなというふうに思ってます。よろしくお願ひします。
1:47:51	はい。与儀西田でございます。はい。整理させていただきます。
1:48:00	選挙かけたですその他、材料構造関係で確認でございますでしょうか。
1:48:07	はい。規制庁浜崎です。すみません。
1:48:10	次、ちょっと1点16ページなんですけれども、真ん中ぐらいのところですねなお以下のところですので、この部位はその接続する配管が、

1:48:22	相対的に弱いから、その評価に思っ、ポンプ及び弁の共同を確認すると。
1:48:28	できるという表現になってるんですけども、これ実際問題として、
1:48:34	その共同さだとかですね、取りつけるは配管との条件によって、かなり 鉱産あると、いうふうに考えてます。それで、実際その配管の
1:48:46	評価を行う。
1:48:48	ことだけでもって、ポンプ弁の強度を有することを確認すると。
1:48:54	いう最終形としては、配管のみの評価になると、いうふうに、
1:49:01	この文章から読めるんですけども、その理解でよろしいんでしょうか。
1:49:08	はい。日本原燃大窪でございますすいませんちょっとページを確認させてください。はい。今言われ、16 ページです。16 ページの真ん中のパラグラフになります。
1:49:22	はい。
1:49:23	はい。ポンプ、弁の接続で配管側で見るという話のところかと思えますけども、基本的に配管弁の評価、
1:49:34	すいません本部の評価となりますと最高主圧力温度が加わっている状態で、その口径に対して、必要な厚さが出てきますので、その厚さ以上あることということの確認になりますので、
1:49:47	接続している配管ポンプは同様の圧力温度条件になります。接続も口径同様になりますんで配管の方で十分にかつてあればさらにポンプ弁というのは肉厚、
1:50:00	となりますので、配管側の評価に包絡されるものというふうに考えてございます。
1:50:05	以上です。
1:50:07	規制庁浜崎です。説明理解しましたけれども
1:50:10	配管の条件と、ポンプ弁の条件、いろんなものがあると思うんですけども、基本的には配管だけの評価で代表させるという、
1:50:21	ふうに理解すればいいということですね。
1:50:25	規制庁コサクです。
1:50:28	若干その説明が不足してるなと思ってるんですけど、配管の計算
1:50:36	寸法等、ポンプ弁の寸法は違うわけですよ。
1:50:40	弁ワー、ある程度その配管に類似したものにはなるものですね、弁た
1:50:50	弁箱の寸法の方が大きくなるのが普通であって、
1:50:57	同等ですっていうのはちょっと言い過ぎだなと思えますし、ポンプの方も、ポンプの方がどう考えても大きくてですね。
1:51:05	そこから管台が出て

1:51:10	間に繋がるわけで、同じ等々でそれ以上あるからってというのはちょっと言葉足らずなんじゃないかなというふうには思います。
1:51:22	最終的にワーポンプとかは体暑う試験なり何なり押す、合わせてスルーたリース、
1:51:30	或いは単体でやったりっていうなことは、
1:51:33	あるんでしょうから、
1:51:34	もう少し説明性を上げるということは必要なんじゃないかなというふう に思います。
1:51:41	はい。日本原燃大窪でございます。はい。ありがとうございますちょっとその辺も含めてですね説明ちょっと拡充したいと思います。以上です。
1:51:50	はい。規制庁浜崎ですパラグラフの最後に詳細は表の右側のページの表を参照して書いてあるんですけど、その表を読んでも、ちょっと理解できなかったの、もう少し詳しい説明といたしますか。
1:52:04	丁寧な説明の方をお願いします。以上です。
1:52:11	規制庁加来です。その表の部分でいうと材料選定は配管等と一緒にということですけど、
1:52:21	配管と違う材料で設計されてるポンプ弁とかってあるんですか。当然駐在だ鋼材だっていうのの違いはあるんでしょうけど、
1:52:33	それ以外で、違う材料であり剤、
1:52:38	継ぎ手なりをしてとかっていうなものってありますか。
1:52:43	5年オオクボでございます基本的にはそういったものはないというふう に認識してございます。
1:52:49	はい。以上です。
1:52:51	はい。規制庁コサクですそういうのがあつたりすると、材料の適切性の説明とか何とかがってというのは、個別にやってもらわなきゃいけなかったりもするので、
1:53:01	その関係とかも、わかるように説明をしておいてもらおうといいかなというふう に思いますよろしくをお願いします。
1:53:11	はい、2番目の久保です。承知いたしました。
1:53:19	規制庁課計画するその他規制庁側から、在庫について確認ございませう しょうか。
1:53:25	規制庁コサクです。最初に石原さんから説明ありましたが、グローブボックスとかで容器って書いてあるのは、グローブボックス自体じゃなくてドリフトレイだと。
1:53:38	言う古藤なんですけどそれはそれでわかるように書いていただいて、大元のグローブボックスとかを、どういう扱いのもとに対象。
1:53:49	するしないとかってところの整理をするか。

1:53:52	というのも明確にさせていただきたいんですけど。
1:53:56	基本はあれですかね、閉じ込め機能はあるものの、容器というものではないと。
1:54:03	どちらかというと構造、
1:54:05	鬱だっということなんですかね。
1:54:09	はい。宮城西田でございます。そうですね構造物と、いわゆる漏れ率なんかも見ているところを考えると容器、
1:54:19	何ですか、密閉されたというか、溶接で、
1:54:24	閉じ込められた容器というよりは構造物として見るということで後は、閉じ込め側の条文で、先ほど他の条文で、同等のとなり必要な機能を過去確認してますっていうのと、
1:54:37	同じだと思ってます閉じ込め側でグローブボックスとして見た時に必要な
1:54:43	要件というのは確認ができているということの整理だと思ってました。以上です。
1:54:50	はい。その辺りをいくつかは書かれてはいるんですけど、
1:54:55	もう少しクリアになればなと思います。で、結局そのグローブボックスのパネルとかの材料とかがって言うても、
1:55:05	構造強度を持たせるような材料での話ではないので、なんでそれでいいのかっていうと、
1:55:16	構造体としてその隙間管理ができるようなものであればいいのでと。
1:55:20	いうことなんだろうとは思いますがその辺り整理をしていただいて、
1:55:28	その辺の耐食性っていう関係からはどうなります。
1:55:49	乳井伊勢でございます。少々お待ちください。
1:56:03	はい、日本イシハラでございます牛を動態というか
1:56:10	入っていったらおかしいですね、フレームみたいのは早速出てきますしパネル自体は交換できるということで、いろんな意味でのそういった意味での維持管理の中で、
1:56:23	対応できるという設計だと思ってました。以上です。
1:56:27	規制庁日下です。そのあたりをどう説明していくのかっていうことだと思うんですね、直接のヨッキではなくて直接の対象条文じゃないっていうのはそれはそれでいいかなと思うんですけど。
1:56:41	一方でその着眼点として必要なものっていうのは漏れなく説明いただきたいと思いますので、
1:56:48	在校の中でなのか、
1:56:52	勧誘なのか、何かわかりませんが、或いは閉じ込めなのか、わかりませんが整理をしていただければと思いますそのときに、構造物っていう意味だと工程室なり何なりでの、

1:57:04	壁面なり壁の管理という壁区画の管理というようなところとかも照らし合わせながら、適切な整理というのをさせていただければと思います。よろしくをお願いします。
1:57:18	はい。日本原燃志田でございます。はい。ご指摘の件、理解しました会を検討させていただきます。
1:57:33	規制庁タケダとその他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:57:40	よろしければ、修正方針について現状の方から説明をお願いします。
1:57:47	はい、弓削西浦でございます。
1:57:53	そうですね。これは共通 08 と都築でしたっけ。
1:57:58	続きですね。はい。
1:58:00	共通の間違わちょっとまずは、丸付けはもう 1 回確認をするということ、
1:58:09	あとはテイン。
1:58:11	他の 100。
1:58:14	1 ページじゃないな、基本設計方針で載っている、ちょっと 96 ページとかのいわゆる
1:58:23	その他設備の構成の方は、全体の機能をそれぞれの機能というのを考えて、ちょっと構成含めて一度検討させていただくと。
1:58:32	ということです。あとは
1:58:38	パルスを、
1:58:43	その前にやったっていうと部面。
1:58:46	各申請回ごとの添付書類の構成書いてますけど、ここに添付図面の開示ごとの条文との関係と、いうのを整理をさせていただくと。
1:58:57	あとは、日の告示の中である系統図のところのタンケツの関係とももうちょっと見える化というか整理をさせていただくということです。あと、
1:59:10	あとは、強化するところはちょっと誤記もありました。全体通して資料表で書かないといけないところの説明も足りないところもありましたので全体通して、
1:59:24	今一度確認をして、必要な修正をかけます。
1:59:28	ということです。はい。当在庫の方は、まず全体として 5 ページと 7 ページの図は全体でちょっと D S A でコラボして全体の見え方整理させていただきます。
1:59:44	あと在庫自体でまだ直しきれてないところもありますのでその整理をすべく修正をするということと、下 16 ページでいくと先ほど言ったポンプと弁棒は、配管等の関係ですね、もうちょっとちゃんと心が伝わるように、同じ意味合いが伝わるように名称を修正をすると。
2:00:03	ということは、

2:00:06	剤第5とあと、先ほど協定を8分ですけども合わせて
2:00:13	来航側で2、
2:00:15	相当するものと他の条文で見るもの、あとは直接的な対象じゃないけど関係するものとして見なきゃいけないもの事前ちょっと039の付け方。
2:00:26	一度整理をさしていただいて、ば以降では23ページ。
2:00:32	以降のですね表での整理を見直すのと合わせて、第1回の申請対象になってる共通全発の設備リスト化にも同じような考え方を反映をしていくと。
2:00:46	ということだと思ってますそういった修正をさせていただきます。
2:00:53	規制庁タケダつありがとうございます。今の説明についてコメントございますでしょうか。
2:01:01	はい。よろしいでしょうか。
2:01:04	それでは予定としましては今日のヒアリングのメニューとしては10時もあるんですけど、
2:01:12	これは改めるということでよろしいですか。
2:01:16	日本原燃いかがでしょうか。
2:01:20	乳井西浦でございます。
2:01:23	ボリュームはそれほどないのであれですけど今、明日の午後でしたっけ。
2:01:30	もうヒアリングが入っていたような気もしてますその中でやらしていただくか、
2:01:38	でも構いません
2:01:41	今日でなくてもという気はしてますけど、
2:01:44	1003から出とるんですけど、すべてを直さなきゃいけないということになりますので、明日説明とさせていただくよう、直さないといけないという認識してるところを宣言させていただいて今日のところは、
2:01:58	明日に送るということでも構いませんということですが、いかがいたしましょう。
2:02:05	すいません大橋ですけども、規制庁オオハシですけども、
2:02:11	こちらの方も事前に読んでまして、それほどポイントがないところですので、できたらこの場でやってしまいたいんですけど、去年よろしいですか。
2:02:21	はい、西田でございますはい。そちらでも全然対応可能でございますので、よろしく願います。はい。
2:02:30	それでは銀聯から十時03
2:02:33	ー405を通して説明をお願いいたします。

2:02:39	はい。日本原燃石田でございます。十時 03 から 15 分で I S 01 が 13、資料がございますそれに基づいて吸って、重大事故版として整理をさせていただきます。
2:02:53	十時 03 はそれぞれ環境条件として整理をする健全性に係る条件ですねとして整理する部分を、表のフォーマットに考え方なりが書いてあるもの。
2:03:06	常時 04 については、
2:03:11	適合性に係る評価方針として圧力温度湿度放射性に関する評価の方法手法を、
2:03:17	記載をしているもの。
2:03:19	実際の環境条件の設定については十時 0305 でございますすいません 10 時 05 の中で整理をして、具体の数字を書いているということでございます。
2:03:31	十時 0。
2:03:33	ご飯の中で
2:03:36	一部すでにちょっと記載が足りないというところは、右下 24 ページのところ、(2) 番ということで、グローブボックスを設置する工程室内の温度ということで、
2:03:48	真ん中ぐらいに 20 分程度短いことからというので書いてございます。実際この
2:03:55	今、何のためについてるから一緒ぐらいが 27 ページのグラフがあるんですけど、20 分の説明はこのグラフではできないので、20 分を根拠になるものを、許可の時にも整理していたものを
2:04:08	計上させていただくということが 1 点。
2:04:11	あともう 1 点は入社 30 ページのところこちら、すいませんこちらの作り方の失敗で、DB と同じようなことを書いてしまいましたということで、2 ポツの放射線の設定に係る基本的な考え方の、建屋内の各部屋については書いてあるグローブボックス内に、
2:04:27	放射性物を閉じ込めるためと書いて文章がございます。DB は当然これでいいんですけど SA になってくると、グローブボックス内の火災によつての移行割合というのをそれぞれ設定していて、
2:04:39	背景にいくもの以外に、プロセスに、パネルの隙間から抜いていくものを設定してます。そういったことも踏まえた上で有意な線量にはならないと思うんで 50 マイクロ出てきます。
2:04:51	というのが、展開をして説明を展開していくということが、必要な記載だと思いますけども、今、DB の記載をそのまま展開してしまっているので、別途修正をさせていただきたいと思ってたところでございます。説明は以上です。



2:05:11	ありがとうございました。それでは規制庁の方からご質問ある方、お願いいたします。
2:05:19	はい規制庁の大橋ですけれども、今、
2:05:24	衛藤イシハラさんからちゅ、05に関してはここを修正するというふうに言っていたので、
2:05:33	当間畑中店しかないんですけれどもまず十時-03ですけれども、
2:05:40	12ページですけれども、
2:05:44	こちらが12ページで、
2:05:47	第、
2:05:49	ポツの1ということで表がついてるんですけども、これ、括弧一位はその条文機能って書いてあるんですけども、こちらは設備区分、
2:05:58	家の方見ると、設備区分というふうに書いてあるんですけども、こちらは、
2:06:02	上部機能ということよろしい。
2:06:22	日本石田でございます。音声途中で切れてしまったんですけどあれですかね、兵頭(1)の項目が、
2:06:31	場所が違うということですかね。
2:06:34	はい。そうですね。12ページの(1)が
2:06:40	条文機能って書いてあるんですけども項目の下のところが、
2:06:45	これが施設区分っていう。
2:06:47	ふうな、
2:06:50	ことの、
2:06:51	こと、ただし書き節区分で書くべきところじゃないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。
2:06:57	はい。日本原燃石原でございますちょっとこれは事実確認を勉強した上で適切な記載にさせていただきたいと思っております清野発電所の記載を見て、作ったものとしてはやったようですので、SN、
2:07:11	DD発電の場合での補足説明資料が記載が違うのか本来ここに書くべきことは何なのかと、いうことを我々としての整理というのも含めた上でも、
2:07:22	確認した上で、必要な記載にへの見直しが必要であればさせていただきたいと思っております。以上です。はい。多分記載の適正化のレベルだと思いますので、正しく伝えていただければ、
2:07:36	0300があります。
2:07:38	はい。規制庁の藤原です。同じようなところなので、同じく精査していただいたと思っておりますけど、両括弧2のところも安易だと、設備区分っていうところがこちらは設備分類ってなっているということ。

2:07:51	あとすいません、これは誤記だと思いますけれども、その12ページの両括弧2のところの、記載内容のところなんですけど、
2:07:58	常設の設備の後に、可搬型事例事項等対処設備かなっていう会話だけになっているのでこれは種を適切に修正してください。
2:08:08	で、実際に言いたいのはその次なんですけど、両括弧5のところ、
2:08:13	環境条件における健全性のところをガクッと書かれてるよう思うんですが、ああいうだとえと項目細分化されてる項目1個1個に対しての説明をされているところこちらってどう。
2:08:26	整理されたのかっていうところを説明していただけますか。
2:08:41	はい。まず先ほども誤記等については適切な記載に見直しをさせていただきませう。(5)2012ページの(5)については、ここも確かに記載を大分はしょって書いていて、
2:08:56	必要な記載が適正に書かれてるかどうかは、すいません今一度、
2:09:00	ああいう場の資料との横並びということも含めて発電のものも参考にしながら、記載を、必要な記載を展開できるようにさせていただきたいと思ひます。
2:09:13	正直力及ばずでございましてあまりちょっと動機記載委員会適切なのか私の中で今パッと出てこないの、
2:09:23	実際のものを見ながら、整理をさせていただければと思ひます。以上です。
2:09:29	規制庁の藤村ですよろしくお願ひします。そういう点でいうとIR少し悩ましいのが、
2:09:37	容量の3分の1からで始まっていて、
2:09:41	今言っていた両括弧5のところと、共通要因故障同士のところの13ってどういうふう書き分けるのかっていったところも、工夫が必要なのかなと思ひますのでそちらも含めてで、
2:09:54	どういうふう記載していくのかって言った、記載要領をどう変えていくのかっていったところは検討ください。
2:10:02	はい、乳井西浦でございませう承知いたしました。
2:10:08	はい。続け、十時-04ですけれども、こちら、私からは笹の件しかないんですけれども、3ページ目をお願ひします。
2:10:20	こちらは動きだと思ひますけれども、3ページ目のその概要とありますけれども、その下から二つ目のパラグラフの下から2行目のその適合性の手法というふう書いてある、適用性確認の手法とかそういうこと。
2:10:35	かと思ひますので、
2:10:37	この誤記という方の文字が抜けている点は修正していただければと思ひます。私から以上ですけれども、他、

2:10:46	はい。
2:10:48	カバー04 はないようですので、最後 05 ですけども、こちらの誤記の類に関して、指摘をします。
2:11:01	5 ページ目ですけども、
2:11:04	これちょっと確認なんですけれども、4 ポツ、2.4 放射線の (1) 番ですけども、あ、すいません。失礼しました 2.3 環境湿度の (2) 番ですけども、
2:11:17	これ、
2:11:19	国内の環境湿度は重大事故等の特徴を踏まえてというふうに書いてあるんですけども、これ、漫遊とか、あと、あとその 5 ページ目の一番上の記載だと、
2:11:29	換気空調設備による管理、と重大事故等を踏まえてその管理空調設備という言葉による管理という言葉が抜けてるのかなとも思えるんですが、この辺いかがでしょうか。
2:11:47	はい、日本石田でございます。ちょっと他のところの記載も並べて、確認をください。
2:11:55	確かに 4 ページとかにも環境温度にはがん聞く場による管理というのがあるのでそこも含めて、
2:12:06	はい。記載を整理させていただきます。はい。
2:12:11	はい。あと、誤記だと思うというか、言葉が抜けてるだけだと思うんですけど、同じ 5 ページの件 4 の (1) の施設が定めているというのがその各施設課という課が抜けてるのかなっていうのが、1 点と、
2:12:26	ここは
2:12:28	あとは 23 ページですけども、
2:12:33	23 ページで、
2:12:35	これもご披露を強く受けてるだけだと思うんですけど、
2:12:39	1 パラグラフ目の換気空調が事故、事故時に期待できないことをした運転ですね。
2:12:47	ことを考慮した云々ってことだと思うんで考慮って言葉が抜けてるのかと思いますので、この辺、修正していただければと思います。
2:12:59	はい、三品でございますはい。大変失礼いたしました。先ほどの記載、あと号機も含めて、全体もう一度整理をして見直したいと思います。以上です。すみませんあともう 1 点ですけども、
2:13:11	次のパラグラフのなお書きの重大事故等として想定するっていうそのサトウというのはいるんですかね。
2:13:20	重大事故としてということですよ。
2:13:27	ちょっと他の理事者でございます。ネーミングとしてちょっとまとめて何でしょう。

2:13:35	ある設備の状態を、直す時に重大事故等と書いていただいてもおっしゃっていただいている通りグローブボックス内の火災云々で閉じ込める機能が、
2:13:45	喪失するという事故自体は重大事項になりますのでちょっと表現、中身を見た上で、適切な表現にさせていただきたいと思います以上です。はい。ちょっと
2:13:58	今ちょっとぱっと出てこないんですけど他のところだと何か重大事故って書いてあったり等が書いてあったりとか何かまちまちだった感じもあるので、見直しをいただいて
2:14:08	適正にしていただければということですのでよろしくお願いします。
2:14:12	他、05でありますでしょうか。
2:14:14	規制庁の藤原です。4ページの、
2:14:18	2.2の環境温度両括弧1の最後の蓋からなんですけど、これに基づきっていったところで、37℃っていうこ外の環境温度とするとした後に、
2:14:31	具体的にはっていう形でまた29度の話があって、FIRE資料を見ているところ本当はもうちょっと文章があったんじゃないかと思っていて、
2:14:41	聞きたかったでちょっと失敗したような感があるんですけど、いかがですか。
2:14:51	はい、日本イシハラでございます。重大事故の設備のことを考えますと、外屋外の温度の設定はもう37度までで、
2:15:01	要員とおんよかったと思いますちょっと中途半端に具体的な後の文章を出してしまった感がありますので、ABではこの後設備側の設計との関係で、評価云々、29度が37と1.5なんてもどうのこうのという説明がありますけど、実際例えば、
2:15:19	DB側の設備の貯蔵設備としての安全機能の説明をしているだけです。SAとして見ればその前の屋外の環境温度とする0で終わりかと思えますその辺はちょっと適正化をさせていただきたいと思います。以上です。
2:15:33	規制庁の藤村ですよろしくお願いします。続いて通しページの11ページとか12ページ。
2:15:42	なんですけど、これは多分動きかと思っていて、安易な資料を見て、ここを見てっていうところもあるのかもしれないんですが別紙の2-3とか2-1とかっていうのが出てくるんですけどこちら別紙は1から、
2:15:55	1の早道とかしかなないので、ちょっとこれは適切に修正してください。
2:16:01	はい。大変失礼いたしました。完全にコピペでございましたごめんなさい。はい。適切に見直しをします。はい。
2:16:10	規制庁の藤村ですよろしくお願いします。

2:16:13	あと、すいません規制庁コサクです。今、すいません、どこの、ちょっとポケットしちやってちゃんと聞けてなかったんですけど、何の話だったか教えてもらっていいですか。うん。
2:16:22	規制庁藤原です。通しページ0防止、1105の資料の通し11とか12ページのところの表の中の、
2:16:32	記載で別紙2-3参照とか、三野2参照とかってところが散りばめられてるんですけど、今回この十字の05っていうのは、別紙の2-1とか2-2とかっていうのは存在しないので、ちゃんとこちらで、はい。
2:16:45	対処する部分をきちんと書いてくださいっていうコメントをしました。
2:16:50	規制庁コサクです。ありがとうございます私もそこがちょっとよくわかんなかったんですけど、対応としてはどうされるんですか。
2:16:57	はい。これDBの表をぺたっと張って、安心して終わってしまったパターンですので、こちらの別紙1の1からの出てくるやつとリンクロード番号を適切な番号にします。
2:17:12	実際Dの場合はこの前に最初の別紙1G図がいて、僕が別紙2のシリーズでしたのでその点等ありましたけど、これ自体はSOXの資料として、必要な別紙の番号を呼び込む。
2:17:25	いう形で対応させていただきます。はい。失礼いたしました。
2:17:30	規制庁コサクです。それはあれですか後ろの別紙1の云々、今オン、何だ、
2:17:39	1-1が圧力1-2が本当ですかねとかっていうについてますけど、そっちの方見てくれっていうことですか。はい。そういうことです。はい。
2:17:48	わかりました。だから、温度だと、別紙1-2。わかりました。はい。
2:17:56	規制庁の藤原ですあと1点ちょっと言葉じりかなと思いつつも気になっているのが、25ページとかなんかもまとめとして、重大事故等の発生を想定するグローブボックスを設置する工程室内の温度は通常時の環境温度と変わらないことから書いて、
2:18:14	五つも後でグローブボックスの近傍は100度なんだっていうふうにかかれてるんですけど、これって工程室として、通常的环境温度って、
2:18:23	最初に書いてるのとの関係ってどうなってます。
2:18:44	逃げにシェアでございます。ですねおそらく、かなり中途半端ですね。おっしゃってる意味は何となくわかりました。
2:18:53	工程室の建屋外のもので
2:18:56	12ページに書いてある温度のお話をしたいんでしょ。を作った人間はそう思いながら、
2:19:04	工程室の温度とリンクしねいいだろうということで工程室が、でも違うか。2番か12ページの2番が、を提出。

2:19:15	そこにおるのが、40度っていうのが、室内に設置する機器と発熱等を考慮した値ということで、40度をまず基準に考えて、
2:19:26	グローブボックスで火災が起これば火災の温度の上昇に応じてグローブボックス近傍は100度になりますという説明だと思ってましたが、何か、そのリンクがわからないってことですかね。
2:19:39	規制庁の藤原です。言葉としてちょっと引っかかってるのかもしれないんですけど、基本的には通常時の温度って、許可の時には、肯定しないって16度から26度ぐらいって聞いていて、
2:19:51	事故時はそれが16度から100℃ということで、グローブボックスの近傍になるともちろん、100℃って高くなりますよねって話で、なので重大事故の発生。
2:20:01	ていうか、通常時の環境温度と変わらないことからって言ったところが、
2:20:06	事故時の話。
2:20:08	なんですよね。衛藤やっぱ多いから、その辺は変わらないんですってことを書きたいってことですかね。
2:20:15	はい。宮城です。内田でございます。そういうことだと思いますが、私が今読んでもそうは読めないんで記載は修正します。はい。
2:20:23	はい。規制庁の藤原です若干言葉足らずなのかなと思っている程度ですので、そういったところ圧力なんかに関しても、そういった視点で確認いただいて、
2:20:34	きちんと許可の時に言っていたことが、から流れてきて、うんそうだねって思えるような文章にさせていただければと思います。
2:20:42	私からは以上です。
2:20:47	規制庁コサクです。
2:20:49	私もちょっと安堵とこれよくわからない。
2:20:52	期待してたものが全然書いてなかったんであれなんすけど通し24ページ。
2:21:00	通常の40度のところろう、どんな説明があるんだろうと思ったら、飛ばし元のところと同じことしか書いてほとんど書いてなくて、
2:21:10	なんですけどこれってDBもこの程度だったってことなんですか。
2:21:17	はい。日本円者でございます。
2:21:21	ちょうどDの直接私も書きながら記憶が曖昧ですけど、
2:21:28	もちょっと書いてたような気もしますが、実際は、
2:21:34	最初のリード文はこのぐらいで、あとは、
2:21:37	換気空調とか機器とかの考慮すべきもの云々っていうのはありがとう。それほど、これからさらに何か大幅に触れるっていうことではなかったと思ってます。はい。

2:21:49	規制庁コサクです。少なくとも先ほど藤原が言ったような話があって、
2:21:55	室内の機器の発熱としてもこの程度だからとかっていうようなことがあるんだろうなと思ってたんですよ。
2:22:05	補足なの
2:22:08	今回じゃないのかもしれませんが、
2:22:11	設備設計があるときにはそういう説明をしていただかないとなつていう気はします。
2:22:21	はい、日本イシハラでございます。はい。ちょっとまずは事実確認して、必要な記載の拡充なりを検討したいと思います。以上です。
2:22:40	他0項に関してありますでしょうか。
2:22:49	それでは
2:22:50	なければ、全体、最後に全体通じて何かありますか。すいません。
2:23:00	1203005について振り返りをお願いいたします。
2:23:05	はい。野木西原でございます。030405、通していろいろご祈禱ご指摘ございましたその点については全体見た上で修正をさせていただきたい。あとDBとの
2:23:20	違いといった部分適切な記載を整理していると、いうこと。あとは常時0。あつては表を完全にBが及び込んだ形で同じのパクって感じがあつて全然別紙とのリンクがとれてないので、その整理を、
2:23:37	させていただくということ。
2:23:39	あとは、先ほどあつた温度のところですね、の記載であつたりあと私がご説明した20分の設定の根拠の記載の拡充、
2:23:50	あとは、温度のところをまとめてあたりの表現といったところの修正。
2:23:57	あともう一つ私の方で口頭提示前と最初に説明させていただいた放射線の設定のところ、DB
2:24:06	白川がある記載は、衛星に合わせて記載を修正するといったところを、全体やらせていただければと思います。はい。以上です。
2:24:16	ありがとうございます。
2:24:19	では全体として、
2:24:23	いつぐらいに集計とかありますでしょうか。
2:24:32	表現西田でございます。修正の提示時期でございますでしょうか。1週間ほどいただければと思ってました。以上です。はい。
2:24:45	すいません。それでは全体通じて何かありますでしょうか。
2:24:50	規制庁コサクです。
2:24:53	今の話が終わってからなんですけど、
2:24:58	補正との関係でいうと、補足ってどういう。
2:25:03	レベル感にあり、

2:25:04	ということなんですかね。
2:25:07	はい。
2:25:09	10年以降の添付書類S Aの30条絡みの添付書類で、環境条件として、共通的に設定すべきものを今回第1回として示させていただきました。
2:25:23	あその数字を見てその根拠の部分を、今補足で説明をさしていただいとると実際数字の設定自体は当協会の中で、添付書類等で設定をさせていただいたものを、
2:25:37	展開をして共通関心にしてますので、その具体的なバックボーンをご説明する上では生徒のリンクでいくと、あまりそのあとでも、
2:25:47	対応できるのかなと思って、スケジュールを1週間ということと言わさせていただきました。以上です。
2:25:56	はい、わかりました。そういう意味では、本文は影響ないけど、添付のところろう、
2:26:03	もし数字おかしいぞって話になれば添付が変わると。
2:26:07	いうことだけど、内容としては許可から話を聞いているんで大きく変わるものじゃないので、
2:26:13	1週間まで大丈夫と思われてるってことですね。
2:26:17	はい。二本木西原でございます。おっしゃっていただいた通りでございます。
2:26:21	はい、了解しました。
2:26:27	全体通して何かありますでしょうか。
2:26:30	大橋ですけれども、少しちょっと事前に電話をさせていただきましたけれども、ちょっと最初の関係ですけれどもちょっと状況だけ確認をさせていただきます。
2:26:44	I A E Aの保障措置の関係ですけれども、
2:26:50	今年の3月にそのグローブボックスのその火災が発生してI A E Aの一次分析業務を行うことが行えないことがあったということがありまして、今後そのI A E Aの立ち会いのもと原燃が分析業務を行うことが、
2:27:02	を考えているというような話がありました。で、こちらに関して、その認可との許可ですかね、の関係に関して原燃からちょっと面談相談があるかもしれないという話はちょっとなかったらいいんで聞いてるんですけれども。
2:27:17	その辺に関する現状の今の状況いかがでしょうか。
2:27:23	はい。日本原燃狩野です。
2:27:25	えっとですね、今お話いただいたO S Lのバックアッププランということで我々検討しております。これはI a a S Gを保障措置室殿、各室管理センターで当社を構成員としてタックタスクフォースを立ち上げて検討しておりますこれ



2:27:44	ですね我々の施設の、を使ってそういった I A E A 側の保障措置分析ですねそういったものができるかどうか、課題はないかといったところを検討しておりますけども、
2:27:56	その中で我々が許可の中でですね、
2:28:00	我々の再処理施設を I A E A の分析の目的で使用していくかどうかというところでいろいろ社内でも検討したんですけども、
2:28:11	なかなかその根拠となる部分がはっきりしないなというところで、ちょっと迷いがあったというところがございます。
2:28:18	リアル B 町はですね、
2:28:21	書類、
2:28:22	この 1 ところに、国際約束の実施のために必要な措置を講ずるところがあって、これ一で、実施は可能ですよというふうなことをですね保障措置室、
2:28:35	ルーバからは言われてはおるんですけども、
2:28:39	ちょっと我々の中でその根拠として自信がなかったというかそういうところで、お考えをお聞きしたいというのが、趣旨でございました。以上です。
2:28:50	今後、
2:28:52	ちょっとアタックコースを作ってるというお話ありましたけれども、今後そのまとまった後、こちらに面談等あるということで理解していいですか。
2:29:08	あ、すみません聞こえましたか。
2:29:10	規制庁コサクですけど一応念のため申し上げますと、
2:29:14	S G 室が言ってる通りこちらは何も問題があると思っていない状態なんですけど、そちらに懸念があるということであれば面談を打診されればお聞きはしますよと。
2:29:28	いうことなんですけど、現状はまだそちらは検討中というこ等で、
2:29:34	あってその検討の結果によっては今、
2:29:40	大橋が言ったようなところで面談とか審議をするかもってというのは進まず、
2:29:45	そういったことも含め検討中ということですかね。
2:29:49	えっとですね日本原燃加納です。そういった懸念を晴らすといいますかそういうところで 1 度面談をしていただいて、
2:30:00	見解をいただきたいなというところが我々の気持ちでございます。はい。
2:30:05	以上です。規制庁コサクです気持ちというところと言うと、いつぐらいにその気持ちを表し、

2:30:15	ていただけるでしょうかというようなところでいうとどんな感じなんです。
2:30:19	社内としての人、日本原燃狩野です。社員としての意思統一は面談をしていただきたいということでまとまっておりますので、
2:30:30	早々に保障措置室さん、ずっとですねそちらとですね、
2:30:37	調整させていただいて時期は決定したいと思っておりますけども、
2:30:42	社員としての検討は終わっておりますので、可能な限り早い時期にお願いしたいなと思っております。
2:30:51	規制庁コサクです。
2:30:53	であれば、
2:30:54	なぜ今日お話を聞くまで打診がなかったのかなっていう気がしますけど、整理をしていたし、していただければと思います。
2:31:04	何だろうな、
2:31:08	SGのそちらの分析の話から入っちゃいましたけど、大本でいうとMOX SG効いの、何つうんすかね。
2:31:20	波及影響防止というよりは、双方の目的、
2:31:25	調和して他、両方の目的を達成できるようにどう設計をしていくかというところの連携の花CO、
2:31:35	この場では主として話をしてたんですけど、そちらの話ってどうなってますか。
2:31:47	はい、日本イシハラでございます。今、体制としてはSG側MOXのSGを担当してる部署が、規制庁さんのSG部門とそういった設計の話をするときには当然今まで、
2:32:03	各設計部署を呼んでいたので、同じように会議をしましたけどそこに我々許認可部隊も参画をしてあと事前の調整なり何なりということを含めてやらしていただくという体制を組んで今、
2:32:15	進めさせていただいております
2:32:18	合いながらというところで言い訳をさせていただきますと、体は一つしかなくてですね、非常にあっぷあっぷしている状況ではありますけどそういった形で他の許認可も絡んだ上で全体整合であったり、情報共有であったりというのをさせていただくという体制で今進めているところでございました。以上です。
2:32:37	規制庁コサクです。実務を
2:32:41	連携がとれる体制をとってや。
2:32:44	言い始めたということはお聞きはしてるんですけど、そういう取り組みをするんだっていう方針みたいなのを、基本設計方針なり何なり、
2:32:55	或いは今日ヒアリングをした、品質管理の体制であったりと、

2:33:01	<p>というようなところで何らか見えるのか見えないのか、どういう認識であればいいのかって言ったところは補正までにお聞きしたいなと思ったんですけど、どうですかね。</p>
2:33:20	<p>はい。日本原燃石田でございます。</p>
2:33:24	<p>まずは設計上の考慮という意味でいくとちょっと私が燃えてくつてのがそのまま、今資料に反映されてるかももう一度確認しなきゃいけないですが、</p>
2:33:36	<p>相互に機能が発揮できること、お互いがお互いに対して影響を及ぼさないことっていうのを、ちゃんと設計方針として述べるというのは、今の別紙シリーズの中で</p>
2:33:49	<p>波及的影響はSG側から波及的影響を及ぼさないっていうところもそうですし、あとは汎用設備にもSGS字SA設備にも、</p>
2:34:01	<p>悪影響防止ってのがありますので自分が人に対して影響されてそういったところでちゃんと、ああいう以外だったりそういう設備以外だだり設備に対しても、悪影響を及ぼさないように、あと保守性とか何とかに影響を及ぼさないようにということで設計方針を述べると。</p>
2:34:16	<p>というような時代連携で、設計側はフォローしようと思ってました。そういう体制でやっていくっていうところですねなかなかちょっとすいませんどこに入れるかは、悩んだまま、回答がまだできてないかつ、</p>
2:34:30	<p>答えがフィニッシュできてない状況でした。すいません。はい。すいません。</p>
2:34:37	<p>規制庁小阪ですまず体制でいうと、保安規定の方に、その連携ワーあると思うんですね。</p>
2:34:46	<p>その連携の具体というのがなかなか上手く、</p>
2:34:50	<p>できてなかったと、いうことだと思ってます。狩野さんのところと言えば類型わかるのに、その設計の大元である、担当せん。設計所管部署ですかね。</p>
2:35:03	<p>いうところに問い合わせをしてたということだと思うんですけど、その人たちが、安全全体の考えというところで、許認可業務課なりといったところの</p>
2:35:13	<p>意見も聞きながらということをやれてなかったということなんだろうなと。</p>
2:35:17	<p>思ってますけど、そういう関係からすれば</p>
2:35:23	<p>なんつうかね又聞きのような形で展開するのではなくて、もっと所管するところにしっかりと話を通してと。</p>
2:35:30	<p>いうことなんだろうなと思ってますけど。</p>
2:35:34	<p>実態の認識はそういうことですよ。</p>

2:35:37	はい。二本木志田でございますはい。おっしゃっていただいている通りでございます
2:35:42	また議事部又聞きで答えるには直接主幹となっているところが話をし、影響するということにしたということでございます。
2:35:53	はい。規制庁コサクですって。そうだとすると大本のその保安規定上を 図るというようなところの具体ということの展開なので、
2:36:04	設工認の方QMS体系っていうのが保安規定等、
2:36:10	リンクが張られたような形にもなってるので、そういったところからど ういうふうに説明が一作るつけるのが適切かと、というようなことを考え て説明いただければというふうにまず大勢の方は思います。
2:36:25	で、内容の話は先ほど言うなり、
2:36:31	10Gの整理の中での話で言われたような気がするんですけど、
2:36:36	その範疇だけでいうと、
2:36:41	相手方なりの配慮っていうのはそれはやっぱり安全設備池だけになっ ちゃうので、SGへの影響とかっていうようなところまではいかないよう な気がするんですけどそれを拡張して書かれる書かれているっていうこ となんですかね。
2:36:57	はい。与儀志田でございます。そうですねよく
2:37:03	はっきり言って興味という時に向小とかとかに出てきますその他加工施 設にある施設設備っていうような表現で、ああいうとか、FA以外のも のが入るような対象となるような書き方をした上で、
2:37:18	それに対して影響を及ぼさないということで、設計上の配慮が展開でき ればなと思ってました。以上です。
2:37:28	はい。規制庁コサクですそのあたりは、
2:37:34	どの資料でどう見ていけば良いっていうことなんでしょうか。
2:37:39	日本原燃社でございますちょっと実態を、まず、すいません私もバタバ タしながら講師の芦野と言いながら、ちょっとフォローがうまくできて なくて、SFを30条の悪影響で書き切れたかどうかちょっと実態をも う一度確認して、
2:37:56	必要な修正があれば修正をかけるということをさせていただければと思 ってました。実際は非常時の0002の別紙海野1、
2:38:07	後はIOでいけばIU前々02の別紙4-1、それぞれ健全性の説明書に なりますので、そこで展開できればという、すいません私が夢をいた だけていたかもしれないですけど、
2:38:19	実際あるといった声もあるので実際そうなってるかどうかもう一度確認 したいと思います。以上です。

2:38:26	はい。規制庁コサクです私も確認をしますけどそちらで確認して足りない部分も反映をなければ、足りない分の反映というのをどうするのかっていうのを整理をして、
2:38:38	事務的に連絡いただければというふうに思います。よろしく願います。
2:38:47	他も、
2:38:48	でしょうか。
2:38:50	これは、ちなみすみません、古作ですけど今の聞こえました。
2:38:55	はい。日本原燃志田でございますはいすいません聞こえました。はい。対応させていただきます。
2:39:00	はい、知久ですよろしく願いますちょっと自分の発話が音がこれまでと聞こえ方が違うかと不安になっちゃう。すいません。
2:39:06	以上です。
2:39:09	では
2:39:10	なければ本日予定していただきたい所。
2:39:15	ほか
2:39:22	乳井委員特にございませぬ。
2:39:25	それではこれに
2:39:26	ヒアリングを終わりたいと思います。それでは録音止めていただいているか。